

# 人口問題研究

第 160 号

昭和 56 年 10 月 刊 行

貸  
出  
用

## 調 査 研 究

- 主食パターンの多様化とその社会経済的特徴——昭和54年度実地調査結果から——(2)……………内 野 澄 子… 1~22
- 欧米諸国の出生政策——個人目標と国家目標の相克——……………阿 藤 誠…23~43
- 最近の夫婦出生力の分析——第7次出産力調査の再集計——……………伊 藤 達 也…44~60
- 現代日本人口政策史小論(2)——国民優生法における人口の質政策と量政策——……………廣 嶋 清 志…61~77

## 研 究 ノ ー ト

- わが国の世帯統計(2)——世帯主概念をめぐって——……………山 本 千 鶴 子…78~82

## 資 料

- ふたごの出産率と死産率, 1975年~1978年……………今 泉 洋 子  
三 田 房 美…83~94

## 書 評・紹 介

- 大淵 寛・森岡 仁『経済人口学』(岡崎陽一)……………95
- German Rodoriguez and John N. Hobcraft, *Illustrative Analysis: Life Table Analysis of Birth Intervals in Colombia* (渡邊吉利)……………96

## 雑 報

- 人事の異動——定例研究報告会の開催——人口問題審議会の委員の異動と第39回総会——日本統計学会第49回大会…………… 97~100

## 調 査 研 究

# 主食パターンの多様化と その社会経済的特徴

—昭和54年度実地調査結果から—(2)

内 野 澄 子

### I はじめに：“人口の質”論の復興

“人口の質” (Population Quality) の研究は、その内容規定がこんなんであり、またその性質上計量化もよいでないため十分な展開が行なわれなかった人口領域である。また、人口増加抑制、出生力低下といった緊急を要する量中心の人口研究、人口政策研究が優先してきたことも、“質”の研究をおくらせた要因であろう。

しかし、今日、人口の質の研究は、先進国、開発途上国のいずれにおいても注目されるに至った。先進国では著しい出生率および人口増加率の低下の結果、死亡率の改善による生残率の向上とか労働力の質的向上が社会経済発展の観点から重要視されるに至った。人間資本 (human capital) とか人間資源 (human resources) といった概念も、単なる量的なものとしてではなく、経済進歩の重要な条件をもつ質的なものとして経済学の中で発展せしめられてきたと述べられている。教育投資や技術・研究・訓練投資が人間の質を高め、経済成長に対する著しい貢献が経済学者によって証明されている。

他方、開発途上国においても、家族計画による単純な量的出生抑制論から、人間の生活、健康、栄養、教育といった質的向上を目指した総合政策が強調されるようになってきた。

人口の質といったばあいその定義はかなり漠然としている。しかし、一般には、人口の“質”は、健康状態、栄養水準、熟練と能力の水準を意味するものと理解されている<sup>1)</sup>。いいかえれば、健康、栄養、広義の能力（教育と技術をふくむ）が人口の質を構成している。

日本人口の新しい課題の1つはその質である。特に栄養からみた質の問題である。それはまた日本人の食生活の問題でもある。栄養・食生活問題は新しい転換期に直面しているといわれる。

栄養・食生活問題が転換期に直面している背景にはいくたの理由をあげることができよう。

第1は、欧米の栄養水準へという戦後の長期目標を達成したことである。その結果これからの改善方向という新しい課題に直面することになった。

第2は、日本人口の死亡率の画期的な改善である。その結果、世界でもっとも長い平均寿命諸国のグループの一員となったが、それにはいくたの要因があるが少なくとも国民のすぐれた栄養状態の貢献があったことを否定することはできないであろう。特に、死因別にみて、最大の死因である脳血管損傷による死亡率が著しい改善を示し、第2位のがん死亡率と逆転寸前に達していることは、診断・

1) Mark, Blaug: “The Quality of Population in Developing Countries, with Particular Reference to Education and Training”, in P. M. Hausered, *World Population and Development: Challenges and Prospects*, Syracuse University Press, 1979, p. 361

治療と共に食生活の影響が注目される。また、成人病と共に他の主要死因との関連における栄養・食生活のありかたが新しい課題である。

第3は、日本人の食生活に対する国際的関心の増大である。日本人口の死亡、寿命の分野における画期的な改善、延長は、その基本的要因としての日本人の食生活・栄養状態についての欧米の関心をひきおこすことになった。このような外国人による関心の増大は、改めて日本人による反省と検討を刺激することにもなっている。

第4は、現在進行中の日本人口の年齢構造の著しい変化である。子供人口の減少、中高年人口、老年人口の激増といった顕著な変動は、栄養・食生活の分野からも重大な考慮を必要とするであろう。年齢による食生活の差異が存在することはいうまでもないが、年齢構造の著しい変化は、激増する中高年、高齢者の食生活、激減する子供人口の食生活等の新しい課題を提起することとなる。

いいかえると、日本人口の栄養・食生活は、今日までの栄養・食生活自体の発展過程にもとづく新しい転換期と、特に日本のばあい考慮しなければならないのは人口の年齢構造の大変化という外部要因による転換期という2側の側面をもっている。

本稿は、人口の質という大きな課題を対象とするものではない。ここでは、人口の質の問題との関連において、今日の栄養そして食生活のもっている意義と栄養・食生活研究における年齢構造変動の新視点の必要性を指摘しようとしたにすぎない。

厚生省人口問題研究所が昭和54年度において行なった実地調査『人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査』における主食パターン調査分析の第2報である。第1報は、『主食パターンの多様化と地域的特徴<sup>2)</sup>』として発表した。そこでは地域的特徴と男女年齢別特徴の分析を行なった。本稿では、特に主食パターンの多様化を社会経済的特徴から分析を試みたものである。主食パターンのみでは食生活の全体をはあくすることができないことは述べるまでもない。しかし、日本人の食生活における主食パターンは極めて特徴的な意義をもっている。米、パン、めんといった主食にはそれぞれ特色のある副食が付随しており、ある程度はその副食の内容を推察することができる。また、主食パターンの変化は、食糧資源の問題としても、また栄養・食生活問題としてもその分析の有力な手掛りとしてその意義は大きいと考えられる。

第1報に続き、本稿も“主食パターンの多様化”が課題として提起されているが、それは“主食”という日本人の食生活の基本的特性を核としながら多様化が進んでいることを指摘しようとしたものである。

## II 主食摂取の動向

### 1 米類摂取量の減少

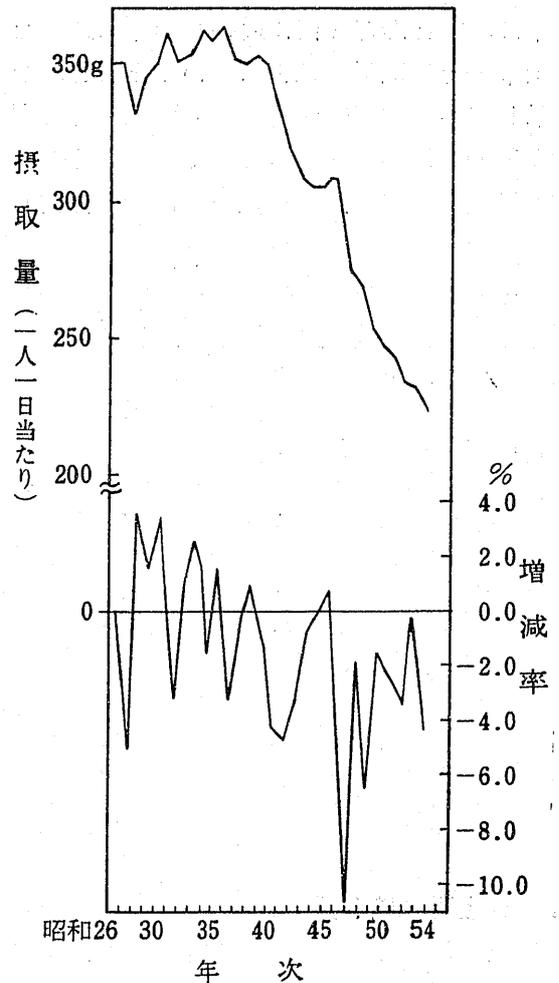
日本人の米離れがしばしば指摘されるが、摂取量からみる限りたしかに注目すべき減少傾向を示している。たとえば、厚生省の国民栄養調査によってみると表1の通りである。昭和20年代の後半から昭和30年代の高度経済成長の前期にかけて、1人1日あたりの米類摂取量は350~360gに非常に安定していた。しかし、高度経済成長の後期の昭和40年代にはいると急速に減少し始め45年には、360g、47年以降は300g以下となり、今日なお減少を継続している。最近の昭和54年にはわずかに223gである。これを10年前の44年と比較すると83gの減少、27%の減少率である。さらに20年前と比較すると141gの減少、39%の減少率である。

2) 内野澄子、「主食パターンの多様化と地域的特徴」、『人口問題研究』、第156号、1980年10月、pp.15—38。

表1 日本人の米類摂取量の推移(全国)

年次	摂取量 (1人1日当たり)	増減率
昭和26年	350.3g	0.2%
27年	350.9	-5.0
28年	333.5	3.6
29年	345.6	1.4
30年	350.6	3.5
31年	362.7	-3.2
32年	351.2	1.0
33年	354.7	2.7
34年	364.4	-1.6
35年	358.4	1.5
36年	363.6	-3.2
37年	352.0	-0.4
38年	350.7	1.0
39年	354.3	-1.3
40年	349.8	-4.3
41年	334.7	-4.8
42年	318.7	-3.3
43年	308.3	-0.8
44年	305.9	-0.1
45年	306.1	0.8
46年	308.4	-10.9
47年	274.7	-1.9
48年	269.5	-6.4
49年	252.3	1.6
50年	248.3	-2.1
51年	243.0	-3.5
52年	234.5	-0.3
53年	233.7	-4.6
54年	222.9	

図1 日本人の米類摂取量の推移と増減率(全国)



資料：(厚生省)『国民栄養の現状』各年版より算出した。

備考：米類(米および米加工品を含む)

以上のことは、日本人の食生活パターンが昭和40年代において大きく変化したこと、そして50年代にはいってもなお米類摂取量の減少という食行動の変化が続いていることを示唆している。

この昭和40年代において米類摂取量は著しい減少傾向を示したが、この時期において全国の人口移動量は急増し、移動数は30年代の500万人から800万人に、そして移動率は6%から8%に増大している。移動人口の激増と著しい都市化の進行した時代であって、米類の摂取量の減少傾向と時期を同じくしていることは、なんらかの相互関係のあったことを示唆している。事実、移動の経験者の中で、3食米飯パターンをとるものの割合が定着者のそれよりも少ないことは、筆者の過去の調査結果によっても明らかである<sup>3)</sup>。

## 2 米摂取量水準からみた世帯数の分布

1人1日当たりの米摂取量を表2にみられるような7区分にしてその世帯数分布の変化を昭和49年以降54年に至る期間について考察してみると、1人1日当たりの摂取量は200~249g中心から150~199g中心へと移行している。200~249gがこの期間に23%台でほとんど変化がみられないのに対して、150~199gが昭和49年の18.0%から逐年増大傾向を示し、昭和52年には23.8%、54年には24.1%と増大し、200~249gを摂取している世帯数よりも多くなっている。また、注目すべき点は1人1日

3) 内野澄子、『人口変動と食生活—都市化にともなう人口移動と食事内容の変化—』第1出版、1977年

当たり150g未満という摂取量つまりもっとも少ない水準の世帯数が昭和49年の11.5%から、5年後の54年にはほとんど2倍に近い20.8%に達したことである。ここで250gを中心にそれ以上摂取している世帯とそれ以下の世帯についてみると、250g以上のそれぞれの水準の世帯数はいずれも減少傾向を示しているが、250g未満の摂取量を示す世帯数は、昭和49年には53%にすぎなかったが、54年には約70%(68.7%)にまで増大している。また、200~240g水準の世帯数割合は非常に安定しているが、それ以上では減少、それ以下では増加傾向がみられるため、米の摂取量はなお減少がみられている。

表2 1人1日当たり米摂取量水準別世帯数の分布(全国)

年次	総世帯数	150g未満	150~199g	200~249g	250~299g	300~349g	350~399g	400g以上	
昭和49年	世帯数	7,809	899	1,409	1,855	1,553	968	559	566
	割合	(100.0)	(11.5)	(18.0)	(23.8)	(19.9)	(12.4)	(7.2)	(7.2)
昭和50年	世帯数	6,093	955	1,193	1,431	1,132	686	371	325
	割合	(100.0)	(15.7)	(19.6)	(23.5)	(18.6)	(11.3)	(6.1)	(5.3)
昭和51年	世帯数	7,432	1,158	1,601	1,769	1,339	774	393	398
	割合	(100.0)	(15.6)	(21.5)	(23.8)	(18.0)	(10.4)	(5.2)	(5.4)
昭和52年	世帯数	5,976	980	1,424	1,382	1,089	585	277	239
	割合	(100.0)	(16.4)	(23.8)	(23.1)	(18.2)	(9.8)	(4.6)	(4.0)
昭和53年	世帯数	6,046	1,078	1,396	1,424	1,018	562	332	236
	割合	(100.0)	(17.8)	(23.1)	(23.6)	(16.8)	(9.3)	(5.5)	(3.9)
昭和54年	世帯数	6,079	1,264	1,467	1,449	962	510	254	173
	割合	(100.0)	(20.8)	(24.1)	(23.8)	(15.8)	(8.4)	(4.2)	(2.8)

資料：国民栄養の現状(厚生省)各年版より算出した。( )内数値は総世帯数に対する割合を示した。

### 3 食生活の量と質

以上においては、米類の摂取量が戦後どのように減少してきたかという量的観察を行ってきた。そして、そのような量的変化の中で主食パターンの変化が生じてきていることを示唆した。それは、主食の摂取量という量の側面ではなくて、主食パターンの変化という質的側面の問題である。

戦後において、食生活は著しく変化してきたことはあきらかであるが、その変化の実体は必ずしもあきらかにされてきたわけではない。食生活の変化は、洋風化、都市化、画一化、近代化等のいろいろな言葉でよばれてきたが、それはそれぞれ日本人の食生活の変化の一端を表現している。しかし、食生活の実体を総合的に適確にあらわしたものとはいえない。その理由は、日本人の食生活の根幹である主食のパターンという質的側面の観点が見失われ、新しい食品形態や量といった側面にとらわれすぎている。

戦後における食生活の特徴は、画一化にあるといわれた。すなわち日本国中どこへ行っても日本人はカレーライス、ハンバーグ、ぎょうざ、スパゲッティ、インスタントラーメン等々を食べているといった画一化の食生活である。都市でも地方でも、このような料理が特に若い人々の外食の中でみられることはたしかである。しかし、重要なことは日本人の1日3食の食生活における主食の基本的パターンの実体とその変化という観点からの考察である。外食と家庭食とは深い関係をもっていることはいうまでもないが、外食の変化にとらわれすぎること、日本人の食生活の本体を見失う危険性がある。

筆者のここでの基本目的の一つは、日本人の食生活、特に主食パターンの変化は画一化といった方向ではなくて、多様化の方向にあることをあきらかにすることにある。ここで“多様化”というのは、ただ食生活における副食の内容や種類が増加したということではなく、いくたの主要主食パター

ンによる多層化の傾向を意味している。さらに、附記しておきたいことは、(1)日本人の食生活における主食という形態の存在を前提としていること、(2)主食の形態を1日3回の食事におけるパターンの組合せによって考察したこと—1回ごとの食事を単位としないで、1日3回の食事をサイクルとして単位とした(この点は重要)—、(3)色々の種類の主食パターンが主要なパターンとしてある程度以上の比重を占めて併存しているばあいを多様化すなわち多層化とみなした。この最後の点は、たとえば3食米飯パターンが35%、朝パン食パターンが25%、昼めんあるいはパン食パターン20%、朝欠食パターン10%、その他パターン10%といった分布構造であるといったばあいであって、このばあい3つの主要パターンによる多層化構造であるとみなした。

筆者は、本調査の分析報告(第1報)において、主食パターンの多層化構造を4型、3型、2型、1型の4つの型に区分することができることを指摘しておいた(拙稿:主食パターンの多様化と地域的特徴—昭和54年度実地調査結果から—,人口問題研究,第156号,昭和55年10月,15~38ページ)。それを要約するとともに模式化したものを示すと次の如くである。

A型:東京都目黒区に代表される型であって、朝パン食、昼めんあるいはパン、3食米飯、“その他”の4つの主食パターンがそれぞれ20%以上を占めている(4型)。

B型:東京都墨田区に代表される型であって、3食米飯、昼めんあるいはパン、朝パン食の3つの主食パターンがそれぞれ20%以上の

主食パターンの模式図

主食パターン	411	111	141 + 131	その他
A型				
B型				
C型				
D型				
E型				

C型:広島市に代表される型であって、3食米飯、朝パン食の2つの主食パターンでもって全体の75%を占めている。しかし、昼めんあるいはパンのパターンがなお10%余と低い第3のパターンとして増大するポテンシャルをもっている。この点において次のD型とは若干異なっている(3型)。

D型:山形市に代表される型であって、3食米飯、昼めんあるいはパンの2つの主食パターンによって構成されており、両者で80%を占めている。この両者に限定されている点において広島市とは若干異なっている(2型)。

E型:宮城県(平地農村)、鹿児島県(農山村)によって代表される型であって、3食米飯のパターンのみが圧倒的に多いばあいである(1型)。

米飯を中心としてめんあるいはパンが1日3回の食事の際の主食パターンにとり入れられ、いくつかの主食パターンの組合せによる多層化が地域別に定着しつつある。

記号 主食組合せ

- (1) 111 パターン: 3食米飯
- (2) 131 パターン: 昼めん、朝・夕米飯
- (3) 141 パターン: 昼パン、朝・夕米飯
- (4) 411 パターン: 朝パン、昼・夕米飯
- (5) 011 パターン: 朝欠食、昼・夕米飯
- (6) 911 パターン: 朝穀類以外、昼・夕米飯
- (7) その他パターン: 以上の6パターン以外の組合せ

ここでの調査対象地域は<sup>4)</sup>、都市化、産業構造の異なった全国地域を代表するように巨大都市、地方大都市、地方中都市、農村が選択されているため、以上の主食パターンの多層化の型はほぼ全国を代表しているように思われる。

本稿は、このような主食パターンの多様化、多層化構造の地域的特徴を、さらに教育水準や職業の社会的、経済的視点からあきらかにしようとしたものである。そのことは日本人の主食パターンの将来の変化の研究に多少でも役立つことを期待している。

### Ⅲ 主食パターンと教育水準

食生活と教育水準との間になんらかの関係があることは過去の調査結果からもあきらかであり<sup>5)</sup>、またよいに推測することができる。

まず、教育水準を小学・新制中学卒、旧制中学・新制高校卒、高専・短大・大学卒の3段階に区分して調査を行なった。なお、分析にあたっては小学・新制中学卒を初等教育、旧制中・新制高校卒を中等教育卒、高専・大学卒を高等教育卒とした。調査対象地域別に調査対象全体（男女計）の教育水準別分布の特徴をみると表3の通りである。

表3 調査地域別調査対象者の教育水準別分布（男女計）

地 域	総 数		初 等 教 育 卒		中 等 教 育 卒		高 等 教 育 卒	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
東京都目黒区	1,351	100.0	188	13.9	563	41.7	600	44.4
東京都墨田区	1,422	100.0	571	40.1	702	49.4	149	10.5
広島市	2,891	100.0	742	25.7	1,542	53.3	607	21.0
山形市	3,387	100.0	1,518	44.8	1,468	43.3	401	11.8
宮城県(平地農村)	4,171	100.0	3,014	72.3	1,049	25.1	108	2.6
鹿児島県(農山村)	3,225	100.0	2,407	74.6	761	23.6	57	1.8

地域によって教育水準別分布が著しく異なっていることに注目しなければならない。大都市ほど高学歴者が多く、農村において少なく、反対に初等教育卒の割合は大都市において少なく、農村部において著しく多いといった一般的傾向がみられる。たとえば、東京都目黒区では高等教育卒業率は44%にも達しているのに対し、宮城県（平地農村）ではわずかに2.6%、鹿児島県（農山村）では1.8%にすぎない。初等教育卒業率は目黒区では13.9%にすぎないのに対して、宮城県（平地農村）では72.3%、鹿児島県（農山村）では74.6%と非常に多い。

しかし、同じく大都市地域といっても東京都の目黒区と墨田区では著しい差異がみられる。墨田区では高等教育卒業率はわずかに10.5%であって、目黒区の4分の1以下であり、墨田区の初等教育卒業率は40%と高いのに対して、目黒区では14%で3分の1にすぎない。教育水準別分布パターンからみると、墨田区のそれは山形市に類似している。同じく東京都の1部であっても区によってこのよう

4) 厚生省人口問題研究所、『人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査—概報および主要結果表—』、実地調査報告資料、1980年5月参照

5) 教育水準と主食パターンの選択との関係について、筆者は「教育という要因は、食行動に大きな影響をもっていることは否定できない重要性をもっている」（内野澄子他、「教育と食行動」『人口問題研究所年報』第20号、1976年1月）と述べている。

内野澄子、「食行動と教育」広島県統計協会『統計の泉』第24号、1973年2月

な著しい差異がみとめられる。このことは主食パターンという食生活との関係においても注目しなければならない重要な社会的属性である。

広島市の調査対象者では中等教育卒業者が53.3%で半分余を占め、残りの半分を初等教育卒業者(25.7%)と高等教育卒業者(21.0%)で占めている。山形市では初等教育卒業者と中等教育卒業者がそれぞれ45%、43%、高等教育卒業者が12%となっており、広島市が中等教育と高等教育卒業者に焦点があるのに対して、山形市では中等教育と初等教育卒業者が中心となっている。

宮城県(平地農村)と鹿児島県(農山村)の調査対象者では、前述の如く圧倒的に初等教育卒業者が多く、中等教育卒業者は4分の1にすぎない。

すでにのべた如く、墨田区の教育水準別分布は山形市に類似しているが、墨田区では中等教育卒がもっとも多いのに対し、山形市では初等教育卒業者が若干多いこと、しかし、高等教育卒業者では反対に山形市の方が若干上回っているといった差異がある。

以上のような教育水準別分布パターンの差異が調査地域にみられたことを考慮しながら、主食パターンの教育水準別分布について考察してみよう。

ここではまず男女総数について考察してみると表4の通りである。各地域ごとの特徴について概説してみよう。

#### (1) 東京都目黒区

東京都目黒区の教育水準別にみた主食パターンの分布は極めて規則的であることが注目される。いずれの主食パターンにおいても教育程度とは順相関あるいは負相関といった規則的な関係を示している。3食米飯、昼めんあるいはパンで朝夕米飯、朝欠食で昼夕米飯の3つのパターンでは、教育水準が高まると共に減少する傾向がみられる。そして朝パン食と“その他”のパターンでは反対に教育水準が高くなると増大するといった規則的な傾向がみられる。高等教育卒業者というもっとも高い教育水準のものでは朝パン食パターンがもっとも多く(38.0%)、次いで“その他”のパターン(24.7%)、それから昼めんあるいはパンのパターンが18.3%となっており、この3つのパターンで81%を占めている。3食米飯パターンのものはわずかに13.5%にすぎない。

この高等教育卒業者と対照的なのは、教育期間のもっとも少ない初等教育卒業者である。昼めんあるいはパンをとるパターンが29.8%でもっとも多く、次いで3食米飯パターンが26.1%、第3位は朝パン食パターンで18.6%、そして第4位が“その他”のパターンで15.4%となっている。この初等教育卒業者のものと高等教育卒業者のものとのそれぞれの主食パターンの差は著しく、昼めんあるいはパンのパターンをとるものの割合では、前者は後者の1.63倍、3食米飯パターンでは約2倍、朝パン食パターンでは半分以下(48.9%)、”その他”のパターンでは約60%(62.3%)となっている。分布範囲(最大値と最小値の差)では、朝パン食パターンは19.4%でもっとも開きが大きく、次いで3食米飯パターン12.6%、”その他”のパターン9.3%となっている(比率の差については5%の危険率で有意差がみとめられた)。

初等教育卒業者の注目すべき主食パターンは、朝欠食のそれであって約10%(9.6%)であって、他の教育水準と比較しても中等教育卒6.2%、高等教育卒4.6%でもっとも高くなっている。

中等教育卒業者の主食パターンの分布水準は、極めて規則的に初等教育卒業者と高等教育卒業者の中間にあることが注目される。もっとも多いのは、昼めんあるいはパンのパターンで26.9%、次いでほとんど同水準の朝パン食パターン(26.1%)、そして3食米飯パターンが21.8%となっているが、この3つのパターンの差は殆どみられない。また“その他”のパターンも17.6%とかなり多い。

教育水準の高いものが極めて多いこの巨大都市の目黒区の教育水準別にみた主食パターン分布の特

表4 教育水準別主食パターンの分布

(男女計)

地 域	教育水準	総 数	主 食 パ タ ー ン							
			111	131	141	131+141	411	011	その他	不 詳
東京都目黒区	初等教育卒	188 (100.0)	49 (26.1)	29 (15.4)	27 (14.4)	56 (29.8)	35 (18.6)	18 (9.6)	29 (15.4)	1 (0.5)
	中等教育卒	563 (100.0)	123 (21.8)	82 (14.6)	69 (12.3)	151 (26.9)	147 (26.1)	35 (6.2)	99 (17.6)	8 (1.4)
	高等教育卒	600 (100.0)	81 (13.5)	65 (10.8)	45 (7.5)	110 (18.3)	228 (38.0)	28 (4.6)	148 (24.7)	5 (0.8)
	分 布 範 囲		12.6	4.6	6.9	11.5	19.4	5.0	9.3	
東京都墨田区	初等教育卒	571 (100.0)	245 (42.9)	125 (21.9)	44 (7.7)	169 (29.6)	85 (14.9)	16 (2.8)	25 (4.4)	31 (5.4)
	中等教育卒	702 (100.0)	177 (25.2)	157 (22.4)	80 (11.4)	237 (33.8)	171 (24.4)	44 (6.2)	42 (6.0)	31 (4.4)
	高等教育卒	149 (100.0)	33 (22.1)	23 (15.4)	14 (9.4)	37 (24.8)	44 (29.5)	10 (6.7)	14 (9.4)	11 (3.3)
	分 布 範 囲		20.8	7.0	3.7	9.0	14.6	3.9	5.0	
広 島 市	初等教育卒	742 (100.0)	391 (52.7)	29 (3.9)	43 (5.8)	72 (9.7)	210 (28.3)	25 (3.3)	28 (3.8)	16 (2.2)
	中等教育卒	1,542 (100.0)	529 (34.3)	106 (6.9)	108 (7.0)	214 (13.9)	616 (39.9)	56 (3.6)	97 (6.3)	30 (1.9)
	高等教育卒	607 (100.0)	151 (24.9)	38 (6.3)	26 (4.3)	64 (10.6)	277 (45.6)	38 (6.2)	57 (9.4)	20 (3.3)
	分 布 範 囲		27.8	3.0	2.7	17.3	17.3	2.9	5.6	
山 形 市	初等教育卒	1,518 (100.0)	941 (62.0)	290 (19.1)	75 (4.9)	365 (24.0)	37 (2.4)	48 (3.2)	76 (5.0)	51 (3.4)
	中等教育卒	1,468 (100.0)	647 (44.1)	358 (24.4)	122 (8.3)	480 (32.7)	101 (6.9)	86 (5.8)	103 (7.0)	51 (3.5)
	高等教育卒	401 (100.0)	145 (36.2)	105 (26.2)	52 (13.0)	157 (39.2)	34 (8.5)	19 (4.7)	36 (9.0)	10 (2.5)
	分 布 範 囲		25.8	7.1	8.1	15.2	6.1	2.6	4.0	
宮 城 県 (平地農村)	初等教育卒	3,014 (100.0)	2,408 (79.9)	206 (6.8)	41 (1.4)	247 (8.2)	11 (0.4)	18 (0.6)	15 (0.5)	315 (10.5)
	中等教育卒	1,049 (100.0)	784 (74.7)	84 (8.0)	19 (1.8)	103 (9.8)	16 (1.5)	8 (0.8)	6 (0.6)	132 (12.6)
	高等教育卒	108 (100.0)	58 (53.7)	23 (21.3)	11 (10.2)	34 (31.5)	4 (3.7)	2 (1.9)	2 (1.9)	8 (7.4)
	分 布 範 囲		26.2	14.5	8.8	23.3	3.3	1.3	1.4	
鹿 児 島 県 (農山村)	初等教育卒	2,407 (100.0)	2,133 (88.6)	41 (1.7)	9 (0.4)	50 (2.1)	52 (2.2)	44 (1.8)	5 (0.2)	123 (5.1)
	中等教育卒	761 (100.0)	647 (85.0)	19 (2.5)	6 (0.8)	25 (3.3)	26 (3.4)	27 (3.6)	5 (0.7)	31 (4.1)
	高等教育卒	57 (100.0)	41 (71.9)	3 (5.3)	7 (12.3)	10 (17.6)	4 (7.0)	—	1 (1.8)	1 (1.8)
	分 布 範 囲		16.7	3.6	11.9	15.5	4.8	1.8	1.6	

備考：主食パターンの記号は次の如くである。111=3食米飯，131=昼めん・朝夕米飯，011=朝欠食・昼夕米飯，141=昼パン・朝夕米飯，411=朝パン・昼夕米飯，分布範囲とは，変量中の最大値と最小値との差（開き）をいう。なお，（ ）内数値は割合を示した。

徴は次の通り要約することができる。

(イ) 高等教育卒業者は朝パン食（昼・夕米飯）パターンに傾斜しているのに対して，(ロ)初等教育卒業者は昼めんあるいはパンのパターンと3食米飯パターンを軸としており，(ハ)中等教育卒業者では昼

表5 教育水準別主食パターンの分布

(男)

地 域	教育水準	総 数	主 食 パ タ ー ン							
			111	131	141	131+141	411	011	その他	不 詳
東京都目黒区	初等教育卒	60 (100.0)	14 (23.3)	10 (16.7)	8 (13.3)	18 (30.0)	9 (15.0)	6 (10.0)	12 (20.0)	1 (1.7)
	中等教育卒	175 (100.0)	47 (26.9)	31 (17.7)	18 (10.3)	49 (28.0)	38 (21.7)	18 (10.3)	23 (13.1)	— (—)
	高等教育卒	381 (100.0)	60 (15.7)	46 (12.1)	24 (6.3)	70 (18.4)	142 (37.3)	20 (5.2)	85 (22.3)	4 (1.0)
	分 布 範 囲		11.2	5.6	7.0	11.6	22.3	5.1	9.2	
東京都墨田区	初等教育卒	249 (100.0)	110 (44.2)	53 (21.3)	17 (6.8)	70 (28.1)	33 (13.3)	10 (4.0)	11 (4.4)	15 (6.0)
	中等教育卒	346 (100.0)	91 (26.3)	86 (24.9)	26 (7.5)	112 (32.4)	84 (24.3)	26 (7.5)	16 (4.6)	17 (4.9)
	高等教育卒	105 (100.0)	26 (24.8)	17 (16.2)	8 (7.6)	25 (23.8)	32 (30.5)	8 (7.6)	7 (6.7)	7 (6.7)
	分 布 範 囲		19.4	8.7	0.8	9.0	17.2	3.6	2.3	
広 島 市	初等教育卒	330 (100.0)	189 (57.3)	14 (4.2)	15 (4.5)	29 (8.7)	78 (23.6)	14 (4.2)	14 (4.2)	6 (1.8)
	中等教育卒	648 (100.0)	262 (40.4)	41 (6.3)	31 (4.8)	72 (11.1)	231 (35.6)	31 (4.8)	39 (6.0)	13 (2.0)
	高等教育卒	405 (100.0)	106 (26.2)	32 (7.9)	9 (2.2)	41 (10.1)	176 (43.5)	27 (6.6)	41 (10.1)	14 (3.5)
	分 布 範 囲		31.1	3.7	2.6	1.4	19.9	2.4	5.9	1.7
山 形 市	初等教育卒	666 (100.0)	431 (64.7)	117 (17.6)	23 (3.5)	140 (21.1)	15 (2.3)	26 (4.0)	39 (5.9)	15 (2.3)
	中等教育卒	659 (100.0)	307 (46.6)	170 (25.8)	29 (4.4)	199 (30.2)	37 (5.6)	40 (6.1)	50 (7.6)	26 (3.9)
	高等教育卒	275 (100.0)	93 (33.8)	81 (29.5)	32 (11.6)	113 (41.1)	23 (8.4)	16 (5.9)	25 (9.1)	5 (1.8)
	分 布 範 囲		30.9	11.9	8.1	20.0	6.1	2.1	3.2	
宮 城 県 (平地農村)	初等教育卒	1,365 (100.0)	1,103 (80.8)	85 (6.2)	12 (0.9)	97 (7.1)	2 (0.1)	7 (0.5)	7 (0.5)	149 (10.9)
	中等教育卒	533 (100.0)	406 (76.2)	43 (8.1)	6 (1.1)	49 (9.2)	6 (1.1)	7 (1.3)	5 (0.9)	60 (11.3)
	高等教育卒	74 (100.0)	43 (58.1)	14 (18.9)	6 (8.1)	20 (27.0)	1 (1.4)	2 (2.7)	2 (2.7)	6 (8.1)
	分 布 範 囲		22.7	12.7	7.2	19.9	1.3	2.2	2.2	
鹿 児 島 県 (農山村)	初等教育卒	1,056 (100.0)	953 (90.2)	12 (1.1)	4 (0.4)	16 (1.5)	17 (1.6)	11 (1.1)	4 (0.4)	55 (5.2)
	中等教育卒	375 (100.0)	331 (88.3)	10 (2.7)	3 (0.8)	13 (3.5)	9 (2.4)	10 (2.6)	1 (0.3)	11 (2.9)
	高等教育卒	41 (100.0)	32 (78.0)	1 (2.4)	6 (14.6)	7 (17.0)	1 (2.4)	— (—)	— (—)	1 (2.4)
	分 布 範 囲		12.2	1.6	14.2	15.5	0.8	1.5	0.1	

めんあるいはパンのパターンと朝パン食パターンおよび3食米飯パターンに多様化、分散化している。(一)特に、目黒区の特徴としては、“その他”のパターンがいずれの教育水準についてみても著しく高いことがあげられよう。たとえば初等教育卒業生で15.4%、中等教育卒業生17.6%、高等教育卒業生24.7%となっており、墨田区、広島市、山形市では4~9%、宮城県(平地農村)、鹿児島県(農山村)では2%以下の低水準となっている。

表6 教育水準別主食パターンの分布

(女)

地 域	教育水準	総 数	主 食 パ タ ー ン							
			111	131	141	131+141	411	011	その他	不 詳
東京都目黒区	初等教育卒	128 (100.0)	35 (27.3)	19 (14.8)	19 (14.8)	38 (29.6)	26 (20.3)	12 (9.3)	17 (13.3)	— (—)
	中等教育卒	388 (100.0)	76 (19.6)	51 (13.1)	51 (13.1)	102 (26.2)	109 (28.1)	17 (4.4)	76 (19.6)	8 (2.1)
	高等教育卒	219 (100.0)	21 (9.6)	19 (8.7)	21 (9.6)	40 (18.3)	86 (39.3)	8 (3.7)	63 (28.1)	1 (0.5)
	分 布 範 囲		17.7	6.1	5.2	11.3	19.0	5.6	15.5	
東京都墨田区	初等教育卒	322 (100.0)	135 (41.9)	72 (22.4)	27 (8.4)	99 (30.8)	52 (16.1)	6 (1.9)	14 (4.3)	16 (5.0)
	中等教育卒	356 (100.0)	86 (24.2)	71 (19.9)	54 (15.2)	125 (35.1)	87 (24.4)	18 (5.1)	26 (7.3)	14 (3.9)
	高等教育卒	44 (100.0)	7 (15.9)	6 (13.6)	6 (13.6)	12 (27.2)	12 (27.3)	2 (4.5)	7 (15.9)	4 (9.1)
	分 布 範 囲		26.0	8.8	6.8	7.9	11.2	3.2	11.6	
広 島 市	初等教育卒	412 (100.0)	202 (49.0)	15 (3.6)	28 (6.8)	43 (10.4)	132 (32.0)	11 (2.6)	14 (3.4)	10 (2.4)
	中等教育卒	894 (100.0)	267 (29.9)	65 (7.3)	77 (8.6)	142 (15.9)	385 (43.0)	25 (2.7)	58 (6.5)	17 (1.9)
	高等教育卒	202 (100.0)	45 (22.3)	6 (3.0)	17 (8.4)	23 (11.4)	101 (50.0)	11 (5.5)	16 (7.9)	6 (3.0)
	分 布 範 囲		26.7	4.3	1.8	5.5	18.0	2.9	4.5	
山 形 市	初等教育卒	852 (100.0)	510 (59.9)	173 (20.3)	52 (6.1)	225 (26.4)	22 (2.6)	22 (2.5)	37 (4.3)	36 (4.2)
	中等教育卒	809 (100.0)	340 (42.0)	188 (23.2)	93 (11.5)	281 (34.7)	64 (7.9)	46 (5.7)	53 (6.6)	25 (3.1)
	高等教育卒	126 (100.0)	52 (41.3)	24 (19.0)	20 (15.9)	44 (34.9)	11 (8.7)	3 (2.4)	11 (8.7)	5 (4.0)
	分 布 範 囲		18.6	4.2	9.8	8.5	6.1	3.3	4.4	
宮 城 県 (平地農村)	初等教育卒	1,649 (100.0)	1,305 (79.1)	121 (7.3)	29 (1.8)	150 (9.1)	9 (0.5)	11 (0.7)	8 (0.5)	166 (10.1)
	中等教育卒	516 (100.0)	378 (73.3)	41 (7.9)	13 (2.5)	54 (10.4)	10 (1.9)	1 (0.2)	1 (0.2)	72 (14.0)
	高等教育卒	34 (100.0)	15 (44.1)	9 (26.5)	5 (14.7)	14 (41.2)	3 (8.8)	— (—)	— (—)	2 (5.9)
	分 布 範 囲		35.0	19.2	12.9	32.1	8.3	0.5	0.3	
鹿 児 島 県 (農山村)	初等教育卒	1,351 (100.0)	1,180 (87.3)	29 (2.1)	5 (0.4)	34 (2.5)	35 (2.6)	33 (2.4)	1 (0.1)	68 (5.0)
	中等教育卒	386 (100.0)	316 (81.9)	9 (2.3)	3 (0.8)	12 (3.1)	17 (4.4)	17 (4.4)	4 (1.0)	20 (5.2)
	高等教育卒	16 (100.0)	9 (56.3)	2 (12.5)	1 (6.3)	3 (18.8)	3 (18.8)	— (—)	1 (6.3)	— (—)
	分 布 範 囲		31.0	10.4	5.9	16.3	16.2	2.0	6.2	

高校卒という中等教育卒業者を15～39歳人口についてみると(昭和55年国調1%抽出結果)51.1%と半分を超えている<sup>6)</sup>。また15～19歳では71.8%, 20～24歳では60.1%, 25～29歳では52.6%, 30～34歳では52.5%, 35～39歳では48.9%となっており, 若い年齢層ほど高校卒といった中等教育卒業の

6) 総理府統計局, 『昭和55年国勢調査1%抽出集計結果』, 1981年, pp. 16～18

割合が非常に多い。したがって、特に、この中等教育卒業者の主食パターン分布と構造は、将来の動向を考察する上において特に重要な意義をもっている。

## (2) 東京都墨田区

教育水準別にみると初等教育卒業者では3食米飯パターンがもっとも多く、朝パン食パターンではもっとも少ないといった特徴は、目黒区のばあいと同様である。しかし、3食米飯パターンの割合は、目黒区26.1%に対して、墨田区では42.9%と著しく高く、また朝パン食パターンの割合は、目黒区18.6%に対して墨田区では14.9%と低い。また高等教育卒業者についてみると朝パン食パターンの割合は、目黒区38.0%に対して墨田区では29.5%と低くなっている。いかえれば、教育水準別にみた主食パターンの選択傾向は、両地域において著しい差異がみられ、地域の特性（工場労働者の多い墨田区と事務従事者の多い目黒区の地域的特性）の影響を強く反映している。

また、“その他”のパターンについてはすでに述べた如く、目黒区では教育水準別にみてもかなり大きな比重を占め、主要な主食パターンとなっているのに対して、墨田区ではきわめて少なく、初等教育卒業者ではわずかに4.4%、中等教育卒業者で6.0%、高等教育卒業者でも9.4%にすぎない。教育水準別にみた“その他”のパターンの選択順位は、目黒区、墨田区の両地域を通じて変らないが、その水準自体に著しい差異のあることは地域の特徴的構造を反映しているものと考えられる。

昼パンあるいはめんのパターンは目黒区と類似した水準の比重を示している。特に初等教育卒業者では目黒区とほとんど同水準の29.6%を示している。しかし、中等教育卒業者では墨田区は33.8%という高水準を示し、高等教育卒業者においても目黒区よりも墨田区（24.8%）が高くなっている。墨田区では一般的にこの主食パターンの比重が目黒区よりも高くなっているといえよう。

朝欠食パターンでは、目黒区では初等教育卒業者でもっとも多く高等教育卒業者で少ないといった傾向がみられたが、墨田区では全く反対で初等教育卒業者でもっとも少なく、中等（6.2%）、高等教育卒業者（6.7%）で多くなっている。朝欠食パターンをとるものの実数も少なく、比重自体も大きなものではないが、それにしても墨田区と目黒区で反対の傾向がみられることは注目される。墨田区の初等教育卒業者では工場労働者が多く、比較的重い労作が多いため朝欠食者が少なく、目黒区では同じく初等教育卒業者のものでも軽い労作の事務労働者であるといったこと等で朝欠食で出勤してもそれほど空腹を感じないといった差異が生じているのかもしれない。いずれにしても、目黒区では初等教育卒業者のサンプル数が僅かであることと、墨田区では逆に高等教育卒業者のサンプル数が特に少ないといった統計上の誤差も考慮しなければならないであろう。

## (3) 広島市

地方大都市としての広島市の教育水準別にみた主食パターンの分布も興味深い。初等教育卒業者では、3食米飯パターンの割合が半分以上（52.7%）を占め、第2位が朝パン食パターン（28.3%）となっており、この2つのパターンで全体の81%を占めている。これと対照的なのは、高等教育卒業者であって、朝パン食パターンの割合が45.6%と多く、3食米飯パターンが25%（24.9%）と少なく、両者で70.5%を占めている。中等教育卒業者の主食パターンの分布は、初等教育卒業者と高等教育卒業者の中間を占めており、朝パン食パターン39.9%、3食米飯パターンが34.3%で、両者で74.2%を占めている。昼めんあるいはパンのパターンの割合は、教育水準による差異は少なく大体10%前後となっている。また“その他”のパターンでは、比率は大きくないが教育水準の低いところで少なく、高い層で多くなっている（初等教育卒業者3.8%、中等教育卒業者6.3%、高等教育卒業者9.4%）、この“その他”パターンをとるものの割合と教育水準との規則的な関係は全地域について共通にみられることは特に注目してよいであろう。大都市であろうと中都市であろうと農村であっても、“その他”

のパターンの割合は教育水準と順相関の関係を示している。

朝欠食パターンの割合は高くはないが、初等教育卒業生で低く（3.3%）、中等教育卒業生（3.6%）、高等教育卒業生（6.2%）で高くなる傾向がみられた。

#### （4）山形市

地方中都市としての山形市の主食パターン分布の特徴は、3食米飯パターンと昼めんあるいはパン（ここではめん）のパターンの2個の主食パターンで構成されていることは前述の如くである。

教育水準別にみると初等教育卒業生では圧倒的に3食米飯パターンが多く62.0%を占め、昼めんあるいはパンのパターンが24.0%、両者で86%となっている。これと対照的なのは高等教育卒業生であって昼めんあるいはパンのパターンが39.2%でもっとも多く、次いで3食米飯パターンは36.2%となっており、両者で75.4%を占めている。中等教育卒業生では、初等教育卒業生と高等教育卒業生の中間の分布パターンを示しており、3食米飯パターンが44.1%、昼めんあるいはパンのパターンが32.7%となっている。3食米飯パターンも昼めんあるいはパンのパターンも教育水準と極めて規則的な関係、すなわち昼めんあるいはパンのパターンは順相関がみられ、3食米飯パターンは負の相関関係を示している。“その他”のパターンもまた朝パン食パターンもそれぞれ比重は小さいが教育水準の間に規則的な関係がみられる。朝欠食パターンの割合は、広島市や墨田区と同じような水準にあるが、これらの地域が教育水準が高まるにつれて朝欠食パターンが増大する傾向を示しているのに対して、山形市では中等教育卒業でもっとも多く（5.8%）、高等教育卒業（4.7%）、初等教育卒業でもっとも少なく（3.2%）なっていて若干異なった傾向がみられる。

#### （6）宮城県（平地農村）

この地域では3食米飯パターンが支配的な主食パターンであることは既に述べた通りである。教育水準別にみると、初等教育卒業生において3食米飯パターンの割合がもっとも多く80%（79.9%）を占めている。中等教育卒業生では74.7%と低下し、さらに高等教育卒業生では53.7%と著しく少なくなっている。したがって、初等教育卒業生と中等教育卒業生では3食米飯パターンが基軸となっており、わずかに昼めんあるいはパンのパターン（それぞれ8.2%、9.8%）によって補足されているにすぎないのに対し、高等教育卒業生は3食米飯パターンと昼めんあるいはパンのパターン（31.5%）の2個のパターンで構成されている。朝パン食、朝欠食、“その他”のそれぞれのパターンはいずれも極めて少ないが教育水準の高度化と共に増大するという規則的な関係がみられる。

#### （6）鹿児島県（農山村）

農山村を対象とした鹿児島県調査結果によると、宮城県（平地農村）の特徴が一層強くあらわれている。それは、3食米飯パターンの比重がいずれの教育水準においても宮城県のそれよりも高くなっていることである。初等教育卒業生では88.1%、中等教育卒業生では85.0%、高等教育卒業生では71.9%となっており、3食米飯パターンに著しく傾斜している。しかし、高等教育卒業生の3食米飯パターンは、その他の教育水準のものとは際立った開きをみせており、第2の主食パターンとして17.6%の昼めんあるいはパンのパターンを登場せしめている。初等教育卒業生、中等教育卒業生のものはこの主食パターンはそれぞれ2.2%、3.4%といった低さではあるが、高等教育卒業生では7.0%とあきらかな差異をみせている。

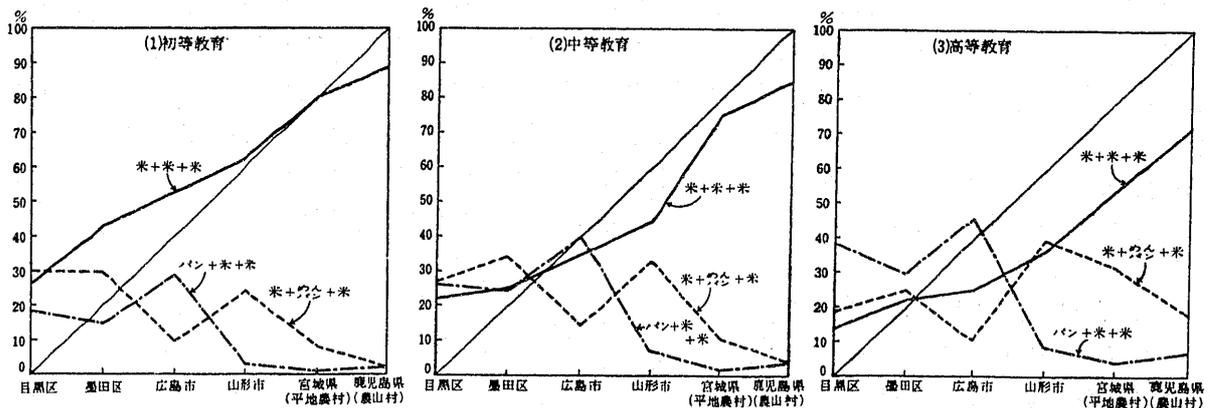
農村には3食米飯という日本の主食パターンの原型が支配的なものとして存続しているが、そこでの変化は高等教育卒業生の間での主食パターンの分化、多様化によってひきおこされる可能性が大きい。

(7) 主食パターンの教育水準別にみた地域的特徴

以上においては、各調査対象地域について主食パターンの教育水準別分布の特徴をみてきたが、次にそれぞれの主食パターンについて教育水準別に地域別に考察してみよう。それは、同じく初等教育卒業者における3食米飯パターンの比重といても地域によって著しく異なるからである。

ここでは特に主要な主食パターンとして3食米飯(111)、朝パン食(411)、昼めんあるいはパン(131+141)の3つのパターンについてそれぞれの教育水準別に地域別に一括して示すと図2の通りである。

図2 教育水準別にみた主要主食パターンの地域別分布



初等教育卒業では、目黒区を除いて一方的な位置を占めている。特に3食米飯パターンは対角線の上位にあって他の主食パターンの比重を大きく引き離している。しかし、中等教育卒業者になると、3食米飯パターンの曲線は右下りに低下すると共に他の主食パターンが次第に上昇してくることを示している。そして、高等教育卒業者では、3食米飯パターンの曲線は、対角線から右下りに低下し、他の主食パターンが全面的に増大してくる傾向がみとめられよう。

ここで重要なことは、日本人口の教育水準のこれからの傾向である。第1点は、今日では高校進学率が100%近くにまで増大し、新制中学卒という初等教育卒業者は極めて少なくなったことである。第2点は大学進学率である。大学進学率(大学・短期大学進学率)は昭和51年に38.6%に達したあと若干低下傾向にある。しかし、他方において、専修学校や教育訓練機関に進むものは増加しており、昭和51年に高校卒業者の14.6%がこれらの学校・訓練機関に進んでいたのが54年には19.5%にまで増大している<sup>7)</sup>。

以上のような教育水準の高度化は、主食パターンの分布構造の将来傾向の研究における主要な要因である。高校進学率が100%に近いことと大学またはこれに準ずる教育機関に進むものの増大傾向は、すでにのべてきた教育水準別の主食パターンの分布構造を中等、高等教育卒業者型の方向に一層推進せしめることが予想される。

なお、ここでの分析においては男女総数についての教育水準別主食パターンの分布構造の分析を行った。これは、分析の重点を教育水準においたことと、男女別に区分するとサンプル数がさらに少なくなり誤差の大きくなることを考慮したからである。しかし、男女によって教育水準の差異が主食パターンにおよぼす影響が異なることも予想される。しかし本稿では詳細な分析を省略して男女別の集計結果表のみを参考のためかかげておこう。

7) 文部省編、『昭和55年度我が国の教育水準』、1980年、付54頁「高等学校卒業者の進学状況」

#### IV 職業（仕事）と主食パターンの分布構造

主食パターンの分布構造が職業によって異なっていることは、常識的にもよいに理解できるところであり、またいくたの実証的研究も行なわれてきた。

ここでは、女子の職業と主食パターンとのクロス集計も行なったので集計結果表のみを参考のため示したが、本稿においては、主として男子についての分析を行なうことにする。職業（仕事）区分は、会社団体の役員、自営業主（ここでは農林・非農林をまとめた）、常雇勤務、自営手伝い・臨時・日雇いの4種類に区分した。職業は現在の職業であって、過去の職業をあらわすものではない。たとえば、自営農業であったものが、村の役場の吏員となったばあい職業は“常雇勤務”となる。農家としての主食パターンはおそらく維持されていると思われるが、統計上は“常雇勤務”の主食パターンとしてあらわされることになる。さらに、自営業主には都市では非農林自営主がほとんどであり、農村では農林自営主がほとんどであることに注目する必要がある。職業の定義上の問題点を念頭におきながら、若干の分析を行なってみよう。調査対象地域別に、それぞれの職業についての主食パターンの分布を示すと表7、8の通りである。

各地域ごとに分布構造の特徴を考察してみよう。

##### (1) 東京都目黒区：朝パン食を中心とする4つの主食パターン

3食米飯パターンの割合は、一般に著しく少なく20%前後となっている地域である。分析に当たり“自営業手伝い・臨時・日雇い”はサンプル数が少ないため（22人）除外しておく。

会社団体役員と常雇勤務は類似した主食パターンの分布構造を示している。朝パン食がいずれも30%を越えており、もっとも主要な主食パターンであること、次いで3食米飯パターンがそれぞれ20%余、昼めんあるいはパンのパターンも20%未満となっている。わずかに“その他”のパターンが会社団体役員では21.2%と高いのに対して、常雇勤務では15.3%と低くなっているだけである。いずれにしても朝パン食パターンを基軸として3食米飯、昼めんあるいはパン、“その他”の4つの主要主食パターンに多様化している。

この職業別で注目されることは、量的にもっとも多い常雇勤務というサラリーマンの主食パターンの分布構造である。朝パン食パターンが全体の3分の1（33.9%）を筆頭として3食米飯が5分の1（22.8%）、そして昼めんあるいはパンのパターン（18.5%）、最後に“その他”のパターンが15.3%という構成は、巨大都市のサラリーマンのもっとも多様化したものとして注目される。

##### (2) 東京都墨田区：自営業主の3食米飯、常雇勤務の昼めんあるいはパンのパターンが特徴的

ここでも“自営業手伝い・臨時・日雇い”のサンプル数が著しく少ないため除外して考察する。職業別にみて3つの特徴がみられる。第1は、会社団体役員と自営業主で3食米飯、昼めんあるいはパン、朝パン食パターンの3つのパターンがほぼ同水準の割合を示し、共通の主食パターンの分布構造を示していることである。しかも、ここでは3食米飯パターンの割合が他の主食パターンのそれよりも最も多いといった特徴がみられる。もっとも、自営業主では38%と高く、会社団体役員では34%と若干低くなっている。第2は、常雇勤務の一般サラリーマンでは昼めんあるいはパンのパターンがもっとも多く34.2%、次いで3食米飯が27%、朝パン食が22.4%という分布構造をもっていることである。同じ職業区分においても、目黒区と墨田区とでは主食パターンの分布構造が異なっている。このような差異をもたらしている原因をあきらかにすることはこんなんではあるが、予想される1つの要因は、目黒区では教育水準の高い事務労働者が多いということ、墨田区では比較的教育水準の低い

表7 職業(仕事)別主食パターンの分布

(男)

地 域	職 業 (仕事)	総 数	主 食 パ タ ー ン							
			111	131	141	131+ 141	411	011	その他	不 詳
東京都目黒区	会社団体の役員	236 (100.0)	49 (20.8)	38 (14.0)	14 (5.9)	47 (19.9)	73 (30.9)	16 (6.8)	50 (21.2)	1 (0.4)
	自営業主(農林・非農林)	79 (100.0)	14 (17.7)	17 (21.5)	8 (10.8)	25 (31.6)	22 (27.8)	5 (6.4)	13 (16.5)	— (—)
	常 雇 勤 務	189 (100.0)	43 (22.8)	29 (15.3)	6 (3.2)	35 (18.5)	64 (33.9)	14 (7.4)	29 (15.3)	4 (2.1)
	自営手伝い・臨時・日雇い	22 (100.0)	3 (13.6)	3 (13.6)	6 (27.3)	9 (40.9)	1 (4.5)	2 (9.1)	7 (31.8)	— (—)
	分 布 範 囲		9.2	7.9	24.1	22.4	29.4	2.7	16.5	
東京都墨田区	会社団体の役員	178 (100.0)	60 (33.7)	37 (20.8)	10 (5.6)	47 (26.4)	42 (23.6)	9 (5.1)	8 (4.5)	12 (6.7)
	自営業主(農林・非農林)	167 (100.0)	63 (37.7)	27 (16.2)	13 (7.8)	40 (24.0)	35 (21.0)	8 (4.8)	9 (5.4)	12 (7.2)
	常 雇 勤 務	219 (100.0)	59 (26.9)	64 (29.2)	11 (5.0)	75 (34.2)	49 (22.4)	17 (7.8)	12 (5.5)	7 (3.2)
	自営手伝い・臨時・日雇い	28 (100.0)	14 (50.0)	4 (14.3)	4 (14.3)	8 (28.6)	4 (14.3)	1 (3.6)	— (—)	1 (3.6)
	分 布 範 囲		23.1	14.9	9.3	10.2	9.3	4.2	1.0	
広 島 市	会社団体の役員	202 (100.0)	65 (32.2)	14 (6.9)	7 (3.5)	21 (9.4)	89 (44.1)	10 (5.0)	16 (7.9)	1 (0.5)
	自営業主(農林・非農林)	216 (100.0)	75 (34.7)	16 (7.4)	7 (3.2)	23 (10.6)	83 (38.4)	12 (5.6)	20 (9.3)	3 (1.4)
	常 雇 勤 務	780 (100.0)	345 (44.2)	46 (5.9)	26 (3.3)	72 (9.2)	259 (33.2)	45 (5.8)	37 (4.7)	22 (2.8)
	自営手伝い・臨時・日雇い	43 (100.0)	17 (39.5)	4 (9.3)	3 (7.0)	7 (16.3)	12 (27.9)	4 (9.3)	3 (7.0)	— (—)
	分 布 範 囲		12.0	3.4	3.8	7.1	16.2	4.3	4.6	
山 形 市	会社団体の役員	350 (100.0)	167 (47.7)	88 (25.1)	12 (3.4)	100 (28.5)	24 (6.9)	23 (6.5)	27 (7.7)	9 (2.6)
	自営業主(農林・非農林)	351 (100.0)	217 (61.8)	58 (16.5)	9 (2.6)	67 (19.1)	12 (3.4)	15 (4.3)	24 (6.8)	16 (4.6)
	常 雇 勤 務	500 (100.0)	242 (48.4)	114 (22.8)	33 (6.6)	147 (29.4)	31 (6.2)	31 (6.2)	38 (7.6)	11 (2.2)
	自営手伝い・臨時・日雇い	70 (100.0)	57 (81.4)	7 (10.0)	— (—)	7 (10.0)	1 (1.4)	1 (1.4)	2 (2.9)	2 (2.9)
	分 布 範 囲		33.7	15.1	4.0	19.4	5.5	5.1	4.8	
宮 城 県 (平地農村)	会社団体の役員	160 (100.0)	107 (66.9)	20 (12.5)	— (—)	20 (12.5)	1 (0.6)	5 (3.1)	1 (0.6)	26 (16.3)
	自営業主(農林・非農林)	681 (100.0)	560 (82.2)	35 (5.1)	4 (0.6)	39 (5.7)	1 (0.1)	2 (0.2)	2 (0.3)	77 (11.3)
	常 雇 勤 務	233 (100.0)	173 (74.2)	19 (8.2)	7 (3.0)	26 (11.2)	3 (1.3)	1 (0.4)	4 (1.7)	26 (11.2)
	自営手伝い・臨時・日雇い	304 (100.0)	253 (83.2)	21 (6.9)	1 (0.3)	22 (7.2)	1 (0.3)	— (—)	— (—)	28 (9.2)
	分 布 範 囲		16.3	7.4	2.7	6.8	1.2	2.9	1.4	
鹿 児 島 県 (農山村)	会社団体の役員	63 (100.0)	48 (76.2)	6 (9.5)	1 (1.6)	7 (11.1)	2 (3.2)	3 (4.8)	— (—)	3 (4.8)
	自営業主(農林・非農林)	699 (100.0)	641 (91.7)	10 (1.4)	2 (0.3)	12 (1.7)	9 (1.3)	9 (1.3)	2 (0.3)	26 (3.7)
	常 雇 勤 務	194 (100.0)	170 (87.6)	1 (0.5)	4 (2.1)	5 (2.6)	5 (2.6)	3 (1.5)	2 (1.0)	9 (4.6)
	自営手伝い・臨時・日雇い	196 (100.0)	178 (90.8)	2 (1.0)	— (—)	2 (1.0)	2 (1.0)	3 (1.5)	— (—)	11 (5.6)
	分 布 範 囲		15.5	9.0	1.8	10.1	2.2	3.5	0.7	

表8 職業(仕事)別主食パターンの分布

(女)

地域	職業(仕事)	総数	主食パターン							不詳
			111	131	141	131+ 141	411	011	その他	
東京都目黒区	会社団体の役員	42 (100.0)	8 (19.0)	3 (7.1)	3 (7.1)	6 (14.2)	17 (40.5)	2 (4.8)	8 (19.0)	1 (2.4)
	自営業主(農林・非農林)	16 (100.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	4 (25.0)	6 (37.5)	6 (37.5)	2 (12.5)	— (—)	— (—)
	常雇勤務	65 (100.0)	9 (13.8)	4 (6.2)	4 (6.2)	8 (12.4)	26 (40.0)	7 (10.8)	15 (23.1)	— (—)
	自営手伝い・臨時・日雇い	46 (100.0)	11 (23.9)	8 (17.4)	8 (17.4)	16 (34.8)	9 (19.6)	3 (6.5)	6 (13.0)	1 (2.2)
	分布範囲		11.4	11.2	18.8	25.1	20.9	6.0	10.1	
東京都墨田区	会社団体の役員	61 (100.0)	19 (31.1)	9 (14.8)	4 (6.6)	13 (21.4)	18 (29.5)	6 (9.8)	3 (4.9)	2 (3.3)
	自営業主(農林・非農林)	44 (100.0)	12 (27.3)	7 (15.9)	8 (18.2)	15 (34.0)	10 (22.7)	1 (2.3)	2 (4.5)	4 (9.1)
	常雇勤務	78 (100.0)	13 (16.7)	15 (19.2)	16 (20.5)	31 (39.7)	17 (21.8)	1 (1.3)	10 (12.8)	6 (7.7)
	自営手伝い・臨時・日雇い	103 (100.0)	36 (35.0)	17 (16.5)	13 (12.6)	30 (29.1)	20 (19.4)	6 (5.8)	7 (6.8)	4 (3.9)
	分布範囲		18.3	4.4	13.9	18.3	10.1	8.5	8.3	
広島市	会社団体の役員	47 (100.0)	16 (34.0)	— (—)	3 (6.4)	3 (6.4)	23 (48.9)	2 (4.3)	3 (6.4)	— (—)
	自営業主(農林・非農林)	65 (100.0)	21 (32.3)	1 (1.5)	3 (4.6)	4 (6.1)	28 (43.1)	3 (4.6)	7 (10.8)	2 (3.1)
	常雇勤務	285 (100.0)	108 (37.9)	18 (6.3)	17 (6.0)	35 (12.3)	110 (38.6)	12 (4.2)	16 (5.6)	4 (1.4)
	自営手伝い・臨時・日雇い	198 (100.0)	81 (40.9)	6 (3.0)	10 (5.1)	16 (8.1)	77 (38.9)	8 (4.0)	11 (5.6)	5 (2.5)
	分布範囲		8.6	4.8	1.8	6.2	10.3	0.6	5.2	
山形市	会社団体の役員	238 (100.0)	117 (49.2)	39 (16.4)	27 (11.3)	66 (27.7)	19 (8.0)	18 (7.5)	14 (5.9)	4 (1.7)
	自営業主(農林・非農林)	110 (100.0)	63 (57.3)	23 (20.9)	4 (3.6)	27 (24.5)	5 (4.5)	2 (1.8)	7 (6.4)	6 (5.5)
	常雇勤務	236 (100.0)	119 (50.4)	38 (16.1)	26 (11.0)	64 (27.1)	18 (7.6)	17 (7.2)	14 (5.9)	4 (1.7)
	自営手伝い・臨時・日雇い	225 (100.0)	132 (58.7)	33 (14.7)	16 (7.1)	49 (21.8)	9 (4.0)	13 (5.8)	10 (4.4)	12 (5.3)
	分布範囲		9.5	6.2	7.7	3.2	4.0	5.7	2.0	
宮城県 (平地農村)	会社団体の役員	62 (100.0)	48 (77.4)	3 (4.8)	2 (3.2)	5 (8.0)	— (—)	1 (1.6)	— (—)	8 (12.9)
	自営業主(農林・非農林)	254 (100.0)	191 (75.2)	16 (6.3)	5 (2.0)	21 (8.3)	2 (0.8)	1 (0.4)	1 (0.4)	38 (15.0)
	常雇勤務	123 (100.0)	86 (69.9)	10 (8.1)	4 (3.3)	14 (11.4)	4 (3.3)	1 (0.8)	2 (1.6)	16 (13.0)
	自営手伝い・臨時・日雇い	471 (100.0)	398 (84.5)	26 (5.5)	5 (1.1)	31 (6.6)	2 (0.4)	1 (0.2)	2 (0.4)	37 (7.9)
	分布範囲		14.6	3.3	2.2	4.8	2.9	1.4	1.2	
鹿児島県 (農山村)	会社団体の役員	19 (100.0)	13 (68.4)	2 (10.5)	— (—)	2 (10.5)	2 (10.5)	— (—)	— (—)	2 (10.5)
	自営業主(農林・非農林)	231 (100.0)	205 (88.7)	3 (1.3)	— (—)	3 (1.3)	6 (2.6)	3 (1.3)	— (—)	14 (6.1)
	常雇勤務	82 (100.0)	62 (75.6)	3 (3.7)	5 (6.1)	8 (9.8)	3 (3.7)	6 (7.3)	1 (1.2)	2 (2.4)
	自営手伝い・臨時・日雇い	586 (100.0)	533 (91.0)	6 (1.0)	— (—)	6 (1.0)	16 (2.7)	10 (1.7)	1 (0.2)	20 (3.4)
	分布範囲		22.6	9.5	—	9.5	7.9	6.0	1.0	

工場労働者が多いということが考えられる。第3は、朝欠食と“その他”のパターンがそれぞれ低い水準ではあるが、会社団体役員、自営業主で低く、常雇勤務で高いという傾向がみられることである。

(3) 広島市：常雇勤務の3食米飯、会社団体役員の朝パン食パターンが目立っている

広島市の主食パターンの分布構造の特徴はすでにのべた通りで、朝パン食と3食米飯パターンが中心となり、昼めんあるいはパンのパターンによって補足されていることである。これを職業別にみると、会社団体役員と自営業主では朝パン食パターンがもっとも多いのに対して、常雇勤務では3食米飯パターンがもっとも多いといった特徴がみられる。特に、会社団体役員と常雇勤務では対照的である。前者の朝パン食パターンが44.1%であるのに対して、後者の3食米飯パターンの割合は44.2%、そして前者の3食米飯パターンの32.2%に対して、後者の朝パン食パターンは33.2%となっている。昼めんあるいはパンのパターンの割合は、10%前後であって職業による差はあまりみられない。

(4) 山形市：自営業主の3食米飯パターンが特に多い

地方中都市の山形市の職業別にみた主食パターンの分布構造における特徴は次の通りである。第1は、自営業主の3食米飯パターンが62%と著しく高く、第2の主要パターンである昼めんあるいはパンのパターンは20%未満(19.1%)となっている。第2は、会社団体役員と常雇勤務では主食パターンの分布構造が非常に類似していることである。たとえば、3食米飯パターンでは前者は47.7%、後者は48.4%、昼めんあるいはパンのパターンでは前者は28.5%、後者は29.4%となっており、ほとんど差はみられない。特に、自営業主の3食米飯パターンが多くなっているのは、この職業区分に農家が多くふくまれていることによるものと思われる。このような地方都市では、自営業を除くと、職業による主食パターンの分布構造にはあまり差はないことを示唆しているように思われる。

(5) 宮城県(平地農村)：自営業主の3食米飯パターンが特に多いが、職業間の差は大きくない

平地農村を対象とした宮城県の職業別主食パターンについてみると、自営業主の3食米飯パターンの割合が82%と著しく高く、第2の主食パターンとしての昼めんあるいはパンのパターンが5.7%と著しく低いことが特徴的である。これに類似した主食パターンの分布構造を示しているのは自営業手伝い・臨時・日雇いのグループである。ここでの自営業主というのは大部分は農家であり、自営業手伝いは農家の手伝いが殆どであることはいうまでもない。会社団体役員は3食米飯パターンの割合がもっとも低く67%、第2のパターンとしての昼めんあるいはパンのパターンは12.5%と比較的高い。常雇勤務では、3食米飯パターンの割合は会社団体役員よりも多く74.2%となっているが、昼めんあるいはパンのパターンでは会社団体役員のそれよりも若干低く11.2%となっている。朝パン食パターンや“その他”のパターンは極めて少なく1%前後にすぎない。いずれにしても、このような農村では農家を中心として3食米飯パターンが圧倒的に多く、わずかにその他の職業で昼めんあるいはパンが1つの主食パターンとしてあらわれ始め、3食米飯パターンの低下という食生活変化の初期段階を示していると思われる。

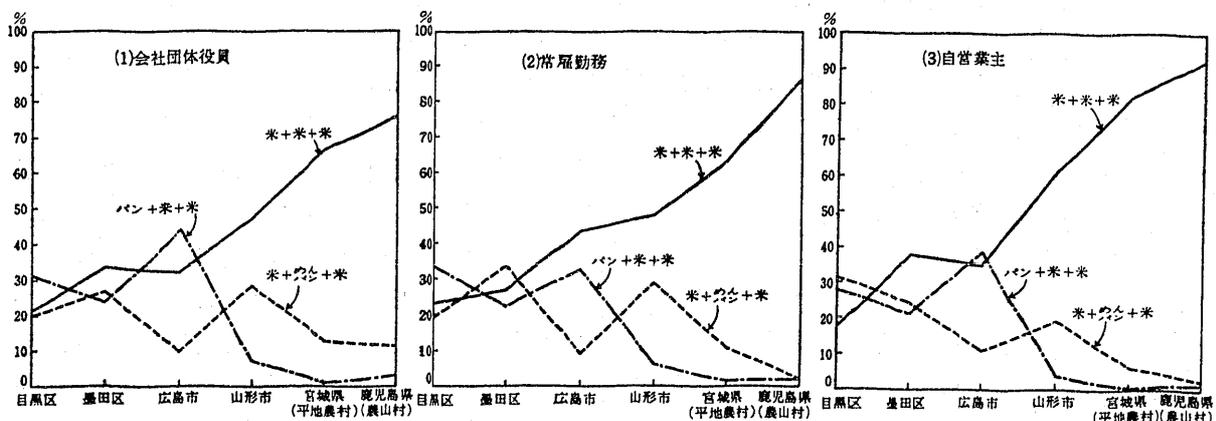
(6) 鹿児島県(農山村)：農村の特徴が著しい

農山村を対象とした鹿児島県の職業別主食パターンについてみると、前述の宮城県でみられた傾向が一層強くあらわれているという特徴がみられる。自営業主では、3食米飯パターンが92%で、宮城県のそれよりもさらに多い。したがって、他の主食パターンは問題にならない。自営業主はもちろん大部分が農家であることはいうまでもないが、これと同様な特徴を示しているのは同じく農家の手伝いをしている人が殆どと思われる自営業手伝い・臨時・日雇いであって、3食米飯パターンは91%である。ここでは、会社団体役員は3食米飯パターンが76%でもっとも低く、昼めんあるいはパンのパ

ターンが11%を示していることが注目される。しかし、常雇勤務では3食米飯パターンは会社団体役員のそれよりも多く87.6%に達している。この農山村では、会社団体役員というごく一部の階層において、昼食にめんあるいはパン（ここでは特にめん）のパターンへの移行が始まり、3食米飯パターンの減少傾向を通じて主食パターンの分化の兆候がみられる。

職業を中心にしてその主食パターンの地域別分布の傾向をみると図3の通りである。ここでは自営手伝い・臨時・日雇いのサンプル数が特に目黒区と墨田区で少ないため除外した。同じ職業であってもそれぞれの主食パターンの割合は地域によって著しく異なっている。しかも、ここで特に重要なことは、これらの3種類の職業別にみた主食パターンの分布傾向が地域によって著しく類似していることである。3食米飯パターンの職業別にみた地域的特徴も類似した右上りの傾向を示しているが、これを軸としてそれぞれの主食パターンが分布している。その分布パターンも職業によって著しい差はみられない。以上のことは、職業による主食パターンの差異が縮少してきたことと、地域の特性が強く反映していることを示唆しているように思われる。もっとも、この調査での職業(仕事)の分類の方法やサンプル数が少ないという問題点を考慮する必要があることはいうまでもない。さらにまた職業別区分を教育水準別にクロス集計し、教育と職業との関係をあきらかにすることによって主食パターンへの教育の影響を知ることができるかもしれない。しかし、いずれにしても本調査結果に関する限り、ここでの仕事といった職業区分からみた主食パターンの差異は顕著ではない。このことは、戦後における産業、職業の著しい変化によって仕事の内容が普通の労作、軽い労作的なものに画一されてきたことの影響によるものとも考えられる。たとえば、第1次産業人口の激減、炭坑等にみられる重い労作的仕事の著しい減少、工場作業の単純化等にみられる。農家労働を考えてもその大部分が機械化したり、請負作業化したりしてくると農作業もつとめ人の仕事との差はなくなってくるであろう。

図3 職業(仕事)別にみた主要主食パターンの地域別分布



## V む す び

戦後日本人の食生活の著しい変革の中でしばしば批判的にいわれてきた重要な指摘は、食生活の画一化傾向ということである。ここでの調査の基本目的は、このような日本人の食生活の画一化傾向は、表面的なものであって—これも事実の1つの側面としてみとめなければならない—実体は食生活の多様化、多層化の傾向であることをあきらかにすることであった。

このような観点から、特に社会経済的に著しく異なった地域を選択し、そこでの食生活を主食パタ

ーンの組合せによって年齢別，教育水準別，職業（仕事）別にその分布構造の分析を行なった。年齢別主食パターンはすでに報告，発表（『人口問題研究』第156号，1980年10月）したためここでは省略した。

分析結果の要点をのべると次の通りである。

1 主食パターンの多様化構造が地域によって異なっていることは，すでにのべた通りである。（目黒区の4種類のA型，墨田区の3種類のB型，広島市の2種類+αのC型，山形市の2種類のD型，宮城県，鹿児島県の3食米飯1種類のE型にあらわれている）。

## 2 教育水準と主要主食パターン

(1) 3食米飯パターンは高等教育卒業においてもっとも少なく，次いで中等教育卒業で増加し，初等教育卒業でもっとも多くなっている。この傾向は全地域に共通である（図4参照）。

(2) 朝パン食，昼・夕米飯パターンでは3食米飯パターンとは全く反対に，高等教育卒業でもっとも多く，中等教育卒業，初等教育卒業で少なくなっている。この傾向は全地域に共通にみとめられる（図5参照）。

(3) 昼めんあるいはパン，朝・夕米飯のパターンでは，地域によって著しく異なっている。目黒区，墨田区では高等教育卒業で少なく，中等教育卒業，初等教育卒業で多くなっている。しかし，農村（宮城県，鹿児島県）では反対に高等教育卒業で多く，中等教育卒業，初等教育卒業では少なくなっている。山形市もこれに類似しているが，しかし，広島市では教育水準による差は極めて少ない（図6参照）。

(4) 初等教育卒業の主食パターンの分布を地域別にみると3食米飯パターンの割合では目黒区を除いてすべての地域で多くなっており，また朝パン食パターンや昼めんあるいはパンのパターンの割

図4 地域別にみた3食米飯パターンの教育水準別分布

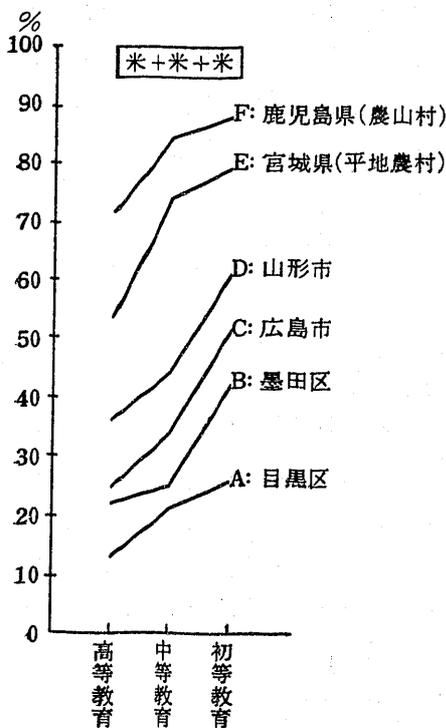


図5 地域別にみた朝パン食パターンの教育水準別分布

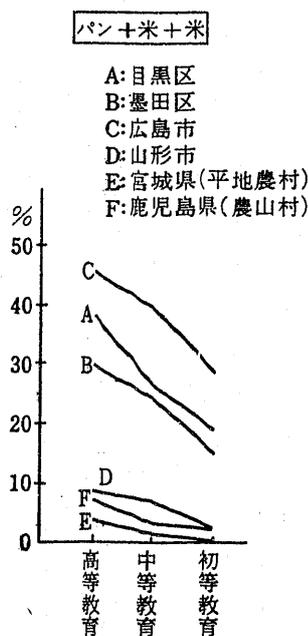
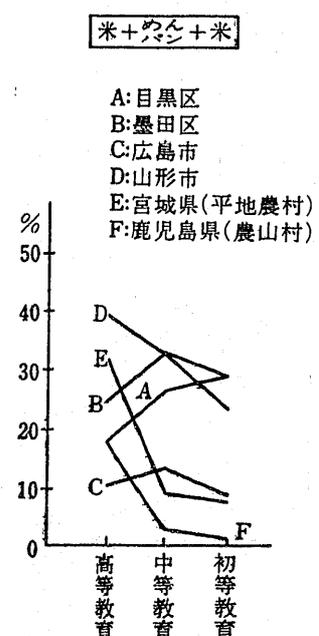


図6 地域別にみた昼粉食パターンの教育水準別分布



合は全般に低くなっている。

巨大都市の目黒区から農村へと都市化が低下するにともなって、3食米飯の曲線とそれ以外の主食パターンの曲線は大きく開いている。これは初等教育卒業者にみられる特徴的な傾向である。

(6) 中等教育卒業の主食パターンの分布では、3食米飯パターンの割合が初等教育卒業に比較し

図7 地域別にみた3食米飯パターンの職業別分布

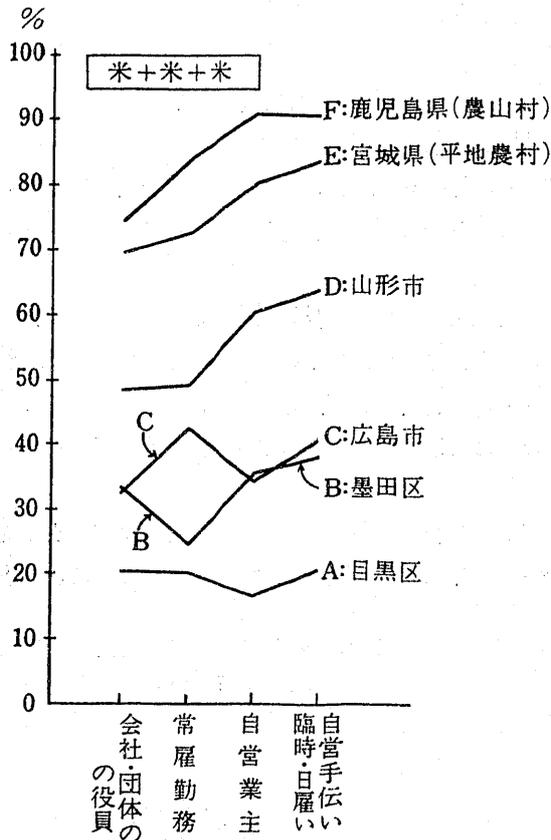
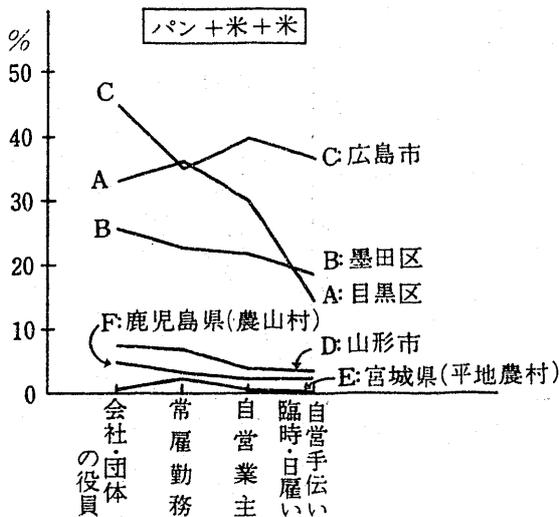


図8 地域別にみた朝パン食パターンの職業別分布



て低下すると共に朝パン食や昼めんあるいはパンのパターンが増大している。3食米飯パターンの曲線とはかなり接近する傾向を示している。

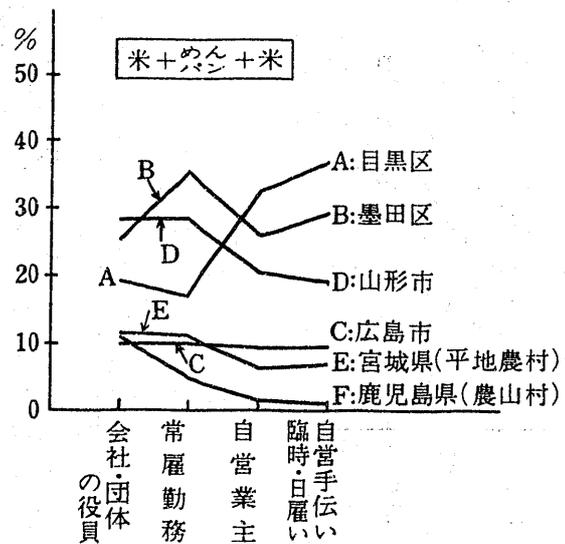
(6) 高等教育卒業の主食パターンの分布をみると3食米飯パターンの割合の低下傾向と、それ以外の主食パターンの割合の増大傾向によって、3食米飯パターンを中心としてその両側に分布するといった特徴がみられる。

### 3 職業(仕事)と主食パターン

(1) 3食米飯パターンの職業別分布を地域別にみると次の通りである。農村的性格の濃厚な鹿児島県、宮城県および山形市では会社団体役員でもっとも少なく、常雇勤務、自営業主、自営手伝い・臨時・日雇いの序列で増大している。しかし、目黒区では職業による差は極めて小さい。常雇勤務の3食米飯パターンの割合は広島市で高く、墨田区では低いという異なった傾向がみられるが、その他の職業(仕事)では両地域は類似している(図7参照)。

(2) 朝パン食、昼夕米飯パターンは一般に会社団員役員と常雇勤務において多く、自営業主、自営手伝い・臨時・日雇いで少ないといった傾向がみとめられ

図9 地域別にみた昼粉食パターンの職業別分布



る。しかし、広島市の自営業主のこのパターンは常雇勤務よりも多くなっている（図8参照）。

(8) 昼めんあるいはパンで朝・夕米飯のパターンでは、墨田区では常雇勤務、目黒区では自営手伝い・臨時・日雇い、山形市では会社団体役員、常雇勤務がもっとも多く、また広島市では職業による差はほとんどみられない（図9参照）。

以上の調査分析による重要な示唆は次の通りである。

第1は、教育水準の主食パターン選択への影響は著しく、地域別にみて共通の傾向がみられる。高学歴化の傾向との関連において、主食パターンの将来の展望を行なう必要がある。

第2は、少なくとも今回の調査からみる限り、職業と主食パターンの選択との間の関係は弱まってきたように思われる。なお、この点は精密な調査研究を必要とする。

第3は、地域による主食パターンの特性が強く残っていることである（この点は、例えば年齢構成比、学歴構成比等で標準化した場合にも主食パターン選択に地域差が強く残ることからも明らかである）。

第4は、主食パターンの多様化、多層化傾向が地域にも、また教育水準別にもあきらかにみとめられることで、今後の分析における重要な基本的前提として意義をもっている。

## Social Differentials in Staple Food Taking drawing on Field Survey Results Conducted in 1979 (2, continued)

Sumiko UCHINO

The main aim of this paper is to find social differentials in dietary life in Japan which has changed dramatically since the War II. In particular, our main focus is on regional, educational and occupational differentials in the combinational set of various staple food taken for three meals a day. The study of this kind is relevant not only to the study of nutritional conditions affecting health and morbidity which is, in turn, one of the determinants of population quality but also to other areas like food consumption. Major findings are as follows:

- (1) Regional variation in staple food pattern is clearly seen. Its diversification is correlated with urbanization: three or four combinational sets are recognized in large cities like Tokyo.
- (2) Educational attainment affects selective behavior of staple food pattern.
- (3) Occupation affects the selection of staple food pattern not so much as educational attainment.

Judging from our findings, we should take note the possible impact of the gradual rise in educational attainment on dietary life in Japan when we re-examine policies on nutrition and food.

# 欧米諸国の出生政策\*

— 個人目標と国家目標の相克 —

阿 藤 誠

## I はじめに

図1 欧米諸国の粗再生産率の推移

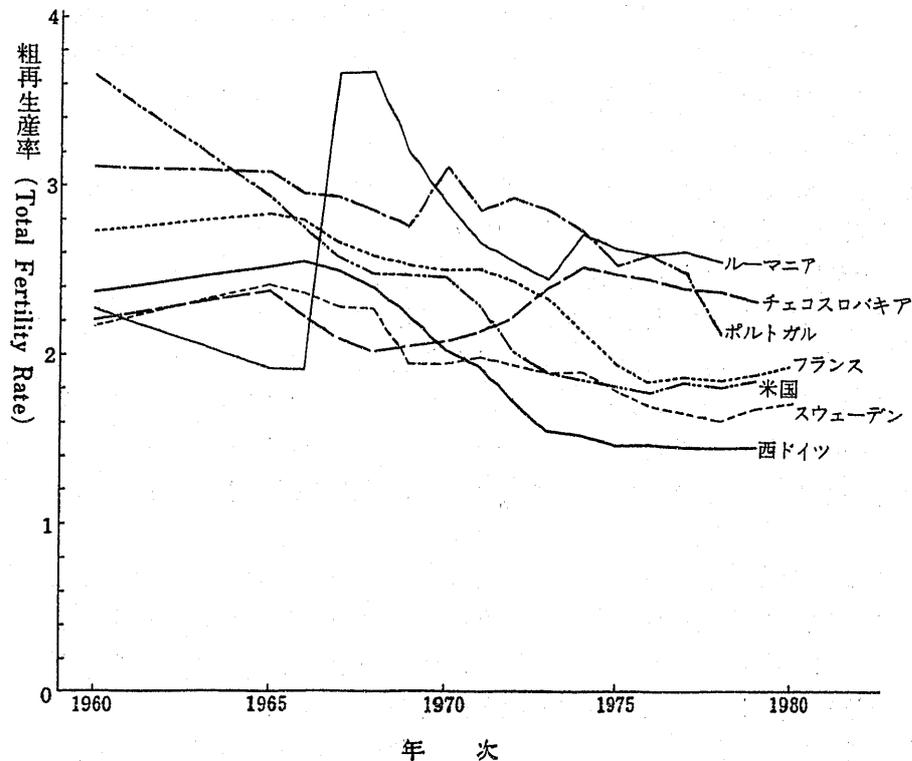


図1にその一端が示されているように、西ヨーロッパ諸国、米国、カナダなどの出生率は1960年代後半からほぼ一斉に低下し始め、現在、ほとんどすべての国で潜在的人口置き換えレベルを割っている。また、いくつかの国では、実際に人口が減少し始めている<sup>1)</sup>。このような状況下におかれた西側先進諸国の政府は一体どのような対応策をとりつつあるのであろうか。

他方、一部東欧諸国の出生率は、1960年代には西欧諸国よりも低い水準にあったが、その後むしろ上昇気味で、現在、多くの東欧諸国の出生率は人口置き換えレベルを上回っている<sup>2)</sup>。このような東

\* 本研究にあたっては昭和55年度厚生科学研究費のお世話になったことを記して謝す。

1) Council of Europe, *Recent Demographic Developments in the Member States of the Council of Europe*, Strasbourg, 1979. 1978年現在、人口マイナス成長の国はイギリス、ベルギー、西独、スイスの四カ国である。

2) United Nations, *Demographic Yearbook: 1975*, New York, 1976 ならびに *Population Index*, 1979, pp. 350-362.

欧諸国の出生率の動向に一党独裁を国是とする政府の人口政策がどのような影響を及ぼしたか、これもまた十分に吟味を要する研究課題であるように思われる。

以下、本稿では、まず各国の人口（出生）政策を検討するための理論的フレームワークを提起し、ついで、そのフレームに基き各国の政策状況を分類整理し、最後に、これら諸国の政策状況を素材として、出生政策の正統性と政策効果の問題などを理論的に考察する。

## II 出生政策の分類

人口（出生）政策について論じるためには、まず人口政策の何たるかを明らかにしなければならない。人口政策について論じた文献は数多いが、人口政策の定義については二つの考え方がみられる。ひとつは、人口政策の主体（政府）が人口過程（われわれの場合は出生過程）に影響を及ぼそうとする意図に重きをおく考え方であり、Eldridge, Spengler & Duncan, Demeney などに代表される<sup>3)</sup>。わが国では、大淵が人口政策を「一国あるいは一地方の政府が国民の生存と福祉のために何らかの手段をもって現実の人口過程に直接間接の影響を与えようとする意図または意図をもった行為」と定義しているのはその例である<sup>4)</sup>。

もうひとつは、人口政策の主体（政府）の意図のみならず、意図のいかんに関りなく結果的に人口（出生）過程に相当の影響を及ぼす施策をも人口政策に含めようとする考え方であり、Berelson が代表的である<sup>5)</sup>。わが国では、河野の立場がこれに近い<sup>6)</sup>。

問題は、前者の考え方に従って人口政策を狭く定義した場合、本稿で議論の対象となる先進諸国のうち、この定義に該当する人口政策をもつ国はごく少数に限られてしまうことである。そこで本稿では人口（出生）政策に関して後者の広義の考え方をとり、（大淵にならって）「一国あるいは一地方の政府が、何らかの手段をもって現実の人口（出生）過程に直接間接の影響を与えようとする意図、またはそのような意図をもった行為、ならびに、意図のいかんに関らず、人口（出生）過程に明瞭に影響を及ぼす行為」と定義しておく。

ただ、この定義は包括的であるから、およそ政府のあらゆる政策が出生政策として包含されるおそれが出てくる。この危険を避けるためには、政府は一体どのような手段で国民の出生過程に影響を及ぼしうるのか、実際に選択しうる手段の可能性というものを予め考えておく必要がある。その手がかりを提供するのは近年発達してきた出生力の社会経済理論である。

ここで出生力の社会経済理論を詳しく述べる余裕はないが、概略すると次のようになる<sup>7)</sup>。まず、い

3) Hope T. Eldridge, "Population Policies", David L. Sills (ed.), *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 12, 1968, pp. 381-388. Joseph J. Spengler, and Otis D. Duncan, *Population Theory and Policy: Selected Readings*, Glencoe, Illinois: Free Press, 1956, p. 441. Paul Demeney, "Population Policy: The Role of National Governments", *Population and Development Review*, Vol. 1, No. 1, September 1975, pp. 147-162.

4) 大淵寛, 「人口政策の理論的考察」, 中央大学経済学研究会, 『経済学論集』, 第17巻, 第4号, 1976年7月, pp. 35-80.

5) Bernard Berelson, "Population Policy: Personal Notes", *Population Studies*, Vol. 25, No. 2 (July 1971), pp. 173-192.

6) 河野稠果, 「人口政策論の諸問題」, 『人口問題研究』第155号, (1980年7月), pp. 1-20.

7) 以下は主として Easterlin の理論に依拠する。彼の最新の考え方は Richard A. Easterlin, "The Economics and Sociology of Fertility: A Synthesis", in Charles Tilly (ed.), *Historical Studies of Changing Fertility*, Princeton University Press, 1978, pp. 57-134 に示されている。筆者は、この Easterlin 理論を援用しつつすでいくつかの問題を論じたことがある。野原(現姓阿藤)誠, 「人口抑制政策の経済分析」, 『人口問題研究所年報』1976年, pp. 4-8. 同, 「人口高齢化と中高年社会の到来」, 袖井孝子編『収獲の世代』(日本の中高年シリーズ3), 垣内出版, 1979年, pp. 14-64.

かなる社会であれ、出生の大部分は結婚した男女の間で発生する。そこで一国の出生力水準を決める第一の要素は結婚であり、それに影響を及ぼす初婚年齢、死離別率、再婚率、生涯未婚率を考慮に入れなければならないことになる。

つぎに、結婚した男女（夫婦）の出生力は一体どのようなメカニズムで決められるのであろうか。この点を、一組の夫婦の出生行動に焦点を当てる形で明らかにしてみよう。まず、ある社会で、一組の平均的夫婦が生涯にわたって出生抑制のための意識的努力を一切行なわなかった時に生むであろう出生児数というものが考えられる。これを「自然出生力 (natural fertility)」と呼び  $N$  で表わすことにする。

つぎに、各夫婦の持ちたいと望む子供の数があろう。これを「希望子供数 (number of wanted children)」と呼び  $W$  で表わす。また、生まれた子供がかりに20歳になるまで生き残る確率を「生残率 (survival rate)」と呼び  $S$  で表わす。生残率が高いということは、とりも直さず死亡率が低いことを意味する。この二つの要素から、各家族が希望子供数を確保するために生まなければならない出生数は  $W/S$  ということになる。

自然出生力 ( $N$ ) とこの「希望子供数を確保するための出生数 ( $W/S$ )」の差 ( $N - W/S$ ) は、「夫婦が望まない出生のポテンシャル」、裏返せば出生抑制意欲の強さを表わすことになる。ここで、夫婦が頼りうる出生抑制手段が100%有効であれば夫婦の望まない出生はゼロになるが、その効率（これを  $E$  で表わす）次第で、「非希望子供数 (number of unwanted births)」,  $(N - W/S)(1 - E)$ , が生ずることになる。

したがって、この平均的夫婦の生涯出生児数（完結出生力）=  $B$  は、希望子供数と非希望子供数の和、つまり  $B = (N - W/S)(1 - E) + W/S$  で表わされることになる。

もう一点つけ加えておくと、かりに完結出生力が同じであっても、その生み方が早い遅いによって、その時々々の期間出生力は変化する。厳密に言えば、その出生間隔についても希望出生間隔と出生間隔調節の失敗が考えられる。

ところで、前述の希望子供数自体はどのように決まるかという点、子供を一種の経済財と仮定すれば、(1) 経済的資源、(2) 子供の費用、(3) 効用（または選好）関数の三つの要素によってその数が決まると考えることができる。

第一に、家族の経済的資源が大きければ大きいほど、子供が経済学的な意味で「劣等財」でないかぎり、より多くの子供の「購入」が可能である。

第二に、子供を育てるには衣食住その他の費用がかかる。これは子供の直接的費用と呼ばれる。さらに、子供を生み育てることによって奪われる他の欲求充足と時間は間接的費用（または機会費用）と呼ばれる。

また、ある社会では、子供がある年齢に達すると労働力要員として家族に所得をもたらす、さらに老後の親の生活を保障する。子供への「投資」に対するこの種の見返り（子供のもたらす将来所得）が投資費用を上回る時、子供は「資本財」とみなせるが、逆の場合は「消費財」ということになる。子供が資本財であるかぎり、また消費財であればそのコストが低いほど、子供に対するモチベーションは大きくなる。

第三に、他の財、サービスと比較して、子供が非常に好きな人とそれほどでもない人がいる。経済学者は、経済財に対するこの種の好み（嗜好）を効用、選好などと呼ぶが、社会学的に言えば、それは個人、集団に特有のパーソナリティ体系（価値・規範意識）である。

さて、以上のごとき出生力決定のメカニズムを理解したうえで、政府のどのような政策手段が出生

表1 出生力の決定構造と出生奨励手段

出生力決定要因	各決定要因に影響を及ぼす政策手段	出生奨励効果をもつ政策手段
I 結婚	法定婚姻年齢の制定 経済的誘因または制裁	無し ① 新婚者向低コスト住宅の供給 ② 新婚一時金の給付又は貸与
II 結婚出生力		
A { 希望子供数 出生間隔規範		
a 経済資源	所得政策	① 出生一時金の給付 ② 出産費用の負担軽減
b 子供の直接的費用	経済的誘因または制裁	③ 児童(家族)手当の支給 ④ 教育, 住宅面での優遇措置 ⑤ 税制面での優遇措置
c 子供の間接的費用	経済的制裁 経済的誘因	① 婦人の雇用機会の制限 ① 産前, 産後の休暇 ② 育児期間中の雇用・所得保障 ③ 保育所の増設, 拡充
d 子供の効用(価値)	道徳的説得	① 政府によるキャンペーン
B { 非希望子供数 出生間隔調節		
a 出生抑制是非の観念	道徳的説得	① 政府によるキャンペーン
b 出生抑制手段の 入手可能性	各種手段の法的地位	① 近代的避妊法の法的制限緩和 ② 人工妊娠中絶の法的制限緩和
	各種手段の普及努力	① 近代的避妊法の宣伝・供給・販売の制限緩和と助成 ② 人工妊娠中絶のための手続・医療施設の制限緩和と助成
III 自然出生力	強制力または医療技術開発	不妊治療技術開発への援助
IV 生残率(死亡率)		無し

力に影響を及ぼしうるのか表1に従って考えてみよう。

(1)まず、およそすべての近代国家においては、「法定婚姻年齢」が定められている。法定婚姻年齢の高低が慣習婚を含めた事実婚の結婚年齢を直接規定するものではないが、影響はある。発展途上諸国、たとえば中国などでは、明示的出生抑制政策の一環として晩婚化を策し、その手段として法定婚姻年齢の引き上げを行なっている<sup>8)</sup>。だが、先進諸国においては、人口政策の観点から法定婚姻年齢が操作された例はない。また、女性の法定婚姻年齢が14歳以上と定められていようと16歳と定められていようと、欧米諸国で18歳未満で結婚する女性は統計的にごくわずかであるから、この問題をわれわれの議論の対象から外しても支障はなさそうである。

(2)結婚は当事者の経済条件を無視してはほとんど成立しえない。米国などで好況時に結婚が増え不

8) 1980年に採択された中華人民共和国婚姻法の第5条には、「男の場合は満22歳、女の場合は満20歳よりも婚姻の年齢を早めてはならない。婚姻と出産の年齢を遅らせることを奨励すべきである」とある。中国の新婚姻法成立の背景については、若林敬子、「中国人口政策をめぐる諸動向」、『人口問題研究』、第157号、1981年1月、pp. 52-78。

況期に減少すると言われるのはそのためである<sup>9)</sup>。ほとんどの欧米諸国では、若者の結婚が親世帯から独立した新世帯の形成を意味するから、新婚世帯に対する政府の経済的援助あるいは経済的制裁は若者の結婚意欲に影響を与えるであろう。具体的な結婚奨励策としては、たとえば政府による結婚一時金の給付・貸与、住宅優遇措置などが含まれる。

(3)夫婦の希望子供数（ならびに出生間隔規範）を決める第一の要因は家族の経済的資源（具体的には所得と資産）である。出生力の経済理論によれば、他の条件が等しければ、資源が豊かであるほど出生力は大きくなるとされる。かりにこの仮説が正しいとすると、すべての経済成長政策（ならびに所得再配分政策）は出生奨励効果をもつということになる。しかしながら、この仮説自体が十分に実証的裏付けがあるわけではなく、しかも実際の経済成長政策は工業化、雇用労働力の増大、都市化など、出生抑制効果をもつ社会構造変動をもたらすから、ここで政府の全般的経済成長政策をとりあげても意味はない。本稿では、人口政策上の所得向上と子供の直接的コスト軽減を不可分とみなし、一括して取り扱う。

(4)希望子供数を決める第二の要因は子供のコストである。出産・育児・教育にはお金がかかる。われわれは、これを子供の直接的費用と呼んだが、出生力の経済理論では子供の費用が高いほど出生力は低くなるとされる。かりにこの仮説が正しいとすると、政府による出産・育児・教育への経済援助（economic incentives）は出生奨励効果をもつであろうし、経済制裁（economic disincentives）は出生抑制効果をもつことになる。

この面での具体的な出生奨励政策としては、出産一時金の支給、出産費用の補償、児童（家族）手当、教育・住宅面での優遇措置、税制面での優遇措置などが考えられる。逆に出生抑制政策としては、高順位出生に対する累進的出産費用、教育・住宅・税制面での制裁措置があろう。現実には、出生抑制を政策として掲げる発展途上諸国でこの種の経済的制裁措置をとる国はそれほど多くない<sup>10)</sup>。他方、先進諸国で出生奨励政策が論じられる時、議論の対象となるのはこの面での政策、主として経済的誘因の使用が多い。だが、実際にはこれらの施策は、出生政策というよりも、社会的弱者の保護や不平等の是正など社会正義実現という政策目的から実施される場合が多い。

(5)子供のコストのもう一つの側面は間接（あるいは機会）費用である。妻が、家庭外で就業し所得を得る機会があるとすると、その家庭外就業の機会が出産・育児のために妨げられたとすると、その子供には失なわれた所得分のコストがかかると考えることができる。これが子供の機会費用である。子供の機会費用が高いほど出生力が下がるとすると、出生抑制策としては婦人の雇用機会（その準備としての教育、職業訓練の機会）を拡大する方策が考えられる。逆に出生奨励策としては、婦人の雇用機会そのものの削減、より穏やかな政策としては婦人労働と出産・育児が両立しうるような対策、たとえば産前・産後の休暇、育児期間中の所得・雇用保障、保育所の増設・拡充などが考えられる。

(6)希望子供数を決める第三の要素は子供の効用・価値である。歴史的には、農業社会から産業社会への転換は、親にとっての子供の価値が資本財＝生産財（つまり、労働要員兼老後保障）から消費財（たんなる愛情の対象）へと転化したことを意味する<sup>11)</sup>。したがって、義務教育制度の導入や社会保障制度の充実が子供の生産財価値を失なわせるという点で、出生抑制効果をもつと言えるが、逆に、

9) たとえば、Dudley Kirk, "The Influence of Business Cycles on Marriage and Birth Rates," in National Bureau of Economic Research (ed.), *Demographic and Economic Change in Developed Countries*, Princeton University Press, 1960, pp. 241-257.

10) シンガポールはこの政策の先駆者であるが、最近になって中国、韓国、フィリピン、スリランカもこの種の政策を採用し始めたとされる。United Nations, *Report on Monitoring of Population Policies*, (ESA / P / W. P. 69), 1981, pp. 78-145.

表2 欧米諸国の

グループ	国名	各国政府の出生力動向に対する		結婚に対する政策		希望子供数に		
		現状認識	人口政策の有無	住宅政策	結婚一時金, 他	出産一時金	出産費用の負担軽減	児童(家族)手当(絶対額または対給与割合)
I	デンマーク	満足	無	—	—	—	—	—
	フィンランド	満足	無	無	無	有(小額)	無料	年額65~90ドル
	ノルウェー	満足	無	—	—	—	—	—
	スウェーデン	満足	無	—	—	有(—)	無料	月額56ドル: 第1子から一律(1980)
	イギリス	満足	無	無	無	有(小額)	無料+現金給付	月額38ドル: 第1子から一律(1979)
	オランダ	満足	無	無	無	無	無料	月額12~35ドル(累増)
II	アイルランド	満足	無	無	有(小額)	有(小額)	現金給付	6%(累増)
	ポルトガル	満足	無	—	—	—	—	—
	スペイン	満足	無	無	有(—)	有(小額)	無料	月額5~6ドル(大家族は増額)
III	オーストリー	満足	無	無	—	—	—	—
	ベルギー	満足	無	無	無	有(漸減)	無料	年齢, 出生順位に応じて16~48ドル
	フランス	低	有(1930年代)	無	無	有(—)	無料	月額48~85ドル: 第2子から第3子で最大(1980)
	西独	低	無	無	無	有(—)	無料	第1子から: 第3子以降急増(月額110ドル)(1979)
	ギリシャ	低	有(最近)	無	有(給与の5~10%)	—	現金給付	2子まで3~6%: 3子以上17%
	イタリア	満足	無	—	—	—	有(—)	月額11ドル: 第1子から一律(1979)
	ルクセンブルグ	低	有(最近)	—	—	—	—	—
スイス	満足	無	—	—	—	—	—	
IV	オーストラリア	満足	無	住宅ローン	無	有(小額)	有(—)	月額15~36ドル: 第1子から漸増(1979)
	カナダ	満足	無	無	無	無	無	月額20ドル: 第1子から一律(1977)
	米国	満足	無	無	無	無	無	ほとんど無し
V	ブルガリア	低	有(1958/71)	—	—	有(第三子まで漸増)	無料	5~44%
	チェコスロバキア	満足	有(1967/8, 73)	住宅ローン	—	有(—)	無料+現金給付	4~70%(累増)
	東独	低	有(1950年代)	—	—	—	—	—
	ハンガリー	満足	有(1966/8, 73)	—	—	有(小額)	現金給付	2子以後累増
	ポーランド	満足	無	—	有(—)	有(—)	有(—)	10%
	ルーマニア	満足	有(1966)	無	無	有(第三子以上)	無料	10~60%
ソ連	満足	無	無	無	無	有(—)	有(—)	第4子以降のみ支給

- 注1. 人口政策の類似性を規準として各国を五つのグループに分けたが、Iは主として北欧諸国、IIはカトリックの影響の強い国、IVはヨーロッパ系移民国、Vは東欧諸国、IIIはその他の西欧諸国に対応する。
2. 各国の出生力動向に対する現状認識は1978年現在のもの(資料(1))。「満足」=現在の水準に満足:「低」=現在の水準は低すぎる。
3. 各国の明示的人口政策の有無は1978年現在のもの(資料(1))。「有( )」=明示的に出生奨励策をとる(カッコ内は、それがスタートしたり強化された年次):「無」=明示的出生奨励策はない。
4. 結婚、希望子供数に対する政策は、1973年現在のもの(資料(2))。1977~1980年のデータは資料(4)などを参照。
5. 非希望子供数に対する政策のうち、近代的避妊法の法的地位、政府サービス、宣伝については1973年現在のもの(資料(2))。\*印の事項は1978年現在のもの(資料(1))。
6. 非希望子供数に対する政策のうち、中絶の法的地位については1977年現在のもの(資料(3))。中絶を認可している国については、カッコ内

出生政策一欄

対する政策	非希望子供数に対する政策				
税制, 教育, 住宅面での 優遇措置	産前・産後の 休暇(給与)	近代的避妊法 の法的地位	政府による普 及サービス	宣伝の法的 地位	中絶の法的地位
—	—	—	—	—	認(要)
控除, 貧困世帯について 住居手当	12 週	認	有(1971年より 国民保健でカヴァ ー)	認	認(医+社)
—	—	—	—	—	認(要)
控除, 住居手当	6カ月(減俸)	認	{有(保健所によ るサービス)	認	認(要)
子供数に応じた控除	—	認	{有(1967年 保健機関)	認	認(医+社, 1967年)
控除	12 週	認	{民間援助国民保 健でカヴァー (1971年)	認	条件付認(医)
控 除	3カ月(一部)	禁	無	禁	禁 止
—	—	認*	有*	—	禁 止
大家族のための控除	12 週	認(1978年)*	無	禁	禁止(狭・医のみ認)
—	—	—	—	—	—
低所得層について控除	14週(減俸)	認	民間援助*	禁	禁 止
控 除	病休扱い	認(除不妊手 術)	有*	禁	認(要: 1975年)
控除, 独身ほど所得税大	14 週	認(不妊手術 は条件付)	民間援助*	禁	条件付認(医+社: 1976年)
控除(第三子以降大)	12 週	認(除男性不 妊手術)	無	禁	条件付認(医)
控 除	14~21週(減俸: 子 供が1歳まで30%)	認(除不妊手 術)	民間援助*	禁	認(1978年)
—	—	認*	民間援助*	—	—
—	—	認*	民間援助*	—	一部地域のみ, 条件付認(医)
控 除	公務員のみ 6週以上	認(不妊手術 制限あり)	民間援助*	一部地域 のみ認	一部地域のみ条件付認
控 除	15 週	認	有	条件付認	条件付認(医)
控除(小規模)	—	認	有	一部地域 のみ認	認(要: 1973年)
控除, 大家族の住宅優遇	120~180日 (3子まで漸増)	認	有	—	条件付認(医+社)
子供数による家賃削減な らびに住宅ローン	26週(減俸) 2歳まで雇用保障	認	有	認	認(医+社)
—	—	認	—	—	認(要1972年)
住宅優遇	20 週	認	有	—	条件付認(医+社)
—	12 週	認	有	認	認(医+社)
控 除	112日(3子以 上は給与増)	認(条件付)	—	—	禁止(45歳以上か, 子供4人 以上を例外とする)
控 除	有	認	有	認	認

に認可条件が示してある。「要」: 一定妊娠期間内ならば要求次第, 「医」=医学的理由(たとえば母体の生命, 遺伝的理由)でのみ認可, 「医+社」=医学的理由に加えて社会的法律的理由(たとえば強姦による妊娠)

7. 一印は資料を欠くことを示す。

- (1) United Nations, *Selected World Demographic and Population Policy Indicators*, 1978.
- (2) Bernard Berelson (ed.), *Population Policy in Developed Countries*, McGraw-Hill, 1974.
- (3) Christopher Tietze, *Induced Abortion: 1974* (Third Edition), Population Council, 1979.
- (4) 厚生省児童家庭局児童手当課「諸外国の児童手当制度」(部内資料), 1979年.

出生奨励策として子供の生産財価値を復活することは考えられない。この面での出生奨励策としては、政府による出生奨励キャンペーンなどが考えられる程度である。

(7)つぎに、非希望子供数を決める第一の要素は出生抑制是非の観念である。現代の先進諸国では、夫婦が結婚生活において出生抑制の努力をすることは当たり前のようにになっているが、夫婦出生力の抑制を是とする観念は、出生転換以前の欧米諸国にはみられなかったとされるし、現代の発展途上諸国でも、この観念の存在が出生抑制手段普及の前提となる<sup>12)</sup>。発展途上諸国の場合、政府の人口政策の確立とそのためキャンペーン、家族計画の普及努力自体が、国民に夫婦出生力の抑制が倫理的に間違ったことではないという考え方を植えつけるのを助ける。逆に、避妊手段の奨励、宣伝、販売を法律で禁止することが単に手段の入手を難しくするばかりか、出生抑制の正統性観念の普及を妨げる役割を果たすであろう。

(8)非希望子供数を決める第二の要素は出生抑制手段の入手可能性 (availability) である。避妊法のうちには性交中絶法 (coitus interruptus) やリズム法 (オギノ式) のように特別の器具を要さない伝統的方法がある。これは先進諸国でも今なお広く用いられている方法であるが<sup>13)</sup>、直接政府の規制の届かない部分であり、われわれの議論の対象にはなりえない。

問題となるのは、ピル、IUD、不妊手術などの近代的避妊法と人工妊娠中絶の法的地位、ならびに政府によるそれらの普及努力の程度である。出生抑制を目指す発展途上諸国では、家族計画の普及、具体的には近代的避妊法の普及が政策の主流を占めてきたが、中絶を認めていない国は多い<sup>14)</sup>。つまり、政府が明示的、体系的人口政策をとっている国でも、有効な出生抑制手段としての中絶を別の政策目的 (たとえば生命尊重の倫理観の維持) から禁止している。逆に、出生奨励を政策目的として掲げる先進諸国で、婦人の労働権、出産の自由を守るという別の政策目的から近代的避妊手段と中絶を規制しない場合もある。

(9)最後に、自然出生力と生残率については、政策的コントロールの難しい要因であり、われわれの議論の対象にはなりえない。

以上の議論をふまえたうえで、次節では欧米諸国の出生政策の現状を、(1)明示的人口政策の有無、(2)結婚ならびに希望子供数に影響を及ぼす政策、(3)非希望子供数に影響を及ぼす政策の順で概観する。(各国の出生政策の要約を表2に掲げる。)

11) この問題にいち早く理論的考察を加えたのは、Harvey Leibensten, *Economic Backwardness and Economic Growth*, New York; Wiley, 1957, Chap 10. また、この問題に豊富な実証データを提供したのは「子供の価値観 (VOC)」研究である。これについては、Rudolfo A. Bulatao, *On the Nature of the Transition in the Value of Children*, the East-West Population Institute, 1979.

12) John Knodel, "Family Limitation and the Fertility Transition: Evidence from the Age Patterns of Fertility in Europe and Asia," *Population Studies* 31, July 1977, pp. 219-49 および J. Knodel and Etienne Van de Walle, "Lessons from the Past: Policy Implications of Historical Fertility Studies," *Population and Development Review*, Vol. 5, No. 2, June 1977, pp. 217-46.

13) とくに西欧のカトリック諸国と東欧諸国では、性交中絶法の使用が再生産年齢期間にある夫婦の50%を越える場合も珍らしくない。United Nations, *Fertility and Family Planning in Europe around 1970: A Comparative Study of Twelve National Surveys*, New York, 1976.

14) 発展途上国諸国110カ国中、中絶を「要求次第」あるいは、「社会経済的理由」の下に認めているのは14カ国にすぎない。United Nations, *Report on Monitoring of Population Policies*, op. cit.

### III 欧米諸国の出生政策

#### 1 明示的出生政策

西欧諸国<sup>15)</sup>で、長期間にわたって出生奨励を明示的政策目標に掲げてきた国は、わずかにフランスのみである。西欧諸国の出生率は、かつて1930年代にも人口置き換えレベルを割ったことがあるが、その当時、フランス、イタリー、ドイツなどは出生奨励策を採用した経緯がある。第二次大戦後、1960年代前半までは西欧諸国の出生率が比較的高い水準を維持したためもあって、フランスを除くいづれの西欧諸国も出生力に関してそれほど強い関心をもたなかった<sup>16)</sup>。1960年代後半以降の急激な出生率低下に直面して、今後各国政府の関心も強まると思われるが、今のところ出生奨励を意図した政策手段を採用し始めたのは、ギリシャ、ルクセンブルグ、リヒテンシュタイン、モナコぐらいである。

西欧諸国とは対照的に、現在東欧諸国<sup>17)</sup>の多くは出生奨励を明示的政策目標として採用している。東欧諸国の出生率は、1960年代、西欧諸国よりも低水準にあり、一部では人口置き換えレベルを割っていた。慢性的若年労働力不足と人口高齢化を憂えて、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、チェコスロバキアは1960年代後半相次いで出生奨励のための施策を打ち出した。これら政府の政策の焦点は、大家族を奨励するというよりも第三子の出生を促すところにおかれてきた。

他の東欧諸国のうち、東独は1950年代以来一貫して出生奨励策をとってきたとされ、1960年代までの出生率は高水準を維持し続けてきた。ところが、1960年代後半から西欧諸国と足並みをそろえるように出生率が急低下し始め、1975年さらに強力な出生奨励策の採用にふみきった。他方、ポーランドとソ連は、1970年代に入っても出生率が人口置き換えレベルを上回っているせいもあってか、出生奨励策は論議中の段階で明示的政策目標とされるに至っていない<sup>18)</sup>。

出生率低下という同様の事態に直面しながら、西欧諸国と東欧諸国の対応が際だって異なっているのは、やはり、後者が一党独裁を国是とする社会主義国家だということに起因しよう。社会主義国家のイデオロギーによれば、社会主義は経済発展と社会の進歩をもたらすから人口増加と両立し、マルサスの意味での人口問題は起りえないとされる。この人口問題に対する社会主義的楽観論は人口増加、出生奨励を目指した政策を生み出すイデオロギー的土壌になっている。同時に、一党独裁の政体の下では、西欧民主主義国のような国家目標と個人目標の相克という問題を、マスメディアの操作などによって回避し易いという事情があることも忘れてはならないであろう<sup>19)</sup>。

15) 以下西欧の人口政策全般については、主として、Massimo Livi-Bacci, "Population Policy in Western Europe," *Population Studies*, Vol. 28, No. 2, July 1974, pp. 191-204 による。

16) Jean-Claude Chesnais, *La Démographie de la France, Situation et Perspectives*, 1979. 厚生省大臣官房企画室仮訳『フランスの人口—現状と展望』昭和55年、および United Nations, op. cit.

17) 以下東欧の人口政策全般については、主として、Milos Macura, "Population Policies in Socialist Countries of Europe," *Population Studies*, Vol. 28, No. 3, Nov. 1974, pp. 369-80

18) ソ連の人口政策については、David M. Heer, "Three Issues in Soviet Population Policy," *Population and Development Review*, Vol. 3, Sep. 1977, pp. 229-352. 最新の資料によると、ソ連では1981年2月の第26回共産党全国大会において地域別の人口政策の採用が決まり、第11次5カ年計画(1981-85)に盛り込まれた。ソ連では1976年の25回大会以来人口政策の必要性が認められていたが、出生奨励策を全国一律に適用すべきとする一派(少数民族派)とそれを低出生率に悩む地域に限定すべきとする一派(スラブ派)の間の論争が続いていた。Cynthia Weber and Ann Goodman, "The Demographic Policy Debate in the USSR," *Population and Development Review*, Vol. 7, No. 2, June 1981, pp. 279-95.

19) もうひとつ西欧諸国の事情をつけ加えると、西欧諸国はすでに1930年代に一度人口置き換えレベル以下の出生率を経験している。その低出生率が1940年代から回復し、1960年代前半まで比較的高率を保った。したがって、西欧諸国の識者の間には、人口転換後の出生率は波動を描くから、いまの低出生もいづれは回復するという楽観論があるのかもしれない。Livi-Bacci, op. cit. ならびに Leon Tabah "World Population Trends: A Stocktaking," *Population and Development Review*, Vol. 6, No. 3, Sep. 1980, pp. 355-389.

## 2 結婚と希望子供数への影響<sup>20)</sup>

欧米諸国においては、結婚と希望子供数に直接影響を与える政策の多くは、通常、人口政策とは関係なく、社会集団間の不平等を軽減し社会正義 (social justice) を実現する目的、いわゆる社会福祉の観点から施行されてきたものが多い。具体的には社会的弱者、たとえば貧困者、身障者、大家族、老人、少数民族集団、青少年、婦人など、に対する税制面での保護、手当の支給などの形をとる。

若者の結婚を促進するための政策をとる政府は稀である。結婚時に一時金の支給があるのは、アイルランド、ギリシャ、(おそらくポーランド) にすぎず、新婚者のための住宅優遇策 (住宅ローン) をとるのはオーストラリアとチェコスロバキアの二国にすぎない。

希望子供数に影響を及ぼしうる政策のうち出産一時金の給付は18カ国中15カ国で実施されている。福祉政策の手薄なカナダ、米国では実施されていない。一時金の額は様々で、経済的にはシンボリックな意味しかもたない場合 (アイルランド、フィンランド、オーストラリアなど) から月給の相当部分を占める場合 (スウェーデン、フランス、東欧諸国など) までである。明示的出生奨励政策をとる東欧諸国では、第三子以降にしか一時金を支給しない場合 (ルーマニア)、第三子に対する一時金を著しく手厚くしている場合 (ブルガリア) がある。

分娩費用、産前産後の医療費の国による肩代わりは20カ国中18カ国で実施されている。これも主として社会正義の実現という政策目的の下に行なわれてきたので、福祉政策の弱いカナダ、米国のみが例外的である。

税制面ではすべての国で、夫婦がともに働く場合には、所得税率が高くなるようになっている。したがって、所得税の体系は間接的に妻の就業を抑制し、出産を促進する効果をもつといえようが、現実にはその影響は軽微であろう。また、すべての欧米諸国において扶養家族控除の制度があるが、この税制の狙いは、とりわけ低所得層について、家族人数が異なっても経済状態が同じになるよう図るところにあり、必ずしも出生奨励を狙ったものではない。

1930年代にフランス、ドイツ、イタリアで出生奨励策として導入された児童手当または家族手当は、その後すべてのヨーロッパ諸国に定着化したが、フランスと東欧諸国以外では出生奨励策としてよりも福祉政策的意味あいの方がずっと強い。西欧諸国の児童手当制度は二つの種類に分けられる。一方は、子供数に関係なく子供一人当たり一律に支給する制度であり、この制度の国は、スウェーデン、デンマーク、イタリア、カナダなどである。他方は、子供の出生順位と結びつき、出生順位が高いほど支給率が漸増する制度である。上記以外の西欧諸国はこれに属する。後者の制度は暗黙に出生奨励効果を狙っているとも考えられるが、どちらの制度にせよ、手当の額が小さいので (多くは平均世帯所得の2%以下)、出生奨励効果はそれほど大きくないように思われる。

長い間出生奨励を明示的政策目標として掲げてきたフランスでは、家族手当がその主要な手段であった。1931年に制定された「家族法典」には、人口増加のための出生奨励策として家族手当を給付す

20) 以下各国の出生政策については、Livi-Bacci, op. cit., Macura, op. cit., Chesnais, op. cit. の他に、Bernard Berelson, (ed.), *Population Policy in Developed Countries*, MacKgraw-Hill, 1974. United Nations, *Report on Monitoring of Population Policies*, 1981, op. cit. Leon Tabah, "World Population Trends: A Stocktaking," *Population and Development Review*, Vol. 6, No. 3, Sep. 1980. pp. 355-89. などを参照。各国の政策というものは、国ごとの法制、行政の相違もあり比較が難しい。さらに年々の変更が多く、それをデータとして収集するのは容易ではない。本稿で要約した個々の国の政策的事実にしても不確かな点が多いが、本稿の狙いは、むしろ欧米諸国の出生政策の全体的動向をを概括するという点にある。細部については、例えば児童手当制度の国際比較のような別個の研究が必要となる。これについては、例えば、厚生省児童家庭局児童手当課『諸外国の児童手当制度』(部内資料) 1979年。

ることが明記されている。家族手当の支給率自体は戦後大幅に低下したが、1970年代に入っても、他の西欧諸国と比べると相対的に高い支給率を誇っているのは、それが単なる社会福祉的目的だけではなく人口政策的観点と結びつけられているからであろう。

一方、東欧諸国の家族手当制度も、西欧諸国同様、本来福祉政策的意味あいでは実施されてきたうえ、たとえばソ連の場合でみると支給率は戦後徐々に低下してきてと言われる。ところが、1960年代後半、多くの東欧諸国では、低出生率に対する対応策として出生奨励策に転ずるや、家族手当の水準は大幅に引き上げられ、出生順位とともに（とくに第三子のところで）支給率が著増するシステムが導入された。たとえば、ブルガリアの場合、子供2人までの児童手当は平均所得の16%にすぎないが、3人になると44%にはね上がる。チェコスロバキアの場合、子供2人までの児童手当は平均所得の15%程度であるが、3人になると35%、4人になると50%支給される<sup>21)</sup>。

次に、子供の機会費用を左右する婦人の雇用労働に対する各国の政策をみてみよう。近年、ヨーロッパ社会では、有配偶女子のうち家庭外の仕事に就く者の割合が著しく増加している、それが欧米諸国の婦人の社会参加意識の強まりと大いに関係あることは明らかであるが、各国の婦人労働保護政策がこれを助長した面もある。一般的に言って、婦人は結婚・妊娠・出産を理由に解雇されることはなく、妊娠中の婦人の重労働は禁じられており、有給の産前・産後の休暇のない国はほとんどない。米国とオーストラリアはむしろ例外的で、前者では産前・産後休暇はなく、後者では公務員に限られる。

西欧諸国の場合、産前・産後の休暇は約3カ月（12～14週）が大部分であり、多くは有給であるが、給料の何割が支給されるかは国によって様々である。アイルランドの場合はかなり低く、イタリアの場合はかなり高い（給与の80%保障）。

出生奨励効果という観点からすると、有配偶女子にとって働きにくい環境を作り、家庭にとどまるよう促す手段も考えられるが、そのような政策をとっている国はない。勤労婦人の保護政策自体は、労働と育児の両立を可能にするものであり、出生奨励効果をもつであろう。だが、さらに、自由主義経済の下では、企業にとって婦人の一人当たり労賃が男子のそれよりも高くつくため、婦人の雇用をさし控える傾向がでてくると主張するものもある。そのような因果関係が働くとすると、勤労婦人の保護政策は付加的出生奨励効果をもつことになる。西欧諸国では勤労婦人の保護が進んでいる反面、義務教育入学前の児童のための保育所等の施設は貧困であり、奇妙なアンバランスを見せている。

他方、東欧諸国の場合、種々の理由による慢性的男子労働力不足と、雇用、賃金、社会参加の男女平等を実現するという社会主義理念から、婦人の雇用労働力率は西欧諸国の場合よりもかなり高い。しかも、多くの国が母性と職業労働を両立させることを目指してきたので、一般に婦人労働に対する保護は西欧よりも手厚いように見える（とくに、育児休暇の日数、保育所の普及率において差が目立つとされる）。この傾向は、これら諸国が1960年代後半出生奨励策に転じたため一層顕著になった。すなわち、産前・産後の休暇が延長され、産休中の給与の支給率が引き上げられた。たとえば、チェコスロバキアでは1968年、産前・産後の休暇が18週間から26週間に延ばされ、平常の90%の賃金が支払われるようになった（未婚の母の場合には35週間の有給休暇が認められる）。さらに、その後子供が2歳になるまでは無給ながら雇用が保障される。ブルガリアやルーマニアでは子供数が考慮され、前者では3子まで子供が増えるにつれ産休日数が増し、後者では3子以上になると賃金の支給率が上が

21) とくにチェコスロバキアの人口政策については、Thomas Frejka, "Fertility Trends and Policies: Czechoslovakia in the 1970s," *Population and Development Review*, Vol. 6, No. 2 March 1980, pp. 65-93.

る。

最後に、子供の効用、価値に直接影響を及ぼす政策をとっている国は、明示的に出生奨励政策を採用している東欧諸国に限られる。各国政府が出生奨励目標を各種機関、政府独占のマス・コミを通じて流すのもその手段のひとつであるが、より具体的には、ルーマニアやブルガリアでは、多産の母に対する名誉杯号やメダルなどの授与が行なわれている。

### 3 非希望子供数への影響

政府は夫婦の希望子供数の実現の程度、逆に言うと非希望子供数の発生度合に対して、避妊手段と人工妊娠中絶の法的規制、ならびにそれらの普及努力の程度を通じて影響を及ぼすことができる。ただし、近年の東欧諸国を除くと、避妊と中絶を明示的人口政策の手段として用いてきた国は少なく、むしろこれらの法的規制の程度は、その社会が性と出産に対する個人の権利をどこまで認めるかに依存している。この性と出産の自由度に応じて西欧諸国は三つのグループに分けられる。

西欧諸国のうちで、性と出産の自由度の最も高いグループに属するのは北欧諸国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク）、イギリス、オランダである。これらの諸国では、すべての近代的避妊法（ピル、IUD、ペッサリー、不妊手術など）の普及宣伝が法的に認められている。そのうえ、1960年代後半以降、避妊器具が医療（健康）保険でカバーされるようになった国もある（デンマーク、オランダ、イギリスなど）。たとえばイギリスの法律では、1967年以降、地域の保健機関は配偶関係、理由のいかんを問わず、家族計画を望む人に情報、手段を無料で提供できると定められている。

これら諸国は、人工妊娠中絶についても最も早くから寛容な内容の法律を施行してきた<sup>22)</sup>。中絶自由化の先鞭をつけたのは、アイスランド(1935年)、スウェーデン(1937年)、デンマーク(1938年)の3カ国で、戦後、これらの諸国は徐々に制限を緩めていった。フィンランド(1951年)、ノルウェー(1965年)がこれに続いた。1967年のイギリスの中絶法は、中絶理由を従来の遺伝、犯罪から社会医学的根拠にまで拡張し、医師の同意のみを必要条件としたため、実質的には、要請次第で中絶がえられる(abortion on request)環境を作り出した点で画期的であった。1970年代に入ると、デンマーク(1973年)、スウェーデン(1975年)、アイスランド(1977年)、ノルウェー(1979年)が相次いで妊娠初期段階については要求次第で中絶がえられるよう、中絶の完全自由化に踏み切った。オランダは、母親の生命を助けるための中絶以外は相変らず犯罪とされている国だが、これは有名無実で、中絶は北欧諸国並に自由である。

避妊と中絶を実質的に自由化しているこれらの国は、出生抑制を人口政策として掲げているわけではないが、夫婦または個人が自分の望まない出生を完全に抑えうる条件を整えているという意味で、結果としてきわめて出生抑制的である。

これら北欧諸国と対照的なのは、カトリックが強い影響力をもつアイルランド、ポルトガル、スペインである。これらの国では、原則として出生に関する個人の権利は無きに等しい。近代的避妊法の普及、宣伝は犯罪とみなされ、中絶も不妊手術も非合法である（スペインではつい最近、母親の生命に危険がある場合にのみ中絶を認めるようになった）。

近代的避妊法と中絶を非合法化し続けているこれら諸国は、個人の望まない出生を多発させうる条件を作り出しているという意味で出生奨励的であり、現にアイルランドは1970年代に入っても人口置

22) 欧米の人工妊娠中絶の動向については、Christopher Tietze, *Induced Abortion: 1979 (Third edition)*, Population Council, 1979.

き換えレベルをはるかに上回る出生率を維持しているし、スペイン、ポルトガルも比較的高率を維持している。

他の西欧諸国は、以上二つのグループの中間に位置する。これらの国では、近代的避妊器具の製造、販売は一応認められているが、たとえばフランスでは1967年、イタリアでは1971年まで避妊の普及活動、避妊器具の販売は犯罪であった。現在でも大部分が避妊手段の宣伝活動を禁止している。またピルは、医師の処方箋が不可決である。さらにほとんどの国で不妊手術は認められていない。政府自身が避妊の普及活動に携わらないばかりか民間組織への援助もない。避妊器具の販売に対する法的制限に加えて、宗教団体などの圧力、医学界の保守的態度などがこれら諸国における近代的避妊法の普及を妨げている。

これらの諸国で中絶が合法化されたのは、ほんの1975年以降のことである（ベルギーでは相変わらず非合法）。オーストリア、フランス、イタリアでは、妊娠初期には「要求次第の中絶」が認められ（各々1975, 1975, 1978年）、西独では中絶理由に社会的理由を含むようになり、実質的に自由化された（1976年）。西独では1976年以降合法の中絶件数が相当に増えたが、他の諸国についてはデータが乏しい。カトリックの強い影響、医師界の保守的態度を考えると、合法的中絶はそれほど増加しそうなものはない。

ただし、合法的中絶件数の低さは、必ずしも中絶自体が少ないことを意味しない。これら諸国では、非合法の中絶率は相当に高いと推定されているし、実際問題として、非合法中絶によって法的に罰せられたケースはほとんどない。さらに、西欧諸国では、自国で中絶を受けられなくとも、中絶が自由化された隣国へ行くことも容易である。事実、オランダ、スイス、イギリスでは近隣諸国（主としてカトリック諸国）の住民の中絶が相当数を占める。

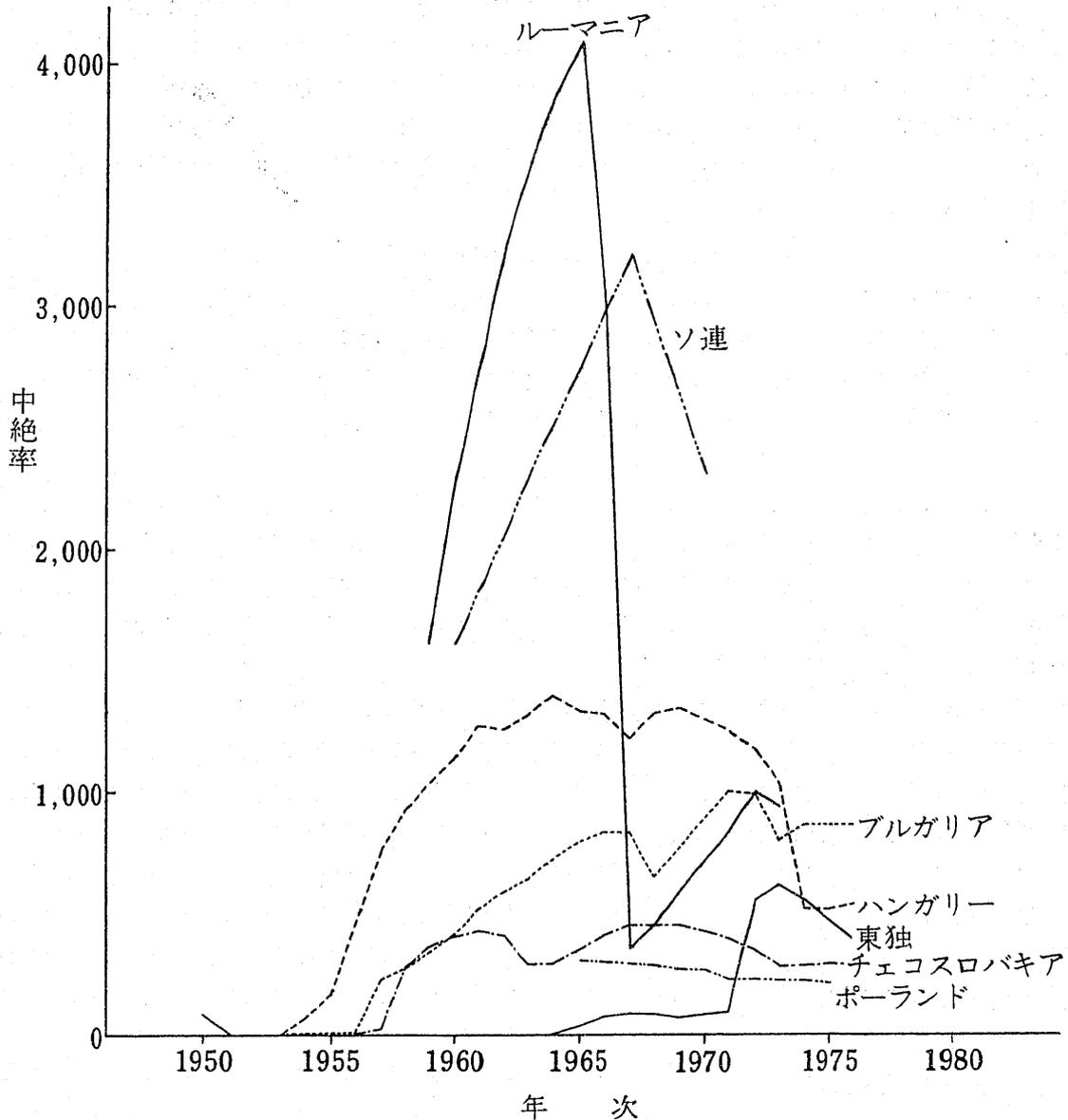
米国、カナダ、オーストラリアでは、近代的避妊器具の供給は法的に認められている（オーストラリアでは不妊手術に制限があるが）。また政府による避妊法普及のための努力もみられる。ただし、避妊器具の宣伝については制限が多い。これらの国は中絶については1960年代までは保守的態度をとり続けてきたが、カナダは1969年の法改正によっていくぶん規制を緩め、オーストラリアでも一州に限り規制が緩和された。米国は1973年の大審院判決によって、中絶を犯罪と規定してきた州法のすべてを違法とし、妊娠三カ月までの中絶は“婦人の権利”であることを容認した。これは、その後の北欧諸国の法改正の先がけとなった点で画期的であったが、宗教界の反対運動と医師界の保守的態度のため、実質的に要求次第で中絶が受けられるのはリベラルな州（たとえばニューヨーク、カリフォルニア）に限られている。

次に東欧諸国に眼を向けてみよう。これらの国では、近代的避妊器具の使用、宣伝は公認されてきたし、公式的には政府による家族計画の普及努力も存在する。ただ北欧諸国と比べた場合、近代的避妊手段の種類、供給方法、供給量に制限があるためか、実際に使用されている避妊法は効率の低い伝統的方法（性交中絶法やリズム法）が多い。

東欧諸国が1960年代前半まで西欧諸国よりも低い出生率を維持してきた理由のひとつは、前者ではすでに1950年代から中絶が自由化されていたことである。1920年、ソ連は、中絶は“市民の民主的権利”というレーニンの指摘に従って世界史上初めて中絶を合法化した。この政策は一時後退したが、1955年復活し、中絶は“婦人に出産に関する意思決定の自由を与える”という目的から自由化された。このソ連の先例に従って、東独とアルバニアを除くすべての東欧諸国が1956～57年に中絶の自由化に踏み切った。避妊効率の悪さと中絶の自由化とが相まって、出生千当たりの合法的中絶件数は、ソ連（1960年代）で2,000～3,000、ハンガリー（1960年代）で1,300、ルーマニア（1960年代前半）

で2,300~4,000, ブルガリア(1960~)で500~1,000, チェコスロバキア(1960年代)で300~400の規模に達した。中絶自由化の出生抑制効果は絶大だったと言わざるをえない(図2参照)。

図2 東欧諸国の人工妊娠中絶率(対出生千当たり)の推移



1960年代後半から、多くの東欧諸国が出生奨励策に転じ、そのための手段のひとつとして、中絶の規制を実施した。最も徹底的方法をとったのはルーマニアである<sup>23)</sup>。1966年、中絶は医学的、遺伝的理由の外には、45歳以上の婦人、あるいは4人以上の子供をもつ婦人にのみ制限された。その効果は直ちに現われ、出生千当たりの合法的中絶件数は1965年の3,000から1966年の300に急減、以後、再び増加気味とはいふものの1973年で900にすぎない。ブルガリアは1968年、ついで1973年に中絶規制に転じ、2人以上の子供を持つ婦人、未婚者などに限定した。ただし、ブルガリアの場合は、規制を強

23) ルーマニアの出生抑制政策とその効果については、Bernard Berelson, "Romania's 1966 Anti-Abortion Decree: the Demographic Experience of the First Decade," *Population Studies*, Vol. 33, No. 2, July 1979, pp. 209-22.

めた年のみ中絶件数が低下するが、翌年には回復する傾向がみられる。チェコスロバキアは1962年にやや規制を強めたが中絶件数はすぐに回復、1973年規制を再強化、無子または一子の妻の中絶要求は著しく制限された。1973年以後、出生千当たりの中絶件数は、1972年以前の300~400台から200台に低下した。ハンガリーもまた1974年、中絶を独身者の外は3人以上の子供をもつ妻に限定した。そのため、1974年以後の出生千当たりの中絶件数は1973年以前の1,000台から500台にまで低下した。

#### 4 ま と め

最後に、欧米諸国の出生政策を、出生政策の類似性を規準にしたグループ別に要約してみよう。

第一グループはスカンジナビア諸国を中心とする北欧諸国である。ここでは、1960年代後半以後出生率が続いているにもかかわらず、明示的出生奨励政策をとる気配は全くない。出生力に関連する政策の多くは、人口政策というよりも社会福祉的観点から実施されてきた。結婚に対する援助はないが、子供の直接的・間接的コストの引き下げ効果をもつ出産一時金の支給、出産費用の無料化、児童手当の支給、税制面での扶養家族控除、産前産後の有給休暇は社会福祉制度の一部として定着している。反面、非希望子供数の抑制効果をもつ家族計画の普及体制、中絶の自由化は最も進んでおり、婦人の出産権（または出産の自由）がほぼ完全に保証されている。

第二のグループは、アイルランドに代表されるカトリック支配国である。ここでは、他の欧米諸国と異なり、比較的高水準の出生率が続いており、出生奨励への政策的動きはみられない。子供の直接、間接コストの引き下げ効果をもつ諸種の社会福祉制度はほぼ北欧同様である。決定的な違いは、近代的避妊手段と中絶が完全に禁止されていることである。これは明示的人口政策に基づくというよりもカトリックの母性・家族の尊重という宗教的価値観から発していると思われる、この政策は結果的には婦人の出産の自由を強く制約し、比較的高い出生率の維持に貢献していると思われる。

第三のグループは、第一と第二グループ以外の西欧諸国である。これらの国は1960年代後半以降出生率に転じ、なかには実際に人口減少が始まっている国もあるが、一部を除けば出生奨励を明示的人口政策として掲げるには至っていない。出産費用の負担、産前・産後の休暇、児童手当などの社会福祉制度については他の西欧諸国とほぼ同様である。家族計画と中絶については、第一と第二グループの中間にあり、全体として容認の方向に向ってはいるものの宗教界の影響力のためか制限は多く、婦人の出産の自由が認められているとは言い難い。

第四のグループは米国に代表されるヨーロッパ系移民諸国である。これらの国は自由競争の風土が強いためあって西欧社会で一般化している社会福祉の諸制度はかなり貧弱である。家族計画と中絶については地域差が大きく、一部では北欧並だが制限の多い地域も多い。

最後のグループは東欧諸国である。これら諸国は社会主義的理念に立って、出産、婦人労働保護のための社会福祉的政策に力を入れてきた。また婦人の権利を守るという趣旨から中絶を自由化してきた。ところが、1960年代前半の低出生率を憂えて、1960年代後半以後相次いで出生奨励策に転じた。具体策として採られたのは、第三子奨励のための出産一時金、児童手当の増額、大家族のための住宅優遇措置、それに中絶の規制強化である。

#### IV 出生政策の正統性と政策効果——個人目標と国家目標の相克——

前節までは、われわれが提示したフレームに従って欧米諸国の出生政策を、一個の経験的事実として概観してきた。本節ではしめくくりとして、これらの経験的事実をベースにして、出生政策の評価

をするうえで必要と思われる四つの問題を理論的に考えてみよう。第一は、国家が個人の出生過程に介入する根拠はどこにあるかという問題（政策目標の正統性の問題）、第二には、出生奨励という人口政策的目標と他の多くの政策目標との関連性の問題（目標間の競合性の問題）、第三は、出生奨励目標を実現するための手段が人々に受容されるか否かという問題（手段の受容性の問題）、第四に各種の出生奨励手段がどの程度のコストでどの程度の出生奨励効果をもつかという問題（政策効果の問題）である。

### 1 政策目標の正統性 (Legitimacy)

およそ近代国家の法体系において、国家構成員（国民）の結婚と出産の自由の原則を認めていないものはない。もちろん、いかなる近代法にも、結婚年齢、近親婚、重婚などに関する制限、嫡出・非嫡出の規定などは存在するであろうが、それらは条件または例外規定であって、国民の結婚と出産の自由それ自体を否定するものではない。これは、同じく国民の基本的な人権と呼ばれる言論、集会、信教、居住の自由が多くくの国において制限を受けているのとは対照的である。人口（出生）政策の難しさは、このように通常の法体系の下では人権の観点から自由放任とされている個人行動の領域に、国家が介入しようとするところに見出される。われわれは、ここで、国家が個人の出生行動に介入する理論的根拠というものを、経済学の「外部不経済 (negative externalities)」の概念を援用して説明してみよう<sup>24)</sup>。

国家は、通常、その構成員の“生産”（出産・育児）を家族と呼ばれる自律的意志決定集団に委ねている。各家族は“子供という製品”の生産者でもあり、同時に消費者でもあるから、自己の効用の極大化をめざして、生むべき子供の数を決定する。この家族の効用極大化出生行動（希望子供数の達成）が、他の家族の同様の行動と衝突しないかぎり、私益の追求が公益の極大化に一致するから、原則として国家による出生行動への介入はありえない。だが、各家族の出生行動が他者の利益と衝突し、社会的にマイナスの結果（いわゆる人口問題）をひき起こす時、つまり、出生行動にともなう経済学で言うところの外部費用 (external cost) が存在する時出生行動に対する政府の介入が正統化される。

ここで出生行動のもたらす外部費用とは何であろうか。出生力が高すぎるために生ずる外部費用としては、環境汚染、資源浪費、過密化、高人口増加率による開発計画の阻害などが指摘されてきた。出生力が低すぎるために生ずる外部費用として考えられるのは経済生産におけるマン・パワーの不足（たとえば東欧諸国の場合）、その裏面としての非生産高齢人口の扶養問題、人口減退による国家存立への危惧（たとえばフランス）などである。

では、かりに個人の出生行動が外部不経済をもたらさない場合には政府の人口政策は不必要かというところ、そうではない。個々の家族は、一般的死亡率水準や出生抑制に関する情報と効率的出生抑制手段の不足から、希望する以上の子供（非希望子供数）を生んでしまい、自己の効用を極大化できないかもしれない（しかも、非希望子供数の存在自体が外部不経済をもたらしているかもしれない）。そこで、政府は、個々の家族に、これらの情報と手段をできるだけ入手し易いようにすることによって、その出生抑制効率を高め、非希望子供数を減らし希望子供数の実現（効用極大化）を手助けする

24) 以下の考え方は、Paul Demeney, "The Economics of Population Control," in National Academy of Sciences, *Rapid Population Growth* (Vol. II. Research Papers.), Johns Hopkins Press, 1971, pp. 199-221. ditto, "Population Policy: the Role of National Governments," *Population and Development Review*, Vol. 1, No. 1, Sep. 1975. pp. 147-62 に基づく。筆者はかつてこの考え方を援用しつつ、発展途上諸国の出生抑制政策について論じた。野原（現姓阿藤）誠、「人口抑制政策の経済分析」、『人口問題研究所年報』、第21号、1976年、pp. 4-8.

ことができる。逆に、個々の家族が不妊のため希望子供数を実現しえない場合、不妊克服のための医療努力に政府が協力することは、家族の効用極大化行動を手助けすることになる。つまり、この種の政策は、理論上、正統性の点で最も問題が少ない。

それに対して、個々の家族が私益の極大化を図った時（つまり希望子供数を実現した時）に外部不経済が存在する場合にも、理論上は政府の出生行動への介入は正統化されるのだが、実際問題としては、出生行動の外部不経済の存在自体が国民一般によって広く認識されることが必要である。

これは、現代の発展途上諸国の多くや東欧諸国のように（比較的）独裁的な政治体制をもつ国にとっては、政府による“人口問題”キャンペーンの形で左右し易い部分であるが、日本や西欧諸国のような民主主義体制の下では、宣伝と説得のみで左右できる部分は少なく、結局は、問題の緊急性いかんということになる。ただ、現実の問題として、高出生力にともなう外部費用の方は、たとえば過密問題のように国民一般が比較的身近に認識しやすいのに対して、低出生力にともなう外部費用の方は、たとえば人口高齢化問題のように構造的、長期的、マクロ的問題であり、国民一般が身近に利害を認識しにくいという面がある。

加えて個々の家族からみると子供を2人もてば世代の置換えができ、しかも、実際にも、先進諸国では子供2人を理想とする家族が増加傾向にある。しかるに社会の観点からすると、生まれた子供がすべて生き残るわけではなく、結婚しない人、子供をもたない夫婦、子供を2人未満しか生めない夫婦があるため、社会的に世代の置き換えを図るためには多くの夫婦に3人目の子供を生ませなければならぬ。つまり、世代の置換えという目標を個人が受け容れたとしても尚、社会目標（長期的にみた人口の単純再生産）との間には容易に埋め難いギャップがあるのである。その意味で、低出生率が常態となりつつある先進民主主義諸国で出生奨励のための人口政策の導入を正統化するのとはそれほど容易ではないと思われる。

## 2 人口政策目標と他目標との競合 (Compatibility)

かりに出生行動の外部不経済の存在が広く認識され出生行動への政府の介入が十分に正統化できたとしても、その場合、出生奨励が政府の政策目標のひとつとして政策体系のなかに組み入れられるであろうが、問題は他の政策目標との関係である。前節でみたように、現代の先進諸国の多くは、人口政策とは別の政策目標、とりわけ社会正義（公正な分配、弱者の保護）の実現、婦人の権利の拡大などの観点から出生行動に対して影響をもつ多くの政策手段をすでに実行している。これらの国の現実の政策体系は、必ずしも整合的な階梯秩序を成し、政策間に明確な優先順位がつけられている訳ではなく、互いに矛盾する政策目標が同時に併存する場合も珍しくない。たとえば、経済の生産性維持向上と社会的弱者の保護は応々にして対立関係にある政策目標であるが、ほとんどすべての先進諸国の政府はこの二つの目標を同時に追求しているかにみえる。

さて、出生奨励という政策目標は、一般論としては社会正義の実現という政策目標とは一致するようにみえる。しかし、具体的な政策手段として児童手当を大幅に増額することになると、たとえば高齢者（福祉）年金と競合することになりかねない。つまり、政策の優先順位として子供をとるか老人をとるかといった選択に迫られることもありうる。また、出生奨励と婦人の権利の拡大は単純には一致しにくい。たとえば、婦人の権利の保護、拡大を目指して、男女平等の職業機会が実現されれば、女性の雇用労働力化が促進され、その結果、出生減退が生ずるであろう（これが欧米諸国の現実である）。また婦人の権利保護の一環として婦人の出産の自由を確保するための近代的避妊手段や中絶の自由化をすれば、ほぼ必然的に出生抑制につながる（これもまた欧米諸国の現実である）。

さらに、多くの政策は政府の政策体系に長年ビルト・インされてきており、たとえば、政府予算面で一定の既得権 (vested interests) をもっているであろう。そこに、出生奨励が緊急政策目標として新たに付け加われば、政策目標間に理念上の対立がない場合でも他の政策の既得権を侵害することになるであろう。この政策間のトレード・オフは高度の政治的判断を要する問題であるが、出生奨励の具体策として出産一時金、児童手当、住宅優遇措置などの利益誘導型の政策を採ろうとすれば避けられない問題である。これは又、後述する政策効果の問題と密接に関係してくるのである。

### 3 政策手段の受容性 (Acceptability)

人口問題の緊急性が広く国民の間に認識され、出生政策が政府の政策体系のなかで高い優先順位をつけられたとしよう。では、政策目標の正統性が確保されれば、政府はいかなる手段もとろうのであろうか。われわれは、ここで政策手段の受容性について考えてみなければならない。

現代の発展途上諸国の多くでは、人口急増が緊急に解決すべき問題として広く認識され、出生抑制政策が高い優先順位を与えられている。出生抑制目標達成のための手段は、われわれが第II節で論じたように多種多様であるが、各国で最も広く受け容れられているのはいわゆる家族計画 (family planning) である。その理由は、近代的避妊法の普及努力が、社会に支配的な価値体系に比較的抵触しないこと (ただしカトリックとイスラムの強い諸国では抵抗が大きい)、また前述のように、この方法が基本的には、望まない子供を減らして (個人または家族) の効用極大化を助けることを主眼としている点にある。

それに対して、結婚と希望子供数に直接影響を与えようとする政策は一般に“脱家族計画 (beyond family planning)” 政策と総称される。

その多くは、経済的誘因と制裁の操作によって子供のコストの引き上げを狙っているが、個人の意思決定過程に直接影響を及ぼす面があるばかりか、多産者に対する懲罰的意味合いが強く、不満を誘いやすい。たとえば中国が実施しつつあるといわれる法定婚姻年齢の大幅引上げや、短い出産間隔や多子に対する経済的制裁規定は、民主主義政体の下ではほとんど不可能であろう。ましてや、インド政府が一時期試みた自然出生力それ自体の抑制政策——具体的には強制不妊化政策——が長期にわたって受け容れられる社会的条件はきわめて限られたものであろう。

一方、欧米の先進諸国が出生奨励政策を導入する場合には、逆に結婚と希望子供数に対して影響を及ぼそうとする政策手段が最も受け容れられ易い。もちろん、この場合にも、少産の家族に対する直接的な経済的制裁措置が考えられるが、これを実施した国は未だ例がない。結婚・出産一時金、児童手当など多産の家族に対する経済的誘因の利用は、所得を増大させ、子供のコストを引き下げ、その家族の満足水準を引き上げる効果をもつから、少産家族に対する懲罰的意味がそれほど大きくならなければ問題が少ない。出産奨励を政策目標に掲げるフランスと東欧諸国の全てが主としてこの種の政策手段に頼っている基本的理由はここにある。

それに対して、近代的避妊法の普及を制限したり、ルーマニアが大胆に試みたように、人工妊娠中絶の利用を大幅に制限したりすることは、家族が効用極大化を実現するための有力な手段を奪うことを意味する。これは、機能的には、出生抑制政策における強制力の行使に匹敵する政策手段であり、いったん婦人の出産の自由が確立された民主主義国家で、この種の政策手段をとるのは、かなり困難だと思われる。

#### 4 政策効果 (Effectiveness) の問題

最後に、出生政策の目的ならびに手段の正統性がある程度確立されたとして、具体的な政策手段が出生力にどの程度の効果をもたらすのかを考えてみよう。発展途上諸国における出生抑制政策の主流を占める家族計画に対しては、以前から、それらの国の高い希望子供数水準を放置したままで非希望子供数の削減を図ったところで、全体としての出生抑制効果は微々たるものだとする批判があった。たしかに、現在急速に出生低下を経験しつつあるアジアの発展途上諸国は、家族計画を政策手段として採用してはいるものの、同時に経済社会開発にも成功しつつある国が多い。だが、いくつかの研究によれば家族計画政策はこれら諸国の出生低下に対して独自の貢献をしているといわれる。また、発展水準の低い中国やインドネシアで顕著な出生低下がみられるといわれるが、この両国は、組織的な家族計画を推進していることで有名である。家族計画以外の出生抑制策をとっている国はそれほど多くなく、しかも大規模な家族計画と併用しているためもあって、脱家族計画的手段の政策効果の評価は難しい。

これに対して、先進諸国の出生奨励策の主流を占める経済的誘因操作の政策効果はどうか。先にも述べたとおり、フランスは長い間児童手当を出生奨励手段として採用してきたが、それほど目立った効果はみられなかった<sup>25)</sup>。フランスは、同時に出生抑制手段についても長い間規制を緩めなかったから、出生奨励の条件は比較的揃っていたわけである。それにもかかわらず、近年、他の西欧諸国同様出生力の著しい低下がみられる理由としては、第一に経済的誘因の規模が小さすぎることが考えられる。第二の理由としては、婦人の地位の向上によって子供の機会費用が高まり、婦人の価値観における「脱子供化」が進んでいることが考えられる。主たる原因が前者であれば、経済的誘因の規模を拡大することによって政策効果を引き上げることができよう。だが、主たる理由が後者であるとしたら、経済誘因操作がどれほどの出生奨励効果をもつかは疑問である。

出生奨励策をとる東欧諸国のなかで、たとえばチェコスロバキアは、主として経済的誘因操作によって今のところかなり政策効果を上げていくように思われる。図1にみるとおりチェコスロバキアの出生率(粗再生産率)は1968年に2.01と同国史上最低を記録した後、出生奨励策の導入とともに回復をみせ、1974年には2.51、1977年にも2.38を維持している。チェコスロバキアの政策は、少産に対する経済制裁、婦人労働の阻害、婦人の出産の自由の制限など、他の政策目標に抵触する方法をできる限り避け、多角的な利益誘導策をとっていることを特色とする。そのために国家予算のかなりの部分を人口政策のために割かなければならず、他の政策目標(たとえば経済生産性の向上)との絡みでこのような政策を一体いつまで続けられるのか興味のあるところである。

ルーマニアもチェコスロバキアと同様、出生奨励策の一環として経済的誘因の操作を行なっているが、主たる政策手段は出生抑制手段、とりわけ人工妊娠中絶の大幅な制限である。図1にみるとおり中絶規制の前年(1966年)の粗再生産率(TFR)は1.90にすぎなかったのが、中絶規制開始年(1967年)のそれは3.67にはね上がり、以後若干低下気味とはいえるものの1977年でも2.60を維持している。ルーマニアで中絶規制がこれほどの出生奨励効果をもった理由は、第一に避妊効率の高い近代的避妊

25) ただし、戦後1960年代前半までのフランスの出生率の回復が他の西欧諸国よりも比較的高かったのは、その出生奨励政策(具体的には家族手当制度)のためであったとする評価もある。Chesnais, op. cit. ただし、この議論は、最近の出生低下については当てはまらない。

もっとも、フランスも含めて最近の西欧諸国の出生低下がどのような理由によるものかはよく分っていない。Chesnais, op. cit.; Conseil économique et social, *La démographie de la France: bilan et Perspectives*, 1978 (室三郎「フランスの人口その決算書と展望」と題する抄訳あり)。Jean Bourgeois-Pichat, "Recent Demographic Change in Western Europe: An Assessment," *Population and Development Review*, Vol. 7, No. 1, March 1981, pp. 19-42.

法が十分に普及していないために、中絶が頼りうる唯一の出生抑制手段であったことである。それは中絶規制以前の中絶率がソ連とともに飛びぬけて高かったことに表われている。第二の理由としては、法律の適用が厳しく半合法、非合法の中絶手術が受けにくいことが考えられる。この点、同じく中絶規制を強めたブルガリア、チェコスロバキアとはやや事情を異にする。ルーマニアの出生率回復の主たる理由が中絶規制にあるということは、われわれのモデルに照らすと非希望子供数が大量に増えたことを意味し、個々の家族はその満足水準を大幅に引き下げたことを意味する。この種の、個人の効用極大化行動と明らかに反する政策をどれほど継続しうるものか予測することは難しい。同時にハンガリーのように効率的出生抑制手段が禁止されても低出生に逆戻りしてしまう国もあり、ルーマニアの場合もいつまで中絶規制が政策効果をもつか疑問である。

## V 結 語

1973年以来西欧諸国の後を追うかのごとく日本の出生率も低下を始め、1980年現在、粗再生産率（TFR）などの指標でみるかぎり潜在的な人口置き換えレベルを大幅に割り込んでいる。その原因については諸説があり、十分解明されたわけではないが、今のところ、年齢構造の変化と高学歴化による結婚の遅れが主要因との説が有力である。

したがって日本の出生率は早晩回復することが予想されるが、だからといってわが国出生力の基本構造が長期的にみて人口の単純再生産に足りるかというところではない。わが国最近の“完全”夫婦（夫妻とも初婚の夫婦）の完結出生力は2.2人ほど、生涯未婚率は5%程度で安定的であるが、これでは人口の単純再生産に必要な一女子当たり2.1人弱の出生力にはやや足りない。しかも今後出生力の基本構造にあまり変化がないとしても2000年を過ぎる頃から年齢構造は人口再生産に不利に働き始めるから、21世紀におけるわが国人口の減少ポテンシャルは相当に大きいと言わざるをえない。

このような状況の下では、ややもすると安直かつ性急に、出生力回復のための出生奨励政策の導入を図る声が挙ってくる可能性がある。本稿の分析の結果は、欧米諸国の経験に照らしてみた場合、国民の満足水準を引き下げずに出生力の大幅な回復を図るには他の政策目標を大幅に犠牲にせざるをえないことを教えている。出生力に関する個人目標と国家目標の相克はそう容易には解決しえない問題であることを認識しておく必要がある。

## Review and Appraisal of Population Policies in the Developed Countries

Makoto NOHARA ATOH

In this article, population policies, specifically fertility policies, in the developed countries were reviewed and, drawing on this review, several theoretical issues any government would face in implementing policies aiming to encourage fertility were discussed.

Policies affecting fertility are classified broadly into two groups: One is those affecting the family's demand for children and the other is those affecting the supply of children. The former comprises economic policies, such as birth payment, payment of childbearing cost, family allowance, and tax cut, and the latter includes policies regulating the availability of the means of fertility control, that is, the legal regulation of modern contraceptive methods and induced abortion.

Although recent fertility is considerably below the replacement level in most of the Western European countries, there are very few who adopt policies explicitly aiming at raising their fertility level. Policies affecting the demand of children have long been institutionalized as welfare policies rather than as fertility policies in these countries, and the trend toward liberalization of the legal regulation of modern contraceptive methods and induced abortion is clear there except in those influenced strongly by Catholicism.

On the other hand, governments in most of the Eastern European countries have tried to encourage fertility, faced with its decline below the replacement level in 1960's. They have adopted, more or less, all the possible policy measures for encouraging fertility, notably the rise of family allowance and the limitation of legalized induced abortion to only those who have at least a certain number of children.

Governments which intends to encourage fertility would have to solve at least four issues before implementing their fertility policies; they are the problem of (i) legitimizing the intervention into one of the most inalienable human rights of individuals, that is, marriage and human reproduction, (ii) adjusting the new goal of fertility encouragement with other established goals which every government has to pursue, especially in regards to budget allocation, (iii) the acceptability of specific policy measures, and (iv) the effectiveness of policy measures for fertility reduction.

In contrast with Eastern European countries where more or less autocratic governments can manipulate the mass media and force the national goal upon individual families, it is not easy, in Western democratic countries, to legitimize the national goal of fertility to individual families, to deprive funds for fertility policies of the regular budget, to adopt policy measures which regulate the availability of modern contraceptive methods and the accessibility to legal induced abortion. Thus, it does not seem to be an easy task for democratic governments to effectively affect the childbearing decisions of individual families by policy measures.

# 最近の夫婦出生力の分析

— 第7次出産力調査の再集計 —

伊 藤 達 也

## I はじめに

本稿は、1977年に実施された人口問題研究所第7次出産力調査<sup>1)</sup>結果に基づいて、1952年から72年までに結婚した夫婦のうち、夫、妻ともに初婚同士の夫婦の結婚コウホート別夫婦出生力を観察し、夫婦出生力の時系列的変化ならびに結婚年齢と夫婦出生力との関係を明らかにすることを目的とする<sup>2)</sup>。

夫婦出生力と同じ意味で用いられる用語に結婚出生力、有配偶出生力がある。その意味する内容は、いまのところ人によってまちまちで、そのことが相互理解をさまたげることがある。そこで出産力調査結果の分析にはいる前に、夫婦出生力の概念にはどんな種類のものがあるのか、またもっと一般的にいえば、出生力分析に用いられる出生率のシステム（諸指標）がどのようになっているのかを整理しておくことにしよう。

## II 夫婦出生力とは

出生力分析に用いられる数多くの指標の整理は、すでに館稔（1960、稿末の参考文献参照。以下同様）、岡崎陽一（1980）のほか Pressart（1972）、Shryock and Siegel（1973）などによって行なわれている。ここでは、Wunsch and Termote（1978）の整理を基準とした。何故なら、筆者にとって彼らの整理の仕方は様々な性格の異った出生力指標を最も体系的に整理していると考えられるからである。

まず、出生（natality）は人口変動の3つの要因（出生、死亡、移動）の1つであり、出生力（fertility）は、ある出生の確率をもった人口から実際に発生する出生の程度や速度を意味するものと限定されている。実際の人口は何らかの出生抑制をしていることが多く、出生抑制をしていない人口の出生力は妊孕力（fecundity）といわれる。この場合、1人の女子が最大何人の出生が可能かという意味ではなく、人口全体についての統計的あるいは平均的な出生力が意味されている。本稿で主として問題にするのは、妊孕力ではなく、それに対して抑制が加えられた結果として観察される出生力である。

### 1 出生率指標の体系

#### (1) 粗率・単位率・期待値又は平均値

出生力の第1段階的指標は、総人口に対する出生児数の比率として算出される粗出生率あるいは普

1) 第7次出産力調査の概要については、稿末の参考文献・人口問題研究所（1978）を参照されたい。

2) なお、第7次出産力調査に基づく結婚コウホート別夫婦出生力の分析の第1報は、伊藤（1979b）でおこなっている。本稿では、第5次出産力調査の結果との比較ができるように結婚期間を5年毎にとったこと、前稿でふれられなかった結婚年齢と夫婦出生力との関係を見ることにある。

通出生率である。しかし、粗出生率は出生の確率を異にする種々の部分集団が分析対象の人口の中で占める構成の影響を受ける。そのため、分析対象の人口をいくつかの部分集団に分け、部分集団ごとの出生率を計測し、人口構成の影響をできるだけ少なくするようにする。これが出生力の第2段階の指標である。人口をいくつかの部分集団に分ける原則は、部分集団内での出生率の差異はできるだけ小さくし、そして部分集団間の差異は大きくなるようにすることである。こうして人口をいくつかの部分集団に分類し、分類された部分集団ごとの出生率を計測した数値を、出生力指標の単位率と呼ぶことにする。単位率の示す数値は、その人口の生存延べ年数1人あたりの出生児数（中央出生率）あるいは期首人口1人あたりの1年間の追加出生児数（出生確率）のいずれかである。

出生力の第3段階的指標は、数多い単位率を集約した指標である。たとえば女子の年齢別出生率を例にとると、毎年15歳から49歳まで35個の単位出生率が得られる。このすべての単位率（年齢別出生率）を用いて分析することもあるが、長期間の出生変動を分析する際は、単位率を何らかの基準でまとめた数値を用いる。そのまとめる方法に二通りのものがある。第1は、人口構成をある一定の分布に固定し、その分布にしたがって出生が発生したとき、人口千人あたりの出生児数はどのようになるのか、を算出する方法である。この方法で集約された数値は、一般に標準化出生率あるいは直接標準化出生率といわれている。第2の方法は、ある人口集団が、出生してから死亡消滅するまでの間に経過する段階ごとに、単位出生率を整理し、その段階の人口集団が示した出生率にしたがって子供を産んだと仮定したときに得られる「人口1人あたりの生涯出生児数」として集約する方法である。

標準化出生率は特定の年次の単位率を用いるが、人口1人あたりの生涯出生児数では特定年次の単位率を用いて合成する場合と、ある人口集団に関する年々の単位率を累積していく場合とがある。一般に前者の出生率を期間出生率あるいは仮設コウホートによる出生率、後者の出生率を実際コウホートによる出生率あるいは単にコウホート出生率という。前者の方法で得られた「生涯出生児数」は期待出生児数、後者の「生涯出生児数」は平均出生児数で一般に完結出生児数という。

このような標準化率、出生児数の期待値あるいは平均値の特性は、第1に単位率がどのように分類された人口の出生率であるか、ということと、第2にどのような方法で集約されているのか、の2点にかかっている。そこで次に単位率の分類属性についてふれることにする。

## (2) 単位率の分類属性

出生の単位率の特性を Wunsch and Termote はまず次の3点から整理している。第1点は、出生率を計測する人口をどう分類するかである。すなわち年齢によって分類して得られる年齢別出生率か、結婚持続期間によって分類して得られる結婚持続期間別出生率か、あるいは出生間隔によって分類して得られる出生間隔別出生率であるか、によって3つに大別している。なお、第2次的分類として、年齢別出生率では配偶関係を、結婚持続期間別出生率では夫婦の結婚年齢を、出生間隔別出生率では出生順位を用いて分類することが示されている。第2点として、出生率を出生の発生した期間、年次に注目して分析するのか、あるいは出生の発生集団に注目して分析するのかによって2つに分けている。前者を期間分析 (Period Analysis)、後者をコウホート分析 (Cohort Analysis) といっている。第3点は、出生順位を年齢別あるいは結婚持続期間別出生率計測の際にも考慮し、出生順位別出生率やパリティ拡大率を含めるかどうかを問題にしている。

以上のことから、有配偶女子の出生力指標を広くとると、その中には年齢別有配偶出生率、結婚持続期間別出生率と出生間隔別出生率を含むことになる。一般に有配偶出生率とは年齢別有配偶出生率を中心とする期間出生率を指すことが多く、夫婦出生力とは平均出生児数などコウホート出生率を意味する場合が多い。結婚出生力とは、以上のことから、その両者を含むものと解することができよ

う。

(8) 期待値（期間出生率）と平均値（コウホート出生率）との関係

単位出生率を年次によって整理した期待出生児数と実際の人口集団によってまとめた平均出生児数を時系列あるいは地域的に比較すると、期待出生児数と平均出生児数とが異った推移をみせる場合がある。そのようなズレが生じるのは、理論的には人口構成が大きく変化する場合、あるいは「ひのえうま」のような一時的に多くの集団で出生抑制がみられる場合といえよう。

1960年代以降、わが国では前者の人口構成の変化によって、出生児の期待値（年齢合計出生率）と平均値（1夫婦あたりの完結出生児数）の推移に統一性がみられないこと、そしてその主因が20数年前の出生児数の変動による初婚者数とその年齢分布の変化にあることはすでに別の論文で明らかにした（伊藤・山本1981）。

この外にも、平均出生児数と期待出生児数の間の不整合な関係をみることがある。第1の例として、東京都と神奈川県の出産力指標を全国と比較してみよう。女子1人あたりの期待出生児数である年齢合計出生率をみると、1965年、70年、75年とも東京都は全国より小さく、反対に神奈川県は全国のそれより大きい。しかし、既婚女子1人あたりの平均出生児数を、女子の年齢あるいは結婚年数によって分けてみると、神奈川県の既婚女子の平均出生児数は、東京都と全国の中間に位置していることがわかる。要するに、神奈川県に住む既婚女子の実際の出産力は、東京に住む既婚女子の出産力とともに全国平均よりも小さいにもかかわらず、結婚前後あるいは子供の出生前後に東京都から神奈川県に移転するものが多く、このことが、東京都と神奈川県の年齢別の配偶関係割合と出生率に影響を及ぼし、東京都の年齢合計出生率をより低く、神奈川県のそれを全国平均以上とする主要である。

表1 東京都と神奈川県の出生力指標の比較

年次・年齢・年数		東京都	神奈川県	全国
女子1人あたりの期待出生児数（年齢合計出生率） <sup>1)</sup>				
（年次）	1965	1.98	2.21	2.14
	1970	1.95	2.22	2.10
	1975	1.62	1.93	1.91
既婚女子1人あたりの平均出生児数（1970） <sup>2)</sup>				
（年齢）	30～34歳	1.69	1.74	1.92
	35～39歳	1.87	1.91	2.13
	40～44歳	1.97	2.07	2.38
（結婚年数）	5～9年	1.67	1.72	1.83
	10～14年	1.96	2.00	2.17

1) 人口問題研究所算出。

2) 総理府統計局『昭和45年国勢調査報告』20%抽出集計結果。

このように結婚や出生と時期的に密接に関連した移動は、地域間移動に限らず社会移動にもある。その代表的な例は女子の就業状態である。結婚や出生によって退職し、子供の成長に伴って再び職場に復帰する女子が少なくないからである<sup>3)</sup>。表2は、第7次出産力調査における調査時現在の妻の

3) たとえば昭和54年就業基本調査の結果から、調査日までの1年間に離職した女子と、新規就職した女子の、年齢構成と就業状態の異動理由をみると次のようになっている。

離職女子数は148万人で、前職をみると雇用者は120万人、自営業18万人、農林業4万人である。年齢別にみると、20～29歳の離職者は66万人で、この年齢層の無業者393万の17%を占めている。（つづく）

表2 妻の調査時の就業状態別、期待出生児数と平均出生児数

年次・年齢 結婚持続期間	計	常用雇用 (きまった勤め)	パート雇用	自営・家族従業	主婦 (働いていない)
期待出生児数 (結婚持続期間別出生率の合計値) <sup>1)</sup>					
1973	2.40	2.01	1.97	2.57	2.46
1976	2.01	1.48	0.92	1.98	2.30
平均出生児数 <sup>2)</sup>					
(年 齢)					
25 ~ 29	1.35	0.95	1.27	1.67	1.41
30 ~ 34	1.99	1.78	1.93	2.10	2.01
35 ~ 39	2.15	2.03	2.06	2.30	2.16
(結婚持続期間)					
5 ~ 9年	1.94	1.78	1.75	2.01	1.98
10 ~ 14年	2.18	1.98	2.06	2.31	2.22
15 ~ 19年	2.21	2.13	2.18	2.29	2.21

1) 阿藤誠, 日本人口学会第33回大会報告資料の表10-2より。

2) 人口問題研究所 (1978) 『第7次出産力調査報告』, 表4-5-2, 表4-5-3。

就業状態別の期待出生児数と平均出生児数を示したものである。

この表から期待出生児数と平均出生児数の関係が整合的になっている就業状態は少なく、ほとんどの就業状態で不整合であることがわかる。たとえば、パート雇用の妻は、その代表例である。平均出生児数は35~39歳、10~14年で2.06児であり、常用雇用者と主婦の間に位置しているのに対し、ある年次の結婚持続期間別出生率を合計した期待出生児数は、1973年で1.97児、76年で0.92児と、3年間に半減を示しているとともに、その水準は最も低くなっている。また常用雇用者の期待出生児数も著しい低下を示している。他方、調査時に働いていない主婦の平均出生児数は2.2児前後を示しているのに、期待出生児数は1973年に2.46児、76年に2.30児と平均出生児数を常に0.1~0.2児上回っている。

このような期待出生児数と平均出生児数の不整合はどう理解したらよいのだろうか。1つの仮説を述べれば、調査時には働いていない主婦の中には出産を理由として退職した者が含まれるため、調査時までの1年間に出生した女子の割合はどの結婚持続期間をとってみても、他の属性よりも高く、その合計である期待出生児数も大きくなる。反対に、常用雇用者の期待出生児数は、出産を契機に退職した女子の量に応じて引下げられることになる。さらにパート雇用の女子に、子供の成長に伴って職場に復帰した人が多いとすれば、年齢の低い小さな子供をもった女子の割合は他の就業状態の女子に比べてきわめて小さいと考えられる。その結果、この小さな割合を合計した期待出生児数も他の就業状態の女子のそれより小さくなることはいうまでもない。したがって、仮に10年前あるいは15年前の

退職の理由をみると、20~24歳の女子は<結婚のため>、25~29歳の女子は<育児のため>あるいは<結婚のため>をあげる者が10万人以上いた。

一方、新規就業の女子は186万人で、そのうち雇用者は155万、自営業22万、農林業2万である。年齢別にみると、15~24歳は77万人のうち3分の2は新規学卒者であった。しかし、25~29、30~34歳、35~39歳の新規就業者も、それぞれ23~27万人で、その数は有業者の1割以上を占めている。25~39歳女子の就業理由は、<収入を得たい>といった家計補助が過半数であった。

期待出生児数を計算してみると、就業している女子の期待出生児数は1970年代より大きく、主婦は反対に現在より小さくなるものと思われ、結局、差はきわめて小さくなると思えることができる。

第3の例として出生順位別の出生率を考えてみよう。1975年以降の人口動態調査の出生順位別出生児の分布をみると、1976年までは第1子の割合が第2子の割合を上回っていたが、1977年から1978年まで第2子の出生児数が第1子出生児数が多い。(厚生省、1980)。したがって年齢別出生率を出生順位別に分けて、出生順位別年齢合計出生率を計算すると、第2子の年齢合計出生率が、第1子のそれより多くなることになる。このことは1人の女子の第1子の期待出生児数よりも、第2子の期待出生児数が多くなることを意味し、一見矛盾しているようにもみえる。しかし後にみるように、1940年代から1960年までに結婚した夫婦について、結婚コウホート別に観察すると、結婚15年目で第1子を産んだ夫婦の割合は95%、第2子を産んだ夫婦の割合も86%前後で安定していた。

何故このような期待出生児数と平均出生児数に不統一な関係がみられるのだろうか。その理論的原因は、平均出生児数がある人口集団から発生する出生児数の平均あるいは出生率の累積値であるのに対して、期待出生児数は数多い人口集団のある年次の出生率をあたかも1つの人口集団が経験したかのようにみなすところにある。

要するに前の2つの例のように結婚と出生と結びついた地域的あるいは社会的移動があると、属性別に分けた期待出生児数と平均出生児数の2つの数値にズレを生じることが多い。その意味で、婦人労働と出生力の関係を分析する際、期間出生力指標を用いるときには注意が必要である。また第3の例から、人口の配偶関係や既往出生児数分布に大きな変化があるときも、また期間出生力指標は人口の出生力を正確に反映しないことがあることがわかる。

#### (4) 計測に用いる資料

夫婦出生力を計測する際に用いられる資料として、Wunsch and Termote (1978) は人口動態調査の出生統計と、国勢調査の既往出生児数に関する統計をあげている。前者は期間出生率の計測に、後者はコウホート出生率の計測に用いられることが多い。しかし、最近の人口分析技術の発達により、国勢調査の調査票を「届け出遅れの出生届」とみなすことにより、これに基づいて過去数十年間の出生統計を作成することが可能になってきた(伊藤・山本1977, 伊藤1980)。また、出産力調査の出生歴を基に、期間出生率の計測が試みられてきている(本多1959, 高橋1978)。さらに、人口動態調査の出生統計に基づく年齢別出生率からコウホート累積出生児数を算出したり(小林・山口1968, 岡崎1976)、出生順位別の出生児数あるいは出生率から、既往出生児数分布を女子の年齢別に推定することもすでに行なわれてきている(松村1977)。

このように、出生力の計測に必要なデータの集計加工が最近容易になってきたために、これまでのように資料に制約されて分析が限定される範囲はしだいに小さくなってきたように思われる。1つの資料から、期間出生率とコウホート出生率がともに計測されるなら、その資料を用いて2つの出生率の関係を実証的に解明する資料を得ることができるという大きな利点さえ生じてくることになる。

以上を要約すると、第1に出生率指標には人口あたりの出生児数(粗出生率)と、人口を何らかの基準で分類した集団ごとの年間出生児数(単位率)、さらにその単位率を人口比あるいは人口1人あたりの生涯出生児数にまとめたものとの3段階のものがあること。そして第2に、出生の単位率の計測にあたっては、次の6つの属性がコントロール変数となっている。すなわち、第1次分類の年齢、結婚持続期間、出生間隔、と第2次分類の配偶関係、結婚年齢、出生順位の6つであること。

第3に、単位出生率の集約の方法には2つの考え方がある。1つは、観察の年次によって集約する

方法で、こうして集約された出生力指標は期間出生力指標といわれ、生涯出生児数は期待値となる。他は特定の集団が発生し消滅する過程に着目して集約する考え方で、この方法で得られる指標をコウホート出生力指標という。生涯出生児数は平均出生児数あるいは完結出生児（力）という。期待出生児と平均出生児は、人口の配偶関係割合や既往出生児分布に大きな変化を与えるような、地域的社会的移動がある場合、ズレを生じることをみてきた。そして最後に、出生力の観察は、これまで利用できる資料によって大きく制約されてきたが、最近その制約がしだいに小さくなってきていること、の以上4点についてみてきた。

以上のことから、最近のように期間出生率の変動が激しい時期に出生変動の長期的動向を観察する方法は、コウホートの観察がより望ましいと考えた。

## 2 本稿での夫婦出生力

以下の分析で用いる夫婦出生力の指標は、1夫婦あたりの平均出生児数と、出生順位別出生児数に基づくパリティ拡大率である。観察には、結婚年月によって4つに分けられた夫婦とも初婚同士の夫婦が、結婚の継続とともにどのように出生児数を累積していくのかを、夫婦の出生歴を基に結婚持続期間ごとに出生順位別に出生児を整理して得られる各期間期首時点（結婚記念日）ごとに平均出生児数とパリティ拡大率を用いた。計測方法は次で詳細にふれることにする。

## III 夫婦出生力の計測方法

### 1 夫婦出生力観察の資料と方法

結婚コウホートごとの夫婦出生力計測の方法は、本稿で用いた方法すなわち、出産力調査で調べた出産歴に基づいて計測する方法以外に、次の2つの方法がある。

第1の方法は、人口動態調査の結婚統計と出生統計から計測する方法である(Glass 1968)。単位出生率の分子は、親の結婚年次別出生児数、分母は結婚年次別結婚数である。こうして得られた単位出生率のコウホート別の合計値は、1結婚あたりの平均出生児数となり、出産力調査や国勢調査で得られる調査時まで結婚の継続している1夫婦あたりの平均出生児数と異なる。理論的には前者の方が、結婚の解消した夫婦の中断された出生部分が少なくなり、後者の調査時の平均出生児数より小さくなる。Glassは前者をNet cohort rate、後者をGross cohort rateといて区別している。勿論、各結婚持続期間別の出生率が、その後離婚・死別した夫婦と結婚を継続した夫婦と差がないものと考えられれば、「結婚の生命表」によって得られる結婚持続期間ごとの結婚残存率とによって、Net cohort rateとGross cohort rateは論理的に相互交換性を持つことはいうまでもない<sup>4)</sup>。

第2の方法は、国勢調査など既往出生児数を調査している人口静態調査によって計測する方法である。既往出生児数だけでなく、有配偶女子について結婚年月あるいは初婚年月と、同居している子供の出生年月が調査されているならば、年齢別および結婚持続期間別の単位出生率が計測できるばかりでなく出生順位別出生率と出生間隔の単位率をも計測することが可能である(伊藤1979a, —1980)。

要するに、出生変動を分析するのに必要な夫婦出生率を計測できる資料は、出産力調査、人口動態調査、および結婚年月と既往出生児数を調査している静態調査の3種類があることがわかった。

ところで、わが国の国勢調査は、1970年以降いまのところ結婚年月と既往出生児数を調査する予定はたっていない。第1の方法である人口動態調査を利用する場合、長期間にわたって、単位率の分子

4) 伊藤(1977)で、期間出生率でNet rateとGross rateの関係を理論的かつ実証的に検討した。

となる結婚（あるいは同居開始）年次別の出生児数の統計が必要である。わが国ではこれまで第1子のみについては集計公表されているが、第2子以降および全出生順位の出生児については1973年まで集計されていない。したがって、1970年以降の夫婦出生力の推移を観察する資料は、現在のところ1977年に人口問題研究所が実施した第7次出産力調査しかないといえる<sup>5)</sup>。

第7次出産力調査から計測される出生率の精度は、調査の信頼性に依存している。この点について調査報告書によれば、標本の抽出はほぼ妥当に行なわれたものと考えて良いこと、回収率は97.6%で調査拒否などによる調査できない夫婦と調査対象夫婦の偏りは考えなくてよいこと、などが明らかにされている。

なお、第7次出産力調査結果と比較のため第5次出産力調査の結果も用いることにする。第5次出産力調査は、日本における差別出産力の分析が中心テーマで、できるだけ出産力に差異が生じるように調査対象が有意に抽出された大量観察法による調査である（人口研1968）。そのことから、全調査対象夫婦の平均値をもって、日本婦人の平均的出生力水準とみなすことに若干の留意は必要であろうが、各地域各層の出生力格差が戦後急激に縮小していることから、その結果も1つの参考とする価値はあると考えた。

## 2 結婚コウホート出生力表

結婚コウホートごとの夫婦出生力の推移を観察する指標は、結婚持続期間各期首時の1夫婦あたりの平均出生児数と、出生児数別夫婦数に基づくパリティ拡大率であることをすでに述べてきた。これらの指標は、結婚コウホートごとの夫婦の出生歴から、結婚持続期間別出生順位別出生児数を集計し、この結果を基に出生力表を作製することによって得られる。今回用いた出生力表の作製方法は、第5次出産力調査の分析に用いられた方法である（小林1970）。

結婚年齢を  $am$ 、結婚持続期間を  $d$ 、出生順位を  $n$  とし、夫婦組数を  $C$ 、出生児数を  $B$  とすると、夫婦出生力計測は次のようなステップでおこなわれる。

① 結婚年齢  $am$  歳、結婚持続期間  $d$  年、出生順位  $n$  の出生児数を  $B(am, d, n)$  とすると、結婚持続期間各期首時の出生児数別夫婦組数  $C(am, d, n)$  は、

$$C(am, d, n) = C(am, d-1, n) - B(am, d-1, n+1) + B(am, d-1, n)$$

となる。ただし、 $0 \leq n \leq d$  で、 $C(am, 0, 0)$  は結婚年齢  $am$  歳の夫婦組数の総数である。

② 結婚持続期間各期首時の平均出生児数  $CFR(am, d)$  は、

$$CFR(am, d) = \frac{\sum_n n \cdot C(am, d, n)}{\sum_n C(am, d, n)}$$

と表わせる。

なお、結婚持続期間別の単位出生率  $f(am, d)$  は

5) 毎日新聞社人口問題調査会は、『全国家族計画調査』を1950年以降隔年に実施してきた。1970年代には、1971年、73年、75年、77年、79年と5回調査が実施されている。1977年の第14回調査までの報告書が刊行されている。これらによると、本稿に関連した夫婦出生力の人口学的分析に関する項目は、夫婦の結婚年月と出生年月、既往出生児総数で、出生児の出産歴は調査されていない。また、集計公表されている内容は、調査時の妻の年齢別既往出生児数のみで、結婚持続期間別既往出生児数は含まれていない。

妻の年齢別既往出生児数の時系列データに基づく、出生力の長期推移については渡辺（1981）の分析がある。しかし、結婚コウホートによる観察、あるいは妻の結婚年齢と夫婦出生力との関係については、いまのところ『全国家族計画調査』の報告書から何も知ることができない。

$$f(am, d) = \frac{\sum_n B(am, d, n)}{\sum_n C(am, d, n)}$$

$$= CFR(am, d+1) - CFR(am, d)$$

と表わせる。ところで分母の夫婦組数は、各結婚持続期間中に離婚や死別による減少がないため、単位出生率は中央出生率とも出生確率ともみることができる。

③ 結婚持続期間各期首時のパリティ拡大率  $P(n, am, d)$  は

$$P(n, am, d) = \frac{C(am, d, n+1)}{C(am, d, n)}, \quad 0 \leq n$$

と表わせる。なお、結婚期間1年間ごとの出生順位別の追加出生確率  $A(n, am, d)$  は

$$A(n, am, d) = \frac{B(am, d, n+1)}{C(am, d, n)}$$

と表わせる。

なお、第5次出産力調査の分析に用いられた出生力表(小林1970)のA~E欄との対応関係は、 $B(d, n)$ がA欄、 $C(d, n)$ はC欄、 $CFR(d)$ はF欄、 $P(n, d)$ はE欄、 $A(n, d)$ はD欄に、それぞれ対応している。

表3 結婚年月と観察年数

結婚コウホート	結婚期間	観察年数
1952 ~ 57	1952.6 ~ 1957.5	20年
1957 ~ 62	1957.6 ~ 1962.5	15
1962 ~ 67	1962.6 ~ 1967.5	10
1967 ~ 72	1967.6 ~ 1972.5	5

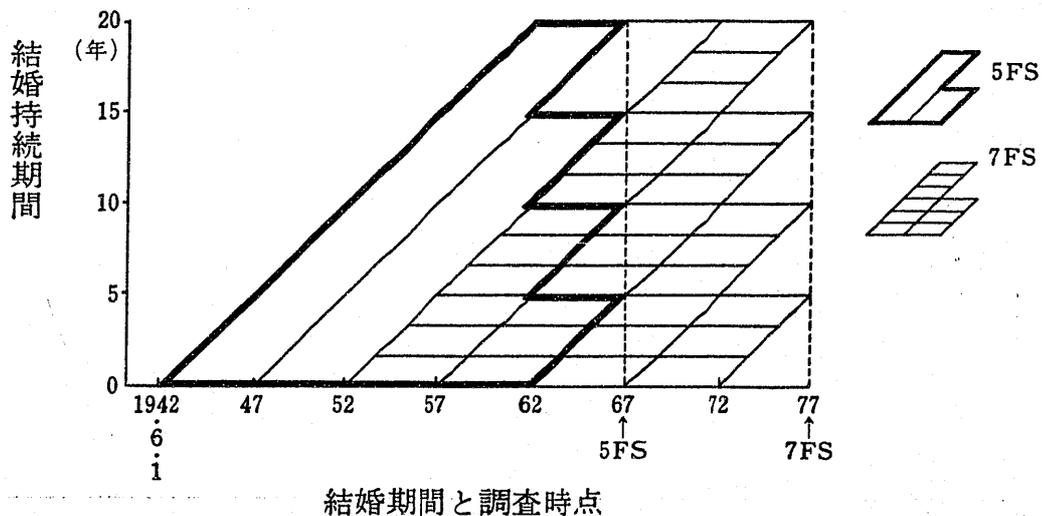
観察に用いる各結婚コウホートの結婚年月および結婚年齢、観察年数は、次のとおりである。なお対象はすべて夫婦とも初婚同士夫婦である。

各結婚コウホートごとに、妻の結婚年齢によって次のように細分した。①全夫婦、②19歳未満、③19~22歳、④23~25歳、⑤26~29歳、⑥30~34

歳、⑦35歳以上(50歳未満)、および時系列比較をするため、③30歳未満の8区分とした。

第5次出産力調査と第7次出産力調査から夫婦出生力の計測できる年数と結婚期間との関係は図1に示しているとおりである。

図1 夫婦出生力の計測できる期間と、結婚期間と調査時点の関係



## IV 夫婦出生力の安定的推移

### 1 平均出生児数の推移

第7次出産力調査で計測した夫婦出生力は1952年から1972年までの20年間に結婚した夫婦の出生力である。表4は、第5次出産力調査結果もあわせて夫婦の平均出生児数を結婚期間別に整理したものである。なお、計算の基礎となった結婚持続期間別出生順位別出生児数は稿末に付表として掲げておいた。

この表から、1夫婦あたりの平均出生児数を、結婚初期、5年目、10年目および15年目で比較してみると次のようなことがわかる。結婚初期、とくに1年目の平均出生児数は、1940年代の結婚コウホートでは0.22児であったが、1960年代の結婚コウホートは0.31~0.40児となっており、結婚から第1子の間隔が縮少していることが予測される。結婚後5年目の平均出生児数は、1年目とは反対に低下傾向がみられる。すなわち、1942~47結婚コウホートの1.72児から1952~57と1957~62の2つの結婚コウホートの1.5~1.6児へと低下した。10年目も5年目と同様に、1942~47結婚コウホートの2.78児から1957~62結婚コウホートの2.0児台へと低下した。しかし、1962~67結婚コウホートは2.1児へと回復傾向がみられる。最近の結婚コウホートでは、15年目以降の追加出生が少ないため、15年目の平均出生児数をほぼ夫婦の完結出生児とみることができる。15年目の平均出生児数は、1942~47結婚コウホートの3.05児から1952~57結婚コウホートの2.24児、1957~62結婚コウホートの2.16児へと低下

表4 結婚持続期間各期首における1夫婦当たり平均累積出生児数  
(妻の結婚年齢30歳未満の初婚同士夫婦)

結婚期間 d	1942—47 (昭17—22)	1947—52 (昭22—27)	1952—57 (昭27—32)		1957—62 (昭32—37)		1962—67 (昭37—42)	1967—72 (昭42—47)
	5 F S	5 F S	5 F S	7 F S	5 F S	7 F S	7 F S	7 F S
N	1778	2032	2176	1034	2416	1387	1585	1886
0	—	—	—	—	—	—	—	—
1	0.22	0.28	0.22	0.27	0.26	0.27	0.31	0.40
2	0.71	0.76	0.71	0.71	0.76	0.72	0.74	0.80
3	1.02	1.04	0.98	0.98	1.02	1.00	1.01	1.12
4	1.39	1.35	1.26	1.27	1.31	1.27	1.31	1.40
5	1.72	1.63	1.51	1.53	1.56	1.51	1.55	1.63
6	2.02	1.86	1.73	1.73	—	1.70	1.72	—
7	2.28	2.05	1.90	1.90	—	1.84	1.87	—
8	2.49	2.20	2.02	2.03	—	1.93	1.99	—
9	2.64	2.30	2.10	2.10	—	2.00	2.06	—
10	2.78	2.39	2.15	2.15	—	2.05	2.10	—
11	2.88	2.44	—	2.19	—	2.10	—	—
12	2.95	2.48	—	2.21	—	2.12	—	—
13	3.00	2.51	—	2.23	—	2.14	—	—
14	3.03	2.52	—	2.23	—	2.15	—	—
15	3.05	2.54	—	2.24	—	2.16	—	—
16	3.07	—	—	2.25	—	—	—	—
17	3.08	—	—	2.25	—	—	—	—
18	3.08	—	—	2.25	—	—	—	—
19	3.09	—	—	2.25	—	—	—	—
20	3.09	—	—	2.27	—	—	—	—

注1 5 F Sは第5次出産力調査の結果。小林和正(1970)による。7 F Sは第7次出産力調査の結果。

し、最近では2.1~2.2児前後に安定してきていることがみられる。

以上のとおり、1973年以降の期間出生率低下期の夫婦出生力の動向は、いまのところまだ計測できないが、それまでの1950年代後半から1960年代の結婚コウホートの平均出生児数は安定的に推移していることがわかった。

## 2 パリティ拡大率の推移

1 夫婦あたりの平均出生児数の推移をみてきたが、次にその変化を出生順位別に分解して観察する指標の1つがパリティ拡大率である。パリティ拡大率は、ある児数以上を産んだ夫婦のうち、次の順位の子供を産んだ夫婦の割合で、夫婦出生力表によって各結婚持続期間ごとに計算することができる。最近では第5子以上の出生がほとんどないため、表には $P_3$ 、すなわち3児以上を産んだ夫婦に対する4児以上を産んだ夫婦の割合までを示している。

次に結婚コウホートごとにパリティ拡大率が戦後どう変化してきたのかを結婚5年目、10年目、15年目、20年目でみてみよう。

$P_0$ 、すなわち夫婦総数の中で第1子以上を産んだ夫婦の割合は、5年目で91%から95%と、90%以上の夫婦が5年以内に第1子を産んでいることを示している。10年目以降の $P_0$ は95%台でほぼ安定しており、 $P_0$ の上限は96%とみることができ、戦後ほとんど変化がなかったといえよう。

$P_1$ 、すなわち第1子以上を産んだ夫婦の中で第2子以上を産んだ夫婦の割合は、5年目でみると、1942—47結婚コウホートの73.9%から1952—57から1962—67の3つの結婚コウホートの61%台へと低下がみられたが、1967—72結婚コウホートでは66.1%と5%の回復がみられた。10年目の $P_1$ は、1942—47結婚コウホートの93.1%から低下がみられるが、1952—57結婚コウホートから1962—67結婚コウ

表5 結婚持続期間5年、10年、15年、20年の各期首のパリティ拡大率  
(妻の初婚年齢30歳未満の初婚同士夫婦)

パリティ拡大率 結婚持続期間	1942—47		1947—52		1952 — 57		1957 — 62		1962—67	1967—72
	5 F S	5 F S	5 F S	7 F S	5 F S	7 F S	5 F S	7 F S	7 F S	7 F S
$P_0$	5年	92.1	91.4	92.0	91.3	94.5	91.0	92.7	94.6	
	10年	95.1	94.3	95.4	94.8	—	94.5	96.0	—	
	15年	95.5	95.2	—	95.6	—	95.3	—	—	
	20年	95.6	—	—	95.7	—	—	—	—	
$P_1$	5年	73.9	69.1	59.2	61.0	60.4	61.3	61.4	66.1	
	10年	93.1	89.8	86.7	87.9	—	88.0	87.3	—	
	15年	94.1	90.9	—	89.5	—	89.5	—	—	
	20年	94.5	—	—	89.6	—	—	—	—	
$P_2$	5年	17.1	12.3	9.2	10.2	7.7	7.6	8.9	9.0	
	10年	72.3	54.1	36.5	38.4	—	28.9	32.4	—	
	15年	76.5	59.1	—	41.0	—	33.9	—	—	
	20年	76.4	—	—	41.4	—	—	—	—	
$P_3$	5年	3.4	1.3	0.9	1.7	0.9	1.7	0	0	
	10年	39.5	26.3	19.8	15.4	—	14.1	11.9	—	
	15年	50.4	31.2	—	19.3	—	17.5	—	—	
	20年	51.0	—	—	20.2	—	—	—	—	

ホートまで88%前後で安定的に推移している。また、15年目と20年目の $P_1$ から、第1子以上から第2子以上へのパリティ拡大率の上限は90%とみることができる。

要するに、第1子以上と第2子以上のパリティ拡大率は1950年代から60年代にかけて結婚した夫婦では、ほとんど変化がないといえる。次に $P_2$ 、すなわち第2子以上を産んだ夫婦のうち第3子以上を産んだ夫婦の割合をみると、1942—47結婚コウホートから、1957—62結婚コウホートまで低下が著しい。10年目でみると、72.3%から28.9%まで低下した。しかし、1962—67結婚コウホートでは32.4%とわずかな回復がみられた。

$P_3$ 、すなわち第3子以上を産んだ夫婦のうち第4子以上を出生した夫婦の割合は、 $P_2$ と異なり年々低下傾向がみられる。10年目の $P_3$ は、1942—47結婚コウホートの39.5%から、1962—67結婚コウホートの11.9%と低下した。結婚5年目から20年目までの変化から、1960年代夫婦の $P_3$ の上限は15~20%とみることができよう。

夫婦出生力の推移をパリティ拡大率からみると、1942—47結婚コウホートから高順位のパリティ拡大率が急速に低下を示しているが、その低下は出生順位の低い方から順に一定の水準に止まりはじめ、1967—72結婚コウホートでは回復傾向さえみられはじめた。

要するに、戦後に結婚した妻の結婚年齢30歳未満の初婚同士夫婦の平均出生児数とパリティ拡大率の時系列変化をみると、1952—57結婚コウホートから1962—67結婚コウホートまで、完結出生児数は2.16から2.24の間を推移しており、またパリティ拡大率の上限も $P_1$ で、96%、 $P_2$ で90%、 $P_3$ で30%台、 $P_4$ で20と安定していた。しかし、1967—72結婚コウホートは結婚後5年目までしか観察できないが、それ以前の3つの結婚コウホートの出生力をやや上回る傾向がみられた。しかし、回復傾向といっても、1940年代への回復ではないことはいうまでもない。

## V 結婚年齢と夫婦出生力

### 1 結婚年齢と平均出生児数

これまでの観察は、妻の結婚年齢30歳未満で、初婚同士の夫婦を対象としてきた。ところで、人口動態調査の婚姻統計によると、初婚の妻の年齢分布は1968年以降、20~24歳を中心に大きく変化してきている（伊藤1979b, 図5）。また、夫婦出生力は妻の年齢が若い程大きく、結婚が遅れる程小さくなることがわかっている（同, 図8）。したがって、1952—57結婚コウホートから1962—67結婚コウホートまでの安定的推移と、1967—72結婚コウホートのわずかな回復は、結婚年齢分布の変化に関係があるかもしれない。そこで、夫婦出生力を結婚年齢別に分けてみた。

結婚年齢の区分にあたって、夫婦集団ごとの総数 $N$ があまり小さくならないこと、また妻の平均初婚年齢が24歳であるので、24歳を中心とすること、さらに30歳を1つの区分とすることなどから表6のように区分した。

平均出生児数を5年目から、5年間隔にみてみると、まず全夫婦の平均出生児数は、妻の結婚年齢30歳未満の夫婦の平均出生児数より、0.02児程度低いことが指摘できる。その原因は、夫婦の出生力が、妻の結婚年齢が30歳を越えると急速に低下することおよび、30歳以上で結婚する夫婦の割合がまだ少数であることの2点である。

次に結婚年齢階級別に平均出生児数をみると、結婚5年目で、23~25歳夫婦が1.51~1.66児と最も大きく、次いで19~22歳夫婦、26~29歳夫婦、19歳未満夫婦となっている。結婚年齢が20歳未満であると出生の初速はかえって低い。妻の結婚年齢が30歳を越えると平均出生児数は少なく、30~34歳夫

表6 結婚持続期間別，結婚年次別，平均出生児数（夫・妻とも初婚同士夫婦）

結婚持続期間 結婚年次	初婚の妻の結婚時の年齢							
	全夫婦	30歳未満	19歳未満	19～22	23～25	26～29	30～34	35+
結婚5年目								
1952—57	1.516	1.528	1.482	1.527	1.560	1.460	1.217	0.500
57—62	1.501	1.510	1.409	1.576	1.521	1.367	1.440	0.545
62—67	1.527	1.548	1.543	1.585	1.518	1.551	1.128	0.333
67—72	1.609	1.629	1.419	1.627	1.658	1.586	1.266	0.571
結婚10年目								
1952—57	2.134	2.154	2.232	2.236	2.123	1.942	1.565	0.833
57—62	2.029	2.055	2.227	2.158	2.059	1.800	1.630	0.545
62—67	2.077	2.105	2.261	2.163	2.079	2.023	1.532	0.500
67—72	—	—	—	—	—	—	—	—
結婚15年目								
1952—57	2.216	2.239	2.411	2.342	2.171	2.022	1.565	0.833
57—62	2.128	2.158	2.568	2.287	2.143	1.853	1.640	0.545
62—67	—	—	—	—	—	—	—	—
67—72	—	—	—	—	—	—	—	—
結婚20年目								
1952—57	2.233	2.256	2.482	2.364	2.179	2.029	1.565	0.833
57—62	—	—	—	—	—	—	—	—
62—67	—	—	—	—	—	—	—	—
67—72	—	—	—	—	—	—	—	—
夫婦組数 N								
1952—57	1,063	1,034	56	450	391	137	23	6
57—62	1,448	1,387	44	505	593	245	50	11
62—67	1,644	1,585	46	559	724	256	47	12
67—72	1,964	1,886	43	718	818	307	64	14

婦で1.1～1.4児，35歳以上夫婦では0.6児未満となっている。

結婚10年目では，19歳未満夫婦の平均出生児数が最も多く，結婚年齢が高くなるにしたがって平均出生児数は少なくなるものの，26～29歳で2児前後となっている。30～34歳夫婦では1.6児前後と5年間に0.3～0.4児の追加出生がみられるが，35歳以上夫婦の5年目から10年目にかけての追加出生は，0.2～0.3児となっている。

結婚15年目の平均出生児数は，1952—57結婚コウホートと1957—62結婚コウホートしか観察できない。平均出生児数の分布は，結婚10年目と同様に，19歳未満夫婦が2.5児前後，23～25歳夫婦が2.1～2.2児前後，26～29歳夫婦が1.9～2.0児と結婚年齢が高くなる程小さくなっている。そして結婚年齢が30歳以上の夫婦では，結婚10年目以降の追加出生がみられなかった。結婚20年目の平均出生児数の分布も，結婚10年目，15年目と同様であった。

要するに，夫婦の完結出生児数は妻の結婚年齢が高くなる程小さくなる。その低下傾向は30歳未満では2.5児から2.0児とゆるやかであるが，30歳を越えると急速な低下を示し，35歳以上では0.6児未満である。

表7 妻の結婚年齢とパリティ拡大率 (1957—67年結婚コウホート, 初婚同士夫婦)

パリティ拡大率 結婚持続期間		全 初 婚	30歳未満	19歳未満	19 ~ 22	23 ~ 25	26 ~ 29	30 ~ 34	35 歳
P <sub>0</sub>	5	91.2	91.9	84.4	93.7	92.2	88.8	82.5	39.1
	10	94.6	95.3	93.3	96.8	95.6	91.6	85.6	39.1
P <sub>1</sub>	5	60.9	61.3	65.8	62.9	60.5	59.6	50.0	11.1
	10	86.9	87.6	88.1	89.2	87.2	85.2	66.3	33.3
P <sub>2</sub>	5	8.3	8.3	14.0	9.1	7.2	8.3	10.0	0
	10	30.5	30.7	44.6	34.0	29.1	25.3	21.8	0
P <sub>3</sub>	5	1.4	0.7	0.0	1.8	0	0	*	0
	10	13.2	12.8	33.3	10.9	13.5	10.1	*	0
P <sub>4</sub>	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	10	10.8	11.2	0	11.8	16.3	0	0	0

\* 小数例

## 2 結婚年齢とパリティ拡大率

こうした平均出生児数の低下を次にパリティ拡大率でみることにしよう。表7は、1957年から67年の10年間に結婚した夫婦とも初婚同士の夫婦の、結婚5年目と10年目の結婚年齢別パリティ拡大率を示したものである。

平均出生児数は、結婚年齢が若い程大きく、30歳を越えると急速に小さくなることをみてきたが、1957年から67年にかけて夫婦出生力は安定していた。これをパリティ拡大率でみると、まず10年目のP<sub>0</sub>は19~22歳の96.8%が最大で、次いで23~25歳の95.6%である。結婚年齢が30歳未満の夫婦のP<sub>0</sub>は90%を越えているが、30歳以上とくに35歳以上では5年目から10年目の追加出生がみられずP<sub>0</sub>は39%となっている。次に10年目のP<sub>1</sub>をみると、P<sub>0</sub>と同様19~22歳夫婦が89.2%と第1位である。19歳未満と23~25歳の夫婦のP<sub>1</sub>は87~88%とほぼ同水準を示している。結婚年齢が30歳以上となると、P<sub>1</sub>も著しく低下する。

P<sub>2</sub>とP<sub>3</sub>は、結婚年齢と逆相関の関係にある。19歳未満夫婦のP<sub>0</sub>とP<sub>1</sub>は、19~22歳のそれを下回っていたが、10年目のP<sub>2</sub>は44.6%、P<sub>3</sub>は33.3%とそれぞれ19~22歳を上回っている。結婚年齢が35歳以上の夫婦はP<sub>2</sub>以上が0%、30~34歳の夫婦ではP<sub>3</sub>がわずか、P<sub>4</sub>は0%となっていた。

要するに、結婚10年未満の第1子出生率は19~22歳、23~25歳の夫婦をピークに、それ以外の結婚年齢の夫婦は低くなっていた。しかし、第2子、第3子となるにしたがって、若い結婚年齢の夫婦ほど出生率は高く、反対に結婚年齢が30歳を越えると結婚初期ばかりでなく5~10年以降の第3子以上の追加出生がほとんどみられない。

## VI 要 約

最近の夫婦出生力の推移を分析する前に、Wunsch と Termote の整理をもとに出生力指標の整理を試みた。そこでは出生率には、人口あたりの粗出生率と、様々な属性別集団の人口1人あたりの年間出生率あるいは追加出生確率という単位出生率、および単位出生率を集約した平均値あるいは期待値の3段階に分けられることをみてきた。そして単位出生率を計測する際に用いる分類属性は、年齢、結婚持続期間、出生間隔を第1次分類、配偶関係、結婚年齢、出生順位を第2次分類として用い

ることを示した。また、単位率を集約するのに、2つの方法がある。その1つは、数多くの集団のある年次の単位出生率を1つの集団が経験するように仮定して得られる期待値、すなわち期間出生率といわれる標準化出生率、1女子（あるいは1夫婦）あたりの期待出生児数である。もう1つは、1つの集団が発生した後、年々どのように出生を累積していくのかを表す平均値や累積値、すなわちコウホート出生率といわれる1女子（あるいは1夫婦）あたりの平均出生児数に集約する方法である。

この2つの方法で得られる出生率は、ともに実際の出生率である。しかし、ある条件のもとでは期間出生率は、人口の実際の出生率とは異なる推移を示すことがあるということを、ここでは次の3つの例についてみてきた。1つは結婚時あるいは出産前後を中心とする人口移動によって有配偶率に大きな偏りをもたらす場合、その2は婦人の就業状態が結婚や出産および子供の成長によって大きく変化する場合、そしてその3として、結婚の変動に伴ない女子のパーティ分布に大きな変化が生じている場合である。このような場合、期待出生児数は平均出生児数と異った水準と動向を示す。

要するに結婚数や結婚年齢の分布が大きく変化したり、違っている場合、期間出生率はコウホート出生率から乖離することをみてきた。

そこで、1960年以降のわが国出生力の変動を分析するために、1977年の第7次出産力調査をもとに、1952年から1972年までの20年間に結婚した、夫妻ともに初婚同士の夫婦の平均出生児数とパーティ拡大率を計測した。この結果と、大量観察法による第5次出産力調査の結果を比較してみると、両者の間に大きな不一致はみられなかった。

1夫婦あたりの平均出生児数は、1942—47結婚コウホートから1952—57結婚コウホートの低下がみられるが、1962—67と1967—72の2つの結婚コウホートでは低下が止まるだけでなく若干の回復さえみられた。しかし、1960年代に結婚した結婚年齢が30歳未満の夫婦の完結出生児水準は、2.2児前後を推移していた。

パーティ拡大率によって観察すると、平均出生児数の低下は高順位の拡大率の低下によるもので、出生順位の低い第1子から順に安定状態に到達している。最近のパーティ拡大率の推移から、その上限は、 $P_0$ で96%、 $P_1$ で90%、 $P_2$ で35%、 $P_3$ で20%、 $P_4$ で10%とみることができる。これに基づいて夫婦の完結出生児を計算すると、2.19児となる。

次に結婚年齢と平均出生児数との関係を見ると、1962—67結婚コウホート以降、完結出生児は結婚年齢が若い程大きい、その差は少なく、結婚年齢が30歳を越えると完結出生児数は著しく小さくなる。また、1967—72結婚コウホート全体では出生力が上昇しているように見えるが、その差は23～25歳夫婦で0.14児にすぎない。

パーティ拡大率と結婚年齢の関係は、妻の結婚年齢が30歳未満と30歳以上とでは大きな差がみられる。30歳未満のパーティ拡大率をみると、 $P_0$ と $P_1$ では結婚年齢はパーティ拡大率に影響を与えていないが、 $P_2$ と $P_3$ になると明瞭な逆相関がみられる。結婚年齢が30歳以上の夫婦ではパーティ拡大率の低下が著しい。

結局、1950年代と60年代の結婚コウホートの夫婦出生力は、結婚年齢別に分けて観察すると、ほとんど変化がなく、この間の期間出生率の変動が配偶関係など人口構造の変化によることが明らかとなった。

## 参 考 文 献

伊藤達也

- 1977 「結婚出生力の諸概念(人口分析論ノート：1)」、『人口問題研究所年報』第21号，12～16ページおよび65～67ページ。  
1979 a 「最近の出生変動を分析する資料としての1980年国勢調査の意義(人口分析論ノート：3)」、『人口問題研究』第150号，56～61ページ。  
1979 b 「結婚と出生力」、『人口問題研究(特集：日本人口の動向—上—)』，第152号，36～46ページ。  
1980 「同居児法の精度(人口分析論ノート：4)」、『人口問題研究』第156号，63～70ページ。とくに4，65～66ページ。

伊藤達也・山本千鶴子

- 1977 「同居児法による最近の差別出生力の計測」、『人口問題研究』第142号，16～36ページ。  
1981 「結婚の変動からみた1960年代以降わが国出生変動の分析」、『人口問題研究』第157号，29～51ページ。

岡崎陽一

- 1976 「コウホートのみた出生率の推移と将来予測」、『人口問題研究所年報』第20号，16～19ページ。  
1980 『人口統計学』古今書院

厚生省大臣官房統計情報部

- 1980 『昭和54年人口動態統計上巻』，57ページ。

小林和正

- 1970 「第5次出産力調査結果の分析(8)」、『人口問題研究』第113号，31～47ページ。

小林和正・山口喜一

- 1968 「わが国出生力の最近の動向」、『人口問題研究』第108号，1～15ページ。とくに5，13～14ページ。

人口問題研究所

- 1968 『昭和42年度実地調査 第5次出産力調査報告(概報)』実地調査報告資料(昭43. 3. 1)  
1978 『昭和52年度実地調査 第7次出産力調査報告——概報および主要結果表——』実地調査報告資料(昭53. 12. 20)

高橋重郷

- 1978 「最近の結婚出生力低下の分析——第7次出産力調査結果の分析——」、『人口問題研究』第178号，44～59ページ。

舘 稔

- 1960 『形式人口学』古今書院

本多龍雄

- 1959 「昭和32年第3次出産力調査結果の概要」、『人口問題研究』第77号，1～24ページ。

松村迪雄

- 1977 「昭和45年国勢調査の出産力統計の精度について」(未定稿)および昭和53年度統計研修所研究発表(1979, 3)配布資料。

渡辺吉利

- 1981 「完結出生力水準と出生意欲のコウホートの観察——各種出生力調査結果の妻の出生コウホートによる整理——」、『人口問題研究』第158号，46～61ページ。

Glass, D. V.

- 1968 "Fertility Trends in Europe since the Second World War", *Population Studies* 22 (1): 103～146.

Pressat, Roland

- 1972 *Demographic Analysis; Methods, Results, Applications* (translated by Judah Matras). Aldine Publishing Company; Chicago.

Shryock, H. S. and Jacob S. Siegel

1973 *The Methods and Materials of Demography*. U. S. Bureau of the Census; Washington, D. C.

Wunsch, G. J. and Marc G. Termote

1978 *Introduction to Demographic Analysis; Principles and Methods*. Prentice-Hall; New York.

付表 結婚コウホート別, 出生順位別出生児数 (妻の結婚年齢30歳未満の初婚同士夫婦)

(1) 1952年6月~1957年5月結婚コウホート

夫婦総数 1,034

(2) 1957年6月~1962年5月結婚コウホート

夫婦組数 1,387

結婚持続期間	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	結婚持続期間	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子
0	275	(7)	—	—	—	—	—	0	381	(5)	—	—	—	—	(1)
1	438	19	(1)	—	—	—	—	1	601	21	—	—	—	—	—
2	146	132	5	—	—	—	—	2	189	184	6	(1)	—	—	—
3	54	326	9	1	—	—	—	3	67	302	13	0	—	—	—
4	31	189	45	0	—	—	—	4	24	266	40	1	0	—	—
5	11	120	76	3	0	—	—	5	19	163	71	4	0	0	—
6	10	80	76	11	0	0	—	6	13	115	70	6	1	0	0
7	9	47	59	12	1	0	0	7	10	49	49	11	0	0	0
8	3	24	36	13	0	0	0	8	5	29	49	9	3	0	0
9	3	14	25	11	3	0	0	9	2	25	35	16	1	0	0
10	3	10	18	3	3	0	0	10	6	7	33	7	3	1	0
11	3	5	8	8	0	1	0	11	4	9	15	6	3	0	0
12	2	4	2	5	2	0	0	12	0	9	12	7	1	1	0
13	0	2	0	1	1	0	0	13	0	2	7	4	1	0	0
14	0	2	3	2	0	0	0	14	1	2	1	2	1	0	1
15	1	1	4	0	2	0	1								
16	0	0	1	3	0	0	0								
17	1	1	0	1	0	0	0								
18	0	0	0	0	0	0	0								
19	0	1	1	0	0	0	0								

(3) 1962年6月~1967年5月結婚コウホート

夫婦組数 1,585

(4) 1967年6月~1975年5月結婚コウホート

夫婦組数 1,886

結婚持続期間	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	結婚持続期間	第1子	第2子	第3子	第4子
0	489	(5)	—	—	—	0	757	(10)	(1)	—
1	661	25	(1)	—	—	1	716	45	—	—
2	197	226	2	—	—	2	198	384	9	—
3	91	369	15	0	—	3	75	440	19	0
4	32	283	63	0	0	4	39	310	78	2
5	22	165	87	3	0					
6	12	137	80	9	0					
7	8	66	98	15	2					
8	6	33	53	14	3					
9	3	24	32	10	1					

注1 出生歴に基づく結婚持続期間別, 出生順位別出生児数.

2 ( )は出生順位が結婚持続期間の年数を越えている出生児数. 本稿の分析からは除いてある.

## Recent Trends of Marriage Cohort Fertility by Age of Wife at Marriage

Tatsuya ITOH

Since 1973, the total period fertility rate in Japan has decreased continuously. According to the data from several fertility surveys, however, the mean number of children ever born has remained almost the same level by age of currently married women.

We examined the trends of marriage cohort fertility for those who married in 1952-72, drawing on the Seventh National Fertility Survey (7FS) conducted as of July 1, 1977 by the Institute of Population Problems. The six marriage cohorts, limited to first married couples, are follows; couples married in 1942-47, in 1952-57, in 1957-62, in 1962-67, and in 1967-72. Couples married in 1952-72 are also classified by age of wives at marriage; i. e., under 19 years, 19-22 years, 23-25 years, 26-29 years, 30-34 years and 35 years and over. We also used the cohort fertility of couples married in 1942-62 based on the data from the Fifth National Fertility Survey (5FS) conducted as of July 1, 1967.

According to the marriage cohort fertility of couples whose age of wives at marriage is less than 30 years, the earlier marriage cohort has greater number of live births per couple. For instance, the mean number of live births per couple at duration 10 years since marriage is 2.78 for the 1942-47 cohort, 2.15 for the 1952-57 cohort, and 2.05 for the 1957-62 cohort, though the mean number of live births per couple of the 1962-67 cohort is a little greater that of earlier cohort. Because the fertility rate within the first year of marriage for the 1962-67 cohort is higher than that of older cohort, but the number of live births per couple at duration 10 years since marriage is 2.10 and is not so different from that of early cohorts.

Parity progression ratio by birth order and marriage duration did not significantly change among the three marriage cohorts married in 1952-67. At duration 15 years since marriage,  $P_0$  is 96 percent,  $P_1$  is 88 percent,  $P_2$  is almost 30 percent and the range of  $P_3$  is 15-20 percent, on average.

The difference of the mean number of live births by age at marriage shows slightly large differences compared to the mean number of live births by marriage year among marriage cohorts in 1952-72. For instance, the mean number of live births per couple at duration 10 years since marriage are 2.2 for the couples married under 23 years, 2.1 for the couples married 23-25 years, 2.0 for the couples married 26-29 years, 1.5 for the couples married 30-34 years, and 0.5 for the couples married 35 years and over, on average. And also the cohort difference of parity progression ratio by age of wives at marriage shows almost the same level among the cohort married in 1952-72.

We conclude that the marriage cohort fertility by age of bride and marriage duration is stable during past two decades.

# 現代日本人口政策史小論(2)

## — 国民優生法における人口の質政策と量政策 —

廣 嶋 清 志

### はじめに

本稿は前稿、廣嶋1980(稿末の文献)に続くものであって、「人口資質という概念が、戦前・戦後における日本の人口政策の展開過程において重要な役割を果たしてきたという認識に立って、人口資質概念の形成過程を歴史的に追跡することによって、日本人口政策史の特質の一側面を明らかにするとともに、いわゆる人口資質研究の位置を確認しようとするものである。」

人口食糧問題調査会の解散(1930年)以後、第2次大戦終了(1945年)までの15年間は、わが国において初めて本格的な人口過剰論が成立した時期(1931~1937年)と人口増強論、人口増強政策が登場した時期(1938年~1945年)とに分けられる。人口過剰論および人口増強政策の登場の指標としたのはそれぞれ財団法人人口問題研究会の設立(1933年)および厚生省の創立(1938年1月)である。

この第2の時期は、人口政策において、国民優生法の成立(1940年)と人口政策確立要綱の策定(1941年)という2つの節が存在する<sup>1)</sup>。本稿はこの前者に焦点を当てたものである<sup>2)</sup>。

## II 戦前における人口政策と人口資質概念

### 5 国民優生法の成立(1940年)

#### (1) 国民優生法の意義

人口食糧問題調査会の「人口統制=関スル諸方策」の答申(1929, 昭和4年)の際にいわれた「優生学的見地ヨリスル人口ノ質ノ向上」等は11年後の1940(昭和15年)、国民優生法という形で実現することになった。しかし、この国民優生法は「国民素質の向上と人口増加を目指す」(青木1941 b, p. 397)とされたように<sup>3)</sup>、人口増加策の一環でもあった。同法は、優生断種つまり優生目的の不妊手術を制度化するとともに、不妊手術の全般的禁止と妊娠中絶の大幅な制限を具体化し、法文に明文化されたわけではないが避妊の禁圧にも援用され、人口増加の一つの手段となった。同法は第二次大戦後の優生保護法の前身であつてその成立の基盤となったものである。したがって、その観点からも国民優生法の性格を明らかにする必要がある。しかし、従来のこの法律に関する研究には十分でない面も多い<sup>4)</sup>。本稿は国民優生法によってどのような人口政策が実現され、同法による人口の質政策と量政

1) したがって、前稿に続いて、3. 財団法人人口問題研究会の設立と人口過剰論(1931~1937年)、4. 厚生省の創立と人口増強論(1938~1940年)、5. 国民優生法の成立(1940年)、6. 人口政策確立要綱(1940~1945)とした。紙数等の関係でやや変則的であるが5.を第2稿とした。

2) 資料の限定等の研究方法および人口政策の定義等の用語用字法等については前稿参照。

3) 厚生技師、青木延春は国民優生法法案作成のもっとも中心的人物と考えられる。

4) 従来の国民優生法の扱いをみると、「人口減少防止を強制」と正しく指摘された場合(太田1967, 同1976, 他にも吉田1976, 村松・黒田1974, いずれも稿末の文献, 以下同様)もあるが、この点が全く無視される場合や、優生目的のみを持ったものとされる場合(岡崎1955, 小林1976, 市原1979, 大淵・森岡1981), あるいは「生めよ殖やせよ」との「時局の要請」に沿わず「不人気であった」(高橋・牛丸1950)などの見解もある。これらを齊合的に理解できるような解明が必要と思われる。

策<sup>6)</sup> はどのような関係をもつていたのかを明らかにしようとするものである。

## (2) 国民優生法の成立経過

内務省保健衛生調査会はその発足にあたって(1916, 大正5年), 優生問題を調査項目として取上げるかどうか論議し, 取上げるに至らなかったが, 1921(大正10)年その総会で民族衛生に関する調査を建議した。これが実現するのは, 1929(昭和4)年, 人口食糧問題調査会によって「優生学的見地ヨリスル諸施設ニ関スル調査研究ヲ為スコト」という項目を含む答申, 「人口統制ニ関スル諸方策」が提出された直後であった。1930(昭和5)年, 保健衛生調査会内に民族衛生特別委員会が設置されたのである。同時に, 同じ年, 優生運動を主眼とした日本民族衛生学会が設立された。この民族衛生学会は1935(昭和10)年には協会として財団設立が認められ, さらに啓蒙運動にのりだす<sup>6)</sup>。

1936(昭和11)年には, 日本精神衛生協会, 公立及代用精神病院協会及び救済会の三者連名を以って断種法制定について要望があり, 37(昭和12)年には「全日本方面委員聯盟より第八回全国方面委員大会の決議によって精神病対策に付ての建議が為され, その一項中にも断種法制定に付ての要望がある<sup>7)</sup>。」

こうした動きの中で「断種法」制定の動きが進められていく。1932(昭和7)年から, さきの民族衛生特別委員会(北島多一委員長)では法案の論議が闘わされ, 1933(昭和8)年には民族衛生学会では永井潜会長以下によってその草案が起草された<sup>8)</sup>。また, 議員提案による「民族優生保護法案」が第65(1934, 昭和9年), 第67(1935, 昭和10年), 第70(1937, 昭和12年)(以上, 荒川五郎他提出), 第73(1938, 昭和13年), 第74(1939, 昭和14年)(以上, 八木逸郎他提出)帝国議会上に5回にわたって提出されたが, いずれも成立をみなかった。

1938年1月, 厚生省の発足により人口増強策が開始される。体力局は国民体力管理制度の制定にとりくみ, 予防局は優生断種制度の制定にとりくんだ。同年4月, 予防局優生課は断種法の制定に向けて, 精神病学者, 遺伝学者, 法律学者を集め, 民族衛生協議会を開いてその意見を徴した<sup>9)</sup>。11月には同課内に民族衛生研究会が設けられて調査研究と優生思想の普及活動が行われた<sup>10)</sup>。

この会の趣意書は「晩行重要問題となれる国民体位向上を図るには後天的の環境改善…のみにては目的を達し得ませぬ。之れより先に健全優秀なる遺伝素質を基礎とするに非ざれば充分の成果を期待し得ない」とし, 「人的資源培養の国策の線に沿ふ」「国民体力向上」策として「優生断種制度確立」のため準備活動を行ったのである。他方, 日本学術振興会には39(昭和14)年民族衛生についての第11特別委員会が設置された。

39年, 政府は優生断種制度調査費を計上し全国的な調査を4月に行い, さらに, 議員による法案を拡充した形の「民族優生制度案要綱」を作成した。この要綱は国民体力管理制度案要綱と並んで, 10

5) この時期, 「人口政策」という用語は第2回人口問題全国協議会(1938年10月)の諮問に登場して以来, 政府の関係文書に随所にみられるが, 人口の質政策, 量政策という用語そのものが使われたわけではない。しかし, 「国民の資質」, 「国民の素質」等の用語が人口政策に関連して使われており, 人口の量と質およびその政策という考え方自体はすでに成立していたといえる。なお, ここにいう量政策とは量による問題に対する対策(量対策)と区別し, 量そのものを規制するという意味で使っている。質対策と質政策はとくに区別していない。

6) ここまでは, 前稿(p.57)でも触れた。

7) 厚生省予防局「民族優生制度案要綱に就て」『内務厚生時報』4巻11号, 1939年11月。

8) 日本優生学会『優生学』117号, 1933年11月, p.2。なお, この雑誌は1924, 大正13年1月創刊された。

9) 『内務厚生時報』3巻7号, 1938年7月, p.66。

10) 『同』3巻12号, 1938年12月, p.48。

月国民体力審議会<sup>11)</sup>に諮問され、12月に「優生制度案要綱」として修正案が答申された。これをもとにして政府は「優生法案」を用意し、最終的に「国民優生法」として、翌40（昭和15）年3月第75帝国議会に提出、衆議院で一部修正されて5月可決され、41（昭和16）年7月より施行された。

この過程の中で、議員による法案および民族優生制度案要綱の段階では、目的として優生だけが掲げられていた<sup>12)</sup>のに対し、国民体力審議会答申では、「人口ノ増加」が加えられた<sup>13)</sup>。しかし、最終的にはこれは削除され、「国民素質ノ向上」に一本化した表現になり、その中に「健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加」が含められた<sup>14)</sup>。これは明らかに人口増加目的を明言していない。しかし、以上のような経過をみると、条文だけによって人口増加目的が全く除外されたとすることには問題がある。（くわしくは(4)で検討する。）

### (8) 優生運動と国民優生法

#### i 出生減少と逆淘汰

国民優生法の性格を浮彫りにするために、その背景にある優生運動の主張を検討しておこう。

優生運動の最大の主張は逆淘汰論である<sup>15)</sup>。この逆淘汰について民族衛生研究会はその趣意書(1938年11月)に次のように述べている。

「文化民族の現状をみるに一面烈しい生存競争に依る晩婚や自己享楽に基く産児の制限等は健常優秀なる者の減少を招来し、他面放任されたる繁殖其の他の原因により病的素質者を増加せしめ所謂逆淘汰に因って民族の素質退化の傾向にあることが認められます。」(前出注10『内務厚生時報』)

このように、晩婚や避妊による出生数の減少によって逆淘汰が起こるとされている。

同会の「民族優生方策に就て<sup>16)</sup>」(1939年9月)はこれについて、1920年から36年まで粗出生率が36.2から30.6に低下してきたこと、平均結婚年齢の上昇、古屋芳雄の調査結果により知識階級の産児数の「減少」(実際には、相対的に少ないこと)などをあげうらづけている。

このように優生断種を重要な目標とする優生運動は出生率の低下の開始という現実のもとに、逆淘汰論の主張によって社会的に受け入れられていった。

つまり、逆淘汰論、優生論を成立させたひとつの重要な事実は出生率の低下の開始である。出生率

11) 同年7月、国民体力管理制度調査会(前年12月設置)、保健衛生調査会、体育運動審議会を統合して設置されたもの。

12) 「本法ハ民族ノ優生ヲ保護助長シ悪種遺伝ヲ防止根絶スルヲ以テ目的トス」(荒川案、第1条)

「本法ハ我カ民族ノ優秀ナル素質ヲ保護シ悪質遺伝ヲ防遏スルヲ以テ目的トス」(八木案、第1条)

「本制度ハ専ラ遺伝的疾患ヲ防遏シ優秀ナル民族素質ヲ保護スルヲ以テ目的トスルコト」(「民族優生制度案要綱」第1)

13) 「本制度ハ健全ナル素質ヲ有スル国民ノ減少ヲ阻止スルト共ニ不健全ナル素質ヲ有スル国民ノ増加ヲ防遏シ以テ国民素質ノ向上ト人口ノ増加トヲ目的トスルコト」(「優生制度案要綱」第1)

14) 「本法ハ国民素質ノ向上ヲ図ル為悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル国民ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル国民ノ増加ヲ図ルヲ以テ目的トス」(優生法案第1条)

「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」(国民優生法第1条)

15) 本来、遺伝病対策や精神病対策が優生対策、優生運動を生みだした経過、それを支えた条件を明らかにする必要があるが、ここでは、人口とのかかわりにふれるにとどめる。優生運動が社会的に受け入れられた背景として、中村・米本1980は、さらに、ダーウィニズムが広く承認されたこと、遺伝学が確立したこと、科学が価値規範として高い地位にあったこと、少数弱者の蔑視の人間観、社会ダーウィニズムが受け入れられていたことを挙げている。なお、注7の本文参照。

16) 『週報』151号、内閣情報部編輯、1939年9月6日、(民族衛生資料第12号『民族優生制度について』1939年11月再録)。以下「9月資料」と呼ぶ。

の低下は国民諸階層が出生制限を意識的に選択していく過程であって、このような過程がどのように進行するかさまざまな道すじがありうる。この過程において、死亡率格差を無視した上で、永久に上流階級のみが出生制限を行い、かつ下層階級は遺伝的に肉体的精神的資質が劣るということを前提にして逆淘汰論が成立したのである。このように、人口の動向が社会の思想動向を前提にしながら、さらにそれに影響を与えるひとつの要素であることに留意する必要がある。

## ii 優生対策としての「断種」と避妊

優生学は人間の遺伝的素質の改善をその生殖の制御を通じて実現しようとするものであるといえる。「悪質遺伝を絶つ」方法として、「イ. 避妊 ロ. 隔離 ハ. 結婚禁止 ニ. 断種又は去勢 ホ. 妊娠中絶」の5つが考えられた(青木1941, p. 5)が、これらの中でなぜ避妊が退けられ、とくに断種(不妊手術であって、生殖腺の摘出、去勢とは異なる)がとりあげられるに至ったのであろうか。

わが国における優生運動は当初、避妊の普及をめざす「産児制限」運動と未分化な面を持っていた。永井潜は人口食糧問題調査会で「優生問題ニ対スル答申案」として「医学的優生学的見地ヨリ、合法的ノ妊娠中絶ヲ行ヒ、乃至避妊法ヲ教ユルコト」を含む提案を行い(1928年12月, 前稿資料2, p. 44), 日本民族衛生学会の創立に際し、その「主張」の中で「先天性薄弱者, 畸型児は避妊の必要がある」(傍点引用者)と述べている<sup>17)</sup>。

これが断種法制定の形をとるようになったのは、さきにみたようにドイツナチス政権による断種法「遺伝病子孫防止法」が成立した1933年ごろといえる<sup>18)</sup>。

優生運動が避妊に警戒的で、ついにはこれを排撃したのはいわゆる逆淘汰を恐れたからである。民族衛生研究会の「8月資料」<sup>19)</sup>はその中で次のように述べている。

「此の方法〔避妊〕は自発的意思と相当の自己抑制が必要である為実際に之を行ふものは概して優良、健常で国家的に見て大切な人々許りとなり、真に増殖の望ましくない不良素質の人々は一尙に本能を抑制する事なく依然として、多数の子供を生むのが普通である。避妊の方法は……外科的手術や面倒な処置を要せず、簡単に行ひ得るものであるが、……反つて出産率を減少せしめ逆淘汰を惹起すると云ふ弊害の方が甚大であるから、医学上止むを得ない場合の外は寧ろ国家的罪惡として嚴重に排撃せねばならない。優生方策としての産児防止は対象の多くが精神欠陥者である為、本人の意思の如何を問はず必然的に不妊となる方法でなければ意義がない。(p. 18)

さらに、「9月資料」は次のように資料を提示している。

「低能者, 精神病者等の最も制限して欲しい人々は自発的に産児制限を行ふやうなことをしないから、例へば精神病者に就いて見てもその数は〔人口一万人当り, 1926年9.98, 1937年12.77〕の如く益々増加するばかりである。」

以上のように、当時の優生運動は避妊およびそれによる出生数の減少に対抗するという意図をもっていたので、そのひとつの主要な運動が断種法制度制定の形態をとったのであり、また避妊の禁圧そのものが優生対策とされたのである。この点において、優生運動と人口増加策とが矛盾しないだけでなく、人口増加策を背景として優生対策が実現し、また優生対策の形で人口増加策が実現することになったのである。

17) 永井潜「日本民族衛生学会の主張」『医事公論』第952号, 1930, 昭和5年10月18日中川・丸山1967, p. 186より引用。

18) 世界的には、1907年世界最初の断種法がアメリカ合衆国インディアナ州で制定されて以来、断種法制定の動きが世界各地に広がった(青木1941 b, p. 21-69)。

19) 民族衛生研究会『民族優生とは何か』(民族衛生資料第9号, 1939年8月, 29p.)以下、「8月資料」と呼ぶ。

### iii 優生運動と人口増加策の矛盾と妥協

優生運動は出生減少に危機感をもつものであり、人口増加を図ることに賛成するが、無条件にはない。というのは、社会政策による逆淘汰の主張をもっているからである<sup>20)</sup>。

さきの民族衛生研究会の「9月資料」は次のように述べる。

「文化の発達した今日に於ては各国とも種々の社会的保護施設を整備してある結果、文化の発達しない時代には自然淘汰によつて当然減ぶべき先天的弱質者も、国家の保護を受けて生存し、而かも家庭生活も営み多数の劣弱な子孫を残すのであって、これが即ち文化の進展による民族の逆淘汰の現象である。」

とくに人口増加策について、同会「8月資料」は次のようにドイツ民族衛生学会の1922年綱領を引用している。

「質を顧慮せずに只人口増加のみを図る積極的人口政策も亦同様に危険である。即ち此の場合主として増加するものは素質の劣悪の人達であつて、その増加率は平素でも優良健康な人々の夫れを遙かに凌駕して居るのが一層顕著となり、逆淘汰は此の政策でも同じく促進される許りである。」(p.6)

いわば、さきの意味とは逆の逆淘汰を恐れたのである。さらに同会の「9月資料」では次のように述べている。

「多くの人々は人口問題といえは数の問題だけを考える傾向があるが、今日ではむしろ人口問題は民族優生問題を離れては考へられない。何となれば盲目的の人口政策は素質の劣悪な人々の出産を奨励する結果となり、学者の云ふ逆淘汰の現象を惹起する危険が大であるからである。」

こうして、優生対策は人口増加策の前提、あるいは人口増加策と常に一体となって実施されるべきものとされたのである<sup>21)</sup>。このような考えから、人口増加策としての結婚奨励策も優生対策と合体され、「優生結婚」の方策として出されていく(7)参照)。このことを青木1941bは次のように述べた。

「国民優生法は人口問題の基調をなすものであるから単に法文に規定された所に限らず今後企画し実施さるべき各種の人口政策は何れもこの精神の上に樹立されねばならない。例へば婚資貸付制度にしても産児奨励にしても健全者の増加を目標とする以上は当然優生学的の考慮を必要とするからである。」(p.398)

以上のように優生対策が人口増加策を前提にしつつも、無条件の人口増加策には反対するという考えを持っていたため、人口増加を急速に図ろうとする考えとは若干の矛盾があったものと考えられる。これに関して次のような事実がある。

厚生省社会局は1939年7月次のような文書を発表した<sup>22)</sup>。

「歐洲文明國の經驗は、戦争が出生減退の原因ではなくして其の恐るべき促進要素であることを教へてゐる。更に一度開始した出生減退は必然的に驚くべき加速度性を内蔵すること、一度低下した出生率の恢復が如何に困難であるかを如実に物語つてゐる。而して其の結論は、出生率維持増加対策は遅きに失することはあつても、決して早きに過ぐることはないといふことである。尚、出生減退は、一般に、優れた質の人口の増殖の低下を来し、所謂逆淘汰を促進するといふ事實は重要である。此の点から見れば、人口の質の向上は多産を前提とすると云はねばならぬ。」

以上のように、この文書では、「出生率維持増加対策は……早きに過ぐることはない」、優生の考え

20) 他には、戦争による逆淘汰論もある。第2回人口問題全国協議会の答申(1938年10月)で次のように述べられた。

「凡ソ戦争が最モ労働力ニ富ミ且増殖力高キ年齢層ニ屬スル人口ヲ犠牲トシ、又将来ニ於テ人口ノ活動力、民族ノ資質ノ上ニ好シカラザル影響ヲ遺シ、…」

21) この事情は同法成立の半年後閣議決定される人口政策確立要綱についてもあてはまる。同要綱は当初(第1次案)ではその目標を「人口増殖政策ノ樹立」としていたが、最終的にはそれに資質の向上をも加えた。

22) 「我が国現下の人口問題」『内務厚生時報』4巻7号, pp.53—60, 1939年7月。この文書は人口問題研究所の設立(同年8月)に際してその意義を説明する形で述べられており、8000字を越える長文である。

とは逆に「人口の質の向上は多産を前提とする」と強調されている。

また、この文章の前に早くも前年1938年における人口動態が指摘され、出生率維持増加策の根拠とされている。

「過般の内閣統計局の発表に拠れば、昭和十三年に於ては、前年に比し、二十五万余の出生が減少し五万余の死亡が増加し、その結果、三十万余の自然増加の減少を示してゐる。」

これに対し、さきの「9月資料」は出生率の37、38年の数字を故意に欠落させている。これに関連して青木1941bはこの出生率について、「昭和十二年以降は日支事変の影響があるから此処には論じない」(p. 397)としており、優生法にとって1938年以後2年間のやや急な出生減の事実はあまり有利な条件とされていないとみられる点が注目される。

その後12月に、国民体力審議会の答申において優生法案の目的に「人口ノ増加」が加えられたことを考え合わせると興味深い。

しかし、社会局が「人的資源の保持涵養」は「我が国現下の人口問題の核心」であり、「今こそ出生率維持増加対策の講ぜらるべき」ことを主張したけれども、結局、この対策の前に優生対策を進める道が選ばれた。

一方、人口問題研究会は法案がすでに帝国議会に提出された40年3月に至って、ようやく優生政策に対する態度を表明し、「優生政策=関スル建議」を理事会にて決議した。

「嘗ニ人口増加ノ方策ヲ樹ツルニ止リ同時ニ優生的対策ヲ講ズルニ非ザレバ民族ノ素質ニ逆淘汰ノ現象ヲ惹起スル虞アルベキヲ以テ……適切ナル政策ヲ」<sup>23)</sup>

ここには人口増加策の前提として優生対策をまず確立するという道が合意されたことが示されている。

#### (4) 国民優生法と人口増加策との結合過程

議員立案の優生法案においては、断種を優生目的のため許容することをねらいとしており、優生目的以外の場合について何の言及もなく、その禁止は規定されていなかった。

しかし、政府が作成した「民族優生制度案要綱」には不妊手術（放射線照射を含む）の優生目的以外の一般的な禁止条項がもりこまれた<sup>24)</sup>。ただし、優生制度の目的の表現は議員立案のものとはほぼ全く同じであった（注12参照）。

国民体力審議会の答申「優生制度案要綱」はその目的に「人口ノ増加ト目的トスル」ことも明示された<sup>22) 24)</sup>。しかし、その法案の内容については、これに関連するとみられる修正がほとんど全くなく、上記要綱をひきついだ。ただ、不妊手術の制限<sup>25)</sup>について、「生殖ヲ不能ナラシムル為ノ手術」が「生殖ヲ不能ナラシムル手術」と修正され、結果的に不妊に至る手術をも含めたという意味では、やや広げられたといえることができる。ただし、これも「医師ニ於テ生命若ハ健康ニ対スル重大ナル危

23) (財)人口問題研究会『人口問題』3巻4号、1941年3月。p. 252.

24) なお、不妊手術を指す「断種」という用語を「優生手術」と改めたのは国民体力審議会であり、その理由は恐らく、「国民優生法と云えば断種と云ふ先入観があるために一般に何か無茶な強制的なものと云ふ感じを受ける人も少なくない様であるが」(青木1941b, p. 395)といわれるように、断種という語の語感をやわらげるといふ意図だけではなく、むしろ断種を優生目的でしか認めないという出生減少防止の意図が含まれていると思われる。この結果、戦後の優生保護法でその適用が広げられたため“母性保護目的の優生手術”というような混乱が生じることになった。

25) 「何人ヲ問ハズ生殖ヲ不能ナラシムル為ノ手術又放射線照射ハ之ヲ受又ハ行フコトヲ得ザルコト」(民族優生制度案要綱)第五)

「故ナク生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ」(国民優生法第15条)

険ヲ防止スル為本人ノ同意ヲ得」た場合は除外された。

しかし、議会提案案では、これがさらに制限されて、上記の除外の場合が全く改められ、不妊手術について「予メ其ノ要否ニ関スル他ノ医師ノ意見ヲ聴取シ且命令ノ定ムル所ニ依リ予メ行政官庁ニ届出ヅベシ」（議会修正後第16条）と届出制にされた。ただし、ここから「急施ヲ要スル場合」が除かれた。さらに、この届出の対象に、妊娠中絶が加えられた。こうして、不妊手術および妊娠中絶の届出は当初優生目的で行う場合のみ必要であったのが、最終的には逆にそれ以外のすべての場合に必要とされ（議会の修正で優生目的での中絶は認められなくなった、(6)参照）、その禁圧の措置が具体的に設定された。

たしかに国民優生法は人口増加を「健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加」と表現し、窮極の目的を「国民素質ノ向上ヲ期スルコト」に一本化した。つまり、人口増加目的は最終的には直接的には表現されなかった。しかし、以上のような経過をみると、国民体力審議会の答申のように、当初から法案には人口の増加の目的が含まれており、これを不妊手術、妊娠中絶の一般的な禁止を通じて実現しようという意図があったとみられ、最終的な法案においてはその措置が具体化され強められたものであるといえる。

1940（昭和15）年3月13日、第75回帝国議会衆議院で吉田茂厚生大臣は同法の目的を次のように説明している。

「悪性ノ遺伝的素質ガ、…増加スルコトヲ防止セントスルモノデアリマス、尚ホ是ト関連致シマシテ、避妊手術又ハ妊娠中絶等ノ如キ行為ノ濫用セラレマスルコトヲ嚴重ニ取締リ、以テ健全ナル素質ヲ有スル国民ノ人為的ノ減少ヲ致シマスル原因ヲ除キ、人口増加ニモ資セントスルノデアリマス」

こうした人口増加策としての意図があったからこそ政府は優生法を成立させたものといえるし、逆にこうした意図のもとにはじめて優生対策が実現したものと考えられる。

なお、人口増加の目的が間接的に表現されたのは、やはり同法による人口増加策が具体的には不妊手術、妊娠中絶を制限するというものであるので、人口増加策としては不十分であるという認識があったためと思われる。

吉田茂厚生大臣はさらに次のように答弁している。

「此ノ優生法案ハ、健全ナル人口増加ト云フ観点カラ見レバ、消極的ナ働キヲ主トシテ為スモノデアルニ付テハ、積極的ナ健全人口ノ増加ト云フコトニ対スル施設ガ、併セ用意セラレルノデナケレバナラナイト云フ御趣旨ハ、洵ニ御同感ニ存ジマス」（1940年3月13日、衆議院）

#### (6) 不妊手術の一般的禁止

不妊手術について「従来稍々もすれば濫用せられて居った」とされ、「刑法は…断種に就ては何等の規定が無いので…本問題に関する法律状態は不明瞭不確定であると云ひ得ると思ふのであるが、本規定に依り之を明瞭ならしめた」。これにより「人口増殖上の禍根を断つこととなる」とされた<sup>26)</sup>。

不妊手術の件数は、「現在かゝる方法によって不法な不妊手術が必ずしも多数に行はれて居るとは思はないが、又相当の実例があることも否めない。」（青木1941b, p.409）という程度であったが<sup>27)</sup>、「是を不法でないと考えるものもあり、延いては産児制限思想の蔓延の基ともなつて居た」（同）ので厳重に制限しようとした。「これによって所謂避妊行為を根本的に否定」しようとしたのである。

26) 民族衛生研究会「民族優生制度案要綱説明」（『民族優生制度案要綱に就て』民族衛生資料第12号、1939年11月。pp. 27-28.）以下「11月資料」と呼ぶ。

27) 「此ノ風潮ガ漸次増加スル傾向アリ今日ニ於テ之ヲ防止スルコトハ極メテ必要デアル」とされた。厚生省「国民優生法釈義」（人口問題研究会『第三回人口問題全国協議会報告書』1941年1月、pp.780-806.）

こうして国民優生法第15条は「故ナク生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ」と明確に規定した。青木春延はこれを「不妊罪」と呼んだ（同、p.409, (7), p.71参照）。

#### (6) 妊娠中絶禁止法としての国民優生法

##### i 妊娠中絶と国民優生法

民族優生制度案要綱においては妊娠中絶の一般的禁止は条文化されていなかった。これは、「刑法は墮胎に就き詳細な規定を設けて之を嚴重に罰して居る」（「11月資料」p.27）ので、これで十分と考えられたためと思われる。しかし、さきに述べたように、議会提出案では妊娠中絶も含めて一般的に届出制（修正後第16条）とされそのいみではきわめて厳格になった。(9)で述べるように、優生目的でさえ妊娠中絶が許容されなかったのである。こうして、国民優生法は妊娠中絶禁止法としての性格をもったのである。瀬木1947は戦後次のように述べた。

「優生法は優生断種と人工妊娠中絶の全然異なる二つの問題を規定してあるが、その取扱件数に於て優生断種は極めて小数に過ぎず、実社会に及ぼす影響は寧ろ人工妊娠中絶の方が遙に大きかつたのである」（p.191）

##### ii 人工妊娠中絶の実状と適応論議

避妊および人工妊娠中絶に対する社会の態度は、人口食糧問題調査会の答申以後、さらに急速にその容認の方向に進んでいった。

東京帝大の末広徹太郎博士は1932年墮胎法の徹廃を打ち出し、広い支持を得ており、墮胎罪の判決にも執行猶予が増えたとされている（石井1937、p.240）。さらに石井は「中絶の容認の世論は、法的禁止にもかかわらず、日本人口の増加にすぐさま影響が表われるだろう。」とした。これは人口増強論が出される前年の著書であって、当時の状況の一面を表わしている。

医学界においては、これが妊娠中絶の医学的適応の問題として論じられるようになった。この論議については太田1967（pp.122—141）にくわしく、大正時代ごろから、「技術の進歩と消毒法の発達につれて、中絶の適応範囲がしだいに拡大され、適応症論争へと発展し」、「妊婦の生命及び健康を保全するため」、また純粋医学的適応だけでなく、貧困による衛生的条件、労働条件まで含めた社会医学的適応さらには社会的適応の必要の論が広がったことを紹介している<sup>28)</sup>。

こうした議論の背景に実際にどのような妊娠中絶がどの程度行われていたのであろうか。

妊娠中絶の実態について次のような報告がある。

「昭和十三年内地にて死産率一五〔出産100に対して、全国平均4.91〕以上の村は四一、町としては……〔3町〕あり、之等高率（一五以上）の町村は岩手（五）、京都（八）、兵庫（四）、岡山（四）に主として集中し、以上府県で四四町村中二一を占める。……多数の出産あるにも不拘、届出の皆無或は之に近き地区あり。……一般に九州府県には同様の傾向がある。……（長野県某村は昭和十年死産三八・四の高率を示したが、同年地方の悪習に対し検察が行はれ、翌十一年以降は全国平均に近接するに至った）<sup>29)</sup>」

他方、全国的傾向について、木下正中は1940（昭和15）年の日本婦人科学会地方部会の共同調査の結果によって推算し、毎年「二百万の分娩に対しては約7万の人工中絶〔による死産〕があるわけになる」とし（木下1941）。白木1941は、「事変第五年、……なほ依然として軽い肺炎カタルや、心、腎疾患の故を以て人工妊娠中絶が懲懲され、要求され、少しも減少する傾向の見えないのはどうしたことか。詳しい統計は知る由もないが、自分の印象ではその少くとも半数は不必要と思はれ、全国的には大凡三〇万は母を損することなく、第二国民を増すことが出来るかと思はれる。」とした。

28) そのいみで、本法の背景には中絶の医学的適応明確化の要求があったといえる。

29) 『妊産婦保健指針、母子保護資料第五輯』厚生省人口局、1943年、pp.17—18。〔 〕内引用者注。

木下1941は上に続けて「この人工中絶の中にどれだけが適正な適応のものであるかは不明であるが、恐らくは届出法の実施によつて……数字は、著しく減少するものと考えられる。」とした。

実際、実施初年度における中絶件数の届出は9ヶ月で13,567件にとどまった（青木1943）。

しかし、政府はこれをさらに減少させようとした。

### iii 中絶禁止の強化

国民優生法に基づく政府の妊娠中絶禁止の強化は、医師による医療目的の中絶の範囲、適応の厳格化という形をとった。

政府は1942（昭和17）年9月、「国民優生法に関する講習会」を開いたが、これは、「一般の開業医の方々には此の適応症の概念が徹底して居りません。……[このため]特にその方面の各権威者から御講義を願ふ」（青木1943）というものであった。

この講習会直後、第16条の届出が「前日迄」から「7日前迄」に引上げられた。これは、この「届出をすると、自分のやったことが之で正当化するかの如き誤解を持つ人があり」、「従来の前日迄では府県の衛生官憲が届出事項を精査する余裕が全然無く届出が単なる形式になる可能性が非常に多かったので、充分診査検討するに足りる日時を置いた」（同）のである<sup>30)</sup>。

さらに、この講習会で「他ノ医師ノ意見ヲ聴取」というのは、「他の医師の診断の結果に依る意見を聴取すること」、「意見を徴せられた医師は其の診断を診療録に記載すること」、病名欄は唯病名を書いたのではよく判らないので病状、進行程度、経過を詳細に記入、妊婦については妊娠月数を、本人の氏名だけでなく、職業、本籍、戸主との続柄を記入等々、細い新たな施行上の注意が徹底され、当局に対しても「厳重な取締を行ふべき」ことが述べられた（小田島 1943）。これらは、同年9月9日、国民優生法施行規則の改正という形で法制化された。この改正について、予防局長の各庁府県長官宛通牒には次の条項がみられる。

「六、生殖不能及妊娠中絶の届出が極めて多数に上るは人口政策上真に憂慮に堪へざる所なるも右は其の手術又は処置を簡単に考へ適當なる病名を附して届出れば之を可なりとし其の国家的重大性を認識せざる個人主義自由主義的思想に基くものと思料せられ寔に遺憾に堪へざるを以て今後は如何なる理由を附して届出るも医療上真に止むを得ざる場合の外は一切之を認めざること<sup>31)</sup>」

### iv 中絶禁止強化のもたらした問題とこれに対する抵抗

こうして、妊娠中絶の医学的適応についても厳しく制限されたが、とくに、結核が問題とされ、小田島1943は妊娠中絶の届出の半数が結核によるという東京府における統計を引いてその高さを問題にした。このため、「医師は中絶をきらい、そのため肺結核等の悪化を招き、遂に妊娠の犠牲となるものが少なくなかった」（太田1967, p.157）とされている。戦後、瀬木1947は妊産婦死亡（昭和16, 17, 18年の3ヶ年に於て各大学産婦人科教室及産婦人科主要病院にて死亡した妊産婦 2,610名）のうち死亡原因、「結核死亡が第二位を占めてゐる」（8.4%）として注意を促がし、「特殊の医学上の理想的保護が加へられない限り出産は結核の経過に悪影響を及ぼすことは大多数の場合に於て証明せられてゐるところであり、優生法による結核妊婦の人工流産の抑圧が、反動的に、そして不当に加へられてゐた……結核が妊産婦死亡の第二位の原因をなす国は世界に類がない。」とした（pp.193—194）。

30) 青木は1940年11月次のように説明しており、その変化が著しい。「この場合、許可を要するのではないのでこれは誤解せられないやうに単なる届出でありますから面倒ではないのです。」（青木1941a）

31) 『優生学』1942年11月号。

こうした妊娠中絶の問題に対して、1943（昭和18）年3月、日本婦人科学会は「人工妊娠中絶並に避妊手術の医学的適応基準」を決定し、一応の標準指針を与えた。ここでは、肺結核と妊娠との関係について「適正な治療を受け難き環境にあること」も含めて中絶の条件とした。また、1942年末に行行政改革にともない衛生事務は内政部に移管され警察行政から分離された。しかし、こうした措置が中絶禁止をどの程度緩和したかは疑問である<sup>32)</sup>。

医療目的の人工妊娠中絶の件数は、1943年が不明であるが、41年（9ヶ月）18,468、42年20,734、44年1,814、45年3,571、46年7,420、47年5,250と減少した（ここには女子の不妊手術の件数〔2～3割とみられる〕を含んでいる。高橋・牛丸1950, p.5).

#### (7) 国民優生法と避妊

国民優生法は避妊を直接禁止する条項を持っていないが、避妊禁圧法であるとされた。法成立直後（1940, 昭和15年6月）に厚生省予防局より出された小冊子『国民優生法概説』は次のように述べている。

「本規定〔医療行為の濫用取締, 第16条〕が第15条〔不法なる不妊手術及処置の禁止〕の規定と共に国民を蝕みつゝある人為的産児制限の思想に対し一大鉄槌を下し、健全なる素質を有する者の減少を阻止する重大なる意義を有する」(p.18)

このことを厚生省技師青木延春はさらに次のように解説している。

「国民優生法の今一つの重要事項は産児制限の防遏である。法第十五条と第十六条がその規定である。〔条文略, 注25とその本文参照〕法第十五条は不法な不妊手術又は処置の禁止であつて言はゞ不妊罪と云ふ様なものを初めて明確に規定したのである。……不妊手術処置については現在迄何等の規定がなかつたので或は是を不法でないと考へるものもあり、延いては産児制限思想の蔓延の基ともなつて居たのである。出産率の減少は健全者の産児制限がその主たる原因であることは誰しも疑ふ者のない程度に迄なつて居るのであつて此の防遏は人口問題上の最大目標である。国民優生法第十五条はかゝる行為が国家目的に添はざる所以を明かにし、就中手術や放射線照射による極端な方法を敲罰に処し以つて健全人口が人為的に減少するのを阻止せんとするのである。……これによって所謂避妊行為を根本的に否定し、国民の自覚と相俟つて健全人口増加に資する所が必ずや大であると思ふのである。」(青木1941 b, pp.408-9)

「国民優生法……は……所謂断種法の範囲に止まらず、広く避妊思想を排除して産児報国の精神を涵養せんとするものである。この意味に於て本法は総べての人口政策の基調をなすものとも言ふことが出来る。」(青木1940, p.1)

「法第十五条及び第十六条関係は刑法の墮胎禁止と相俟つて国民の産児制限思想を打破し健全者の増加を図らんとする目的に出たものであるから医師の側としても種々不便な点もあらうが進んで国策に協力して戴きたい。」(青木1941 b, p.415)

以上の解説を通じて明らかなことは、第1に、避妊が直接に禁止されたのではなく、法律を土台にしてその行為をもたらず「思想を打破」するとされたのであり、第2に、直接には医師への規制、避妊を普及する者としての医師の行動を制約するという形をとっていることである。

しかし、医師が避妊を普及することを直接禁止しなかったのはなぜか。これについては、医師が避妊を普及するための手段（器具等）についてはすでに取締が行われていて、それ以上の措置をとる必

32) 瀬木1947は「多数の正当の医師が不当の制約を受ける機会が減少し母親の生命が危険にさらされる度合もすくなくなった。」としている (p.192)。いずれにせよ、妊娠中絶をめぐる婦人科医師と行政との緊張した関係、とりわけ、妊娠中絶の審査が警察行政から衛生行政に移管されたことは、戦後、優生保護法の成立する基盤として注目すべきであろう。

要性が少なかった<sup>33)</sup>とともに、それを行うだけの準備はまだされていなかったためと思われる。

ともあれ、医師の立場からは「戦争が近づき間もなく産児調節そのものが禁止された」(太田1967, p. 324)とされる。この法律が避妊普及の禁圧の一環としていかに力を発揮したかを推察すべきである。

政府は1940年から、他方で国民大衆一般を相手にした優生結婚の運動を進め、この中で「結婚十訓」を定め、「10. 生めよ育てよ国の為」としたが、避妊を直接禁止する法律は作らなかった。

この理由はなぜか。それは、避妊という行為が罰則をもった法律によって規制することになじまないためだと思われる。つまり、避妊のためには、意志、技術、器具、医療サービスの4つが必要と考えられ、理想的にはこのすべてが必要であるが、極端に言えば意志だけがあれば可能であるからであろう。その意味で、「思想」に対する教育の運動という形がとられたと思われる。

厚生大臣吉田茂は「産児制限ノ黙認、…取締、不徹底ト云フヤウナ現在ノ状況」について次のように答弁した。

「ソレ等のコトヲ法律ヲ以テ取締ルト云フコトハナカ〜。……困難ナコトナノデゴザイマス、固ヨリ法制的取締ノ上ニ於キマシテモ、政府ハ十分ニ考究致シテ居ルノデゴザイマスケレドモ、是ハ一片ノ法律、規則ヲ以テ容易ニ取扱ヒ難イ、目的ヲ達シ難イ問題デゴザイマス、……健全ナル次代ノ国民ヲ多数ニ得ルト云フコトハ、現代ノ日本ノ国民ノ務デアリ、大切ナ御奉公ノ道デアルト云フ所以ノ考ヲ国民全般ニ徹底スルガ何ヨリモ大切デアラウカト思フノデアリマス」(1940年3月23日、貴族院)

また、厚生省の「国民優生法積義」(注27参照)は次のように述べている。

「現在ノ社会ニ於テハ本法ニ於テ規格スル方法以外ノ不妊方法モ行ハレテモ居ラウシ之ガ延イテハ人口問題ノ障害ニナツテ居ルトモ云ヘルダラウガ、本法ニ於テハ根本的ニ不妊ニスル最モ極端ナルモノヲ取締ラントスルノデ、其ノ他ノ方法ハ法律ヲ以テ之ヲ禁止スルコトハ行過ギト認メテ専ラ国民ニ対スル優生思想ノ啓発ヲ行ヒソノ目的ヲ達セントスルモノデアル。」

しかし、とにかく「産児制限そのものは、法律上放任行為である」(山崎1947, p. 223)とされたのである。以上のように、当時の避妊の禁圧の状況を評価する場合、避妊の普及と避妊そのものとの区別に注意することが重要であると思われる。

生活水準維持目的の避妊あるいは、いわゆる社会的適応の避妊を擁護する言論・出版はおそらく1940年半ばすなわち寺尾1940の発売禁止(注38参照)頃まではなんとか可能であったのではないかとと思われる。たとえば、堀辰郎は1938年5月『人工妊娠中絶と避妊』の増訂第4版(初版1929年)を出し、この中で、次のように述べている。

「現在の日本に於て社会的適応の下に避妊を許す可きか否かに就ては識者の意見が未だ必ずしも一致して居るとは云へない。併し真に経済的に悩みつゝある多産者に対しては本人なり家族なりの希望に由りては之れを許すは止むを得ぬと思ふ。」(p. 143)

しかし、40年5月国民優生法が可決された結果、避妊に対するこのような見解の表明は許されなくなったものと思われる、その意味で国民優生法の役割は決定的であったであろう。

戦後、館1947は次のように述べた。

「最近、世論において、あたかも国民優生法が産児制限の禁圧法規なるかのやうにいわれることもある。しかし、この法律が含む出生制限に関する手段は、「優生手術」、「生殖を不能ならしむる手術もしくは放射線照射」、「妊娠中絶」である。……これらは何れも産児制限〔子女出生の数と時間とを調節すること〕ではない。それ

33) これに対して、不妊手術については法律による規制はなかったし、妊娠中絶は刑法の墮胎罪だけによって押え切れない状態にあったものと考えられる。なお、不妊手術を受けること自体も当初不法と明示されていたが、法案でこれは削除された(注25参照)。

にもかかはらず今日の我が国において何故に産児制限に関して国民優生法が問題になるかといふことについては反省すべき重要問題だと思ふ。」(pp.40-41)

ここには、国民優生法が条文そのものによれば産児制限禁圧法ではないこと、逆にいえば人口増加の思想がそれを取りまいているとき、そうでありえたことが示されている。この法律を評価する場合とくに、法律を取りまく思想・社会の状況を見れば誤りやすいといえよう。

#### (8) 国民優生法の優生目的

国民優生法の本来の目的である「悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スル」ことについてはどうか。国民優生法は5種の疾患<sup>34)</sup>に本人または「四親等以内ノ血族」、子が罹つた場合で将来生まれる子供が「同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ」に本人が優生手術<sup>35)</sup>を受けることができる(第3条)というものである。手術は本人が配偶者等の同意を得て医師の証明書を添付し申請し、地方優生審査会の意見を徴し地方長官が決定する。このため、手続きは「繁雑難渋」(高橋・牛丸1950)とされた。本人の同意によらない強制申請(第6条)は当分施行が延期され(「国民優生法積義」注27文献)結局実施されなかった。これが行われるようになるのは1948年の優生保護法制定以後である。

疾患の範囲について寺尾1939は「強度且つ悪質」の文字は……実際には恐らく……厳格に解釈し、従って申請数は少いであらう。……実際に断種される員数の極めて少いであらうことは当然想像されるところである」とすでに批判していた。

以上のような理由によって、実際に優生手術の件数は寺尾の予想どおりきわめて少数にとどまり、1942年をピークとして減っていった。

表 国民優生法による優生手術実施状況

年次	1941 (昭16)	1942 (昭17)	1943 (昭18)	1944 (昭19)	1945 (昭20)	1946 (昭21)	1947 (昭22)
優生手術該当者調査数	4,959	5,014	5,248	426	1,440	4,050	445
優生手術実施数	94	189	152	18	1	59	25

(高橋・牛丸1950, p.4, 太田1967, p.158)

なお、優生目的の妊娠中絶は⑨で述べるように本法によっても許容されなかった。

結局、政府は本法による優生目的をそれほど重視しておらず、人口増加策およびそれをささえる思想が優生思想に反対する色彩が強くなるとともに優生手術が行いにくくなっていったものと推測される<sup>36)</sup>。こうした経緯をみると結局国民優生法による優生対策は同法のもうひとつの目的である人口増加策の名目であったとさえいえるかもしれない。

34) 1. 遺伝性精神病, 2. 遺伝性精神薄弱, 3. 強度且悪質なる遺伝性病的性格, 4. 強度且悪質なる遺伝性身体疾患, 5. 強度なる遺伝性畸形. 具体的にはさらに施行規則に定められた(青木1941b, p.383).

35) 生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ処置ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(第2条). 具体的には施行規則に明示.

36) 日本優生学会発行の雑誌『優生学』が1943, 昭和18年4月廃刊されたのも注意を惹く。同誌は最終号の「余瀝」で次のように述べている。「今日如何なる犠牲を払っても、戦争には勝抜かねばならぬ当然の帰結とは云ひ乍ら、万一浅薄な便乗、迎合主義の文化面に於て、正しい批判、真剣な開拓、建設面が放棄されんとする傾向があるとすれば、寔に喜ぶ〔悲しむ〕べきことである。大東亜共栄圏確立とか、八紘一宇の、日本主義完徹など云ふ言葉の内実には、永遠の生命を生かす、日本人自身の、魂の底を、科学的にも、人間的にも猛省せられんことを、千秋に憾みを残さぬやう熱望して置きたいものである。」(傍点引用者)

## (9) 国民優生法に対する反対論

### i 優生断種に対する反対論

青木1941 bは優生断種に対する17の反対説をあげ<sup>37)</sup>、これにそれぞれ反論を加えている。これらの多くは帝国議会で批判として出されたものであるが、ほとんどが人口増加を前提とした批判であることに注意を要する。たとえば、「本法案ガ遺伝学理ノ検討及其ノ応用ニ欠陥ノアルコト」を主張して反対した建部遯吾はその前に、「本案ハ我が国従来ノ系統生命尊重觀、寧ロ系統生命神聖觀ト云フモノニ新タニ一大決裂ヲ与ヘルモノデアリマス、是ヨリ致シテ産兒制限ノ惡傾向ニ拍車ノ加ルベキハ疑ナキコトデアリマス」と主張している。(1940年3月27日、貴族院)

こうして、「国民優生法が不人気であった原因は、主として「生めよ殖やせよ」との当時の時局の要請に沿わない点にあったことは明かである」(高橋・牛丸1950, p.3)という指摘さえ生じたのである。もちろん政府の意図はむしろ人口増加策の一環であったのだが、

しかし、確かに、寺尾1939のように政府の人口増加策に対して否定的もしくは消極的な立場から<sup>38)</sup>、「優生対策」を求めるものも存在していた。優生そのものにおける批判(8)参照)とともに「国民の素質」「人口素質」にとって、「各人が平等の保護と教育とに恵まれない現状の下に於ては、恐らく素質の優劣は寧ろ二次的な意義しかもち得ないのではあるまいか」とし、次のように批判した。

「斯かる根本的問題が政府によつて真剣に採り上げられたことについては衷心敬意を表さざるを得ない……併し同じ当局が斯かる法案と共に「産めよ殖せよ」の宣伝に浮身をやつしてゐるところを見ると、当局に果して確乎たる方針ありや否やは頗る疑問となってくる。現在の状態の下では多産は必ず多死と素質低下とを来さざるを得ないことは判り切つてゐる。」(p.38)

これは、「国民の素質」「人口素質」策を足がかりにして、人口増加策に対する批判を行ったものといえる。

また、優生学を支える思想(注15参照)に対し、反対する思想によって反対された。たとえば曾和義氏は、「民モ昔ニ迦レバ神ノ御末デアル、ソレヲ断種スルト云フコトハ、……徹頭徹尾猶太〔ユダヤ〕思想デアル」(1940, 昭和15年3月13日、衆議院)とした。こうした神国思想が有力になるにつれて、優生法の機能が停止させられていったものと考えられる。

### ii 優生目的の妊娠中絶の脱落

優生目的のため妊娠中絶を許容することは、荒川議員の法案および政府提出案の中にもりこまれていた。しかし、これは結局、衆議院で削除された。この理由は、第1には、「此ノ法案ニ依ッテ墮胎行

37) 「断種によって天才をも併せ失ふ事になる」「人類遺伝学は尚不十分である」「精神病の増加は遺伝よりも寧ろ社会環境の悪化に起因する」「遺伝率が僅少であるから断種法は犠牲が余りに大である」「断種は風俗を乱す虞がある」「断種法は階級意識を激化する」「断種法は家族制度を破壊する」「断種法は精神病悉く不治の遺伝病なりと国家が宣言することになる」「精神病患者が専門医を避けるため治療の機を失ふ」「断種法は精神病学の進歩を阻害する」「断種法は避妊を奨励する結果になる」「最近精神病の治療は目覚ましく進歩してゐるから断種は不必要である」「隔離によって充分目的が達せられる」「精神薄弱者と雖も社会生活に有能な場合がある」「医学的目的以外で人体を手術する事は冒瀆である」「外国断種法の真の目的は全然優生以外にある」「断種法の効果は不十分である」。

38) 寺尾1939は避妊を「母体の健康を害する場合」、「生活を低下せしめ家族の心身の維持発達を困難ならしめる場合」に加えて、「悪質の遺伝児を生む惧ある場合」是認すべきものとし、政府の避妊禁圧に反対した。この論文の趣旨は1940年7月発行の『日本人口論』(寺尾1940)に再録されている。これは発売禁止になったという。(「聞き書き日本人口論史第7回、人口論をねじ伏せた戦争」『世界と人口』No. 51, 1977年8月, p.31)

為ヲ、少クトモ三箇月以内ノ胎児処理ヲ奨励スルトハ何事デゴザイマスルカ」(北浦圭太郎, 1940年3月13日, 衆議院) というように、政府が墮胎を公認、奨励するという誤解を招くというもので、「産児制限ニ火ヲ点ケル所ノ点火作用ト云フコトヲ通ジテ、良質人口ノ増進」に「反逆の効果ヲ来」すこと(建部逯吾, 1940年3月23日貴族院)が心配されたのである。

第2には、「遺伝学的根拠」の問題である。安藤1943は優生目的の妊娠中絶が合法化されなかったことについて次のように解説している。

「現在の学問の程度ではまだ遺伝の法則に疑義がある、全く確実とは云へない。従つて我々が予想した通りの遺伝質を持つて生れないのであります。即ち予後の判定が不確実であります。故に遺伝的に健全な子供を亡くする場合があります。要するに今後はどうか知りませんが、現在に於ては妊娠中絶に対する優生学的適応は適法と認めて居ないのであります。」(安藤1943, p.305)

しかし、以上のように、文字通り遺伝学的根拠の薄弱性そのものを認めるとすると、不妊手術についても事情は全く同じである。結局、妊娠中絶のもつ問題性——これは不妊手術に比較して大きく、少くとも刑法にふれる——に対比して、それを越えるほどの根拠を遺伝学が与えることができないと考えられたというほうがより適切であろう。このことに関しては次のように考えられていた。

「妊娠中絶と云へば既に生命のあるものを人工的に流産させるのであるから、他の方策が妊娠以前に之を阻止せんとして居るのに対して全然別個の観念である。従つて此の問題には多くの批判す可き点があると思ふが、純理論的に見れば当然実施す可き事柄と言へる。勿論妊娠の月数が進み胎児が相当に成長した後では妊娠中絶は甚しい惨酷の感を与へるけれども、未だ妊娠の初期で概略三月を経過せざる以前に於いては胎児も殆んど形態を備へざる程度であるから惨酷とする感じも極めて薄いものとならう。妊娠幾月以前ならば之を許可するかと云ふ点に問題の岐路があると思はれる。」(「8月資料」p.23)

こうした議論に、実は人口増加に対する一般的な考え方が強く反映されるものと考えられる。このため、結局優生目的の妊娠中絶が容認されなかったといえる。戦後、人口増加に対する考え方が大きく変化した中で、優生保護法が制定の当初から優生目的の妊娠中絶を認めたことと対照的である。

#### (10) 国民優生法の人口増加策としての効果

国民優生法による産児制限禁圧が出生増加にどの程度貢献しえたかは第1にそれまでどの程度産児制限が行われていたかによる。妊娠中絶、避妊の普及程度に関してはいまのところ本稿に引用した程度の断片的な資料しか得られていないが、これらによればかなり普及していたとも考えられる<sup>39)</sup>。

しかし、結局、出生率の上昇がこの間どの程度生じたかを検討する必要がある。粗出生率でみた場

39) これは戦前の出生力低下に関する最近の研究成果(黒田1979, 野原1977)と矛盾するように見える。その原因として、ひとつにはこの時期の資料が産児制限・妊娠中絶の普及度を過大に示す傾向があるためともみられるが、第2には、最近の研究の方法上の問題もあると思われる。

産児制限の普及度の推定を出生率を通して行う場合、避妊の効果の低さとは別に、避妊・中絶の普及と併行的に妊孕力(妊娠・出産する医学的能力)が上昇してきたと考えられることに注意し、出生抑制の普及度を過小評価しないようにしなければならないと思われる。たとえば、出生率が一定であっても、その間妊孕力が上昇したなら出生抑制は進行したことをいみする。妊孕力の上昇を実際に測定するのは難しいが、そのある部分は死産率の減少で表わせる。1920年から1940年の20年間に普通出生率は36.2から29.4に6.8低下したが、この間に死産率(人口1000対)は2.6から1.4へ1.2低下した。荒ぼった対比であるが、これは普通出生率低下の2割にあたる。死産の届出漏れやその範囲の限度(妊娠4ヶ月以上)、死産以外の面を考えるならば、この間の妊孕力の上昇はさらに大きいと推定される。妊孕力の変化が考えられるとき有配偶出生率の低下だけによって結婚内出生抑制の程度を知るのは相当困難と考えられる。そのいみでたとえば、黒田1979のように有配偶出生率の低下ないしは差から「出生力コントロール」の程度を推定すること(p.127)には若干の検討が必要と思われる。野原1977についても同様である。なお、Mosk 1981は、1868～1925年についてであるが、日本における Natural Fertility の上昇を実証しようとしている。

合、結婚率の上昇（普遍化）も含まれるので、有配偶出生率をみるが、結婚持続期間別のその場合・産児制限の禁圧だけでなく、結婚の早期化の結果も含まれることに注意を要す。

本多1959は、第1次出産力調査（1940年）でえられた1939年ごろの結婚持続期間10～14年の1夫婦当り年間出生数0.21とくらべて、第3次出産力調査（1957年）でえられた1928～32年に結婚した夫婦が、結婚持続期間が主として10～14年ごろに動員、疎開等による平均10カ月余の別居期間をもっていたにもかかわらず、この期間におけるその数字は0.24または0.23と、「低いどころかむしろ高目でさえある」ことを見いだし、「戦争は夫婦の結婚生活を少なからず中断させたが、しかし戦時の経済的活況や思想的偏向はそれを補償してなおあまりあるくらい出産力の昂揚に作用したといえよう」と結論している（pp.5-6）。

## (II) ま と め

### i 国民優生法による人口の質政策と量政策

1938年の厚生省の創設にともない政府は人口増強策に乗り出だし、優生対策として国民優生法を法制化した。これは出生率維持増加策を開始するにあたっての前提とされたが、それ自身、不妊手術の新たな禁止、妊娠中絶禁圧の強化、避妊に対する思想的禁圧によって人口増強策の一環としての役割をも担った。

人口食糧問題調査会の人口統制方策の答申において避妊が公認される際の一つの契機となった優生論はここでは逆に避妊禁圧の役割を果たすことになった。優生論が人口増強論の高まりの中で変化、発展していったものといえる。こうして、優生対策と人口増強策とは矛盾しないだけでなく、人口増強策を背景として優生対策が実現し、また優生対策の形で人口増強策が実現したものといえる。しかし、人口増強策が本格化しそれをささえる思想が神国思想の色彩を濃くし、優生対策を支える思想と大きく矛盾する段階に至ると、優生対策は衰退していくことになる。

以上のような経過をいいかえると、人口増強策という人口の量政策の成立を前提としたときに優生対策が成立し、それが人口の質政策とされ、同時に、優生対策という人口の質政策の形でいっそう避妊が禁圧されることによって、本格的な人口増強策が開始されたといえる。こうして、人口の量政策と人口の質政策は密接不可分であるが、人口の量政策の上にはじめて人口の質政策なるものが成立しえたことを確認しておかねばならない。

### ii 出生制限の法的統制のもつ2つの側面

国民優生法は人口の量政策、人口増強策としての側面をもっているが、これは出生制限の法的統制という形で実現されている<sup>40)</sup>。具体的には、出生制限の手段である不妊手術、妊娠中絶を優生と医学的目的のために容認し（優生目的の妊娠中絶は脱落）、他の目的のためには容認しないという仕組みをもっている。人口の量政策が出生制限の法的統制という形をとる限り、その際に優生、医学等の他の目的（これが人口の質政策といわれる場合があるわけであるが）の処理を含まざるを得ないのである。したがって、この法的統制を出生制限を認める場合の目的の側からとらえることもできるのであって、国民優生法という名称もこうしたとらえ方で名づけられたものといえる。国民優生法が人口の量政策を含んでいることは、法文上直接明示されておらず、それが量政策でもあるといえるのは、出

40) これに関連して、村松・黒田1974の次の指摘は適格であると思われる。「国民優生法は人工妊娠中絶と不妊手術の法的な根拠を与えた。しかし、その全体としての目的はそれらに対する公的な制限をできるかぎり強化することであった。」(p.707, 筆者訳)なお、注28参照。

生制限の許される目的の範囲によって結果的に出生制限の量、つまりは出生の量が相当に規制されるということによる。このような事情は戦後の優生保護法をみるときにも重要であろう。つまり、このような出生制限の統制法規の目的の評価は、出生制限の許される目的に由来する法文上に示された目的だけでなく、その出生制限の許容の結果による出生制限の量、出生の量によっても評価されることが必要である。このような「量」的な結果の容認ぬきに「質」目的の容認が成立すると考えるのは困難だからである。

## 文 献

- 青木 延春, 「優生手術について」, 『人口問題研究』, 1巻5号, 1940年8月。  
———, 「国民優生法の対象たる疾患について」, 『国民資質・国民生活——紀元二千六百年記念 第四回人口問題全国協議会報告書(下)』, 人口問題研究会, 1941年5月(a)。  
———, 『優生結婚と優生断種』, 龍吟社, 1941年11月(b)。  
———, 「国民優生法の技術的方面」, 青木延春編, 『妊娠中絶適応症並に遺伝性疾患解説』, 金原商店, 1943年12月。
- 安藤 晝一, 「妊娠中絶及不妊手術の産婦人科的適応症並に女性優生手術々式(昭和16年10月講演)」, 青木編前掲書, 1943。
- 石井 了一, *Population Pressure in Economic Life in Japan*, London 1937。
- 市原 亮平, 「人口政策」, 『大月経済学辞典』大月書店, 1979年。
- 太田 典礼, 『墮胎禁止と優生保護法』, 経営者科学協会, 1967年5月。  
———, 『日本産児調節百年史』出版科学総合研究所, 1976年1月, (旧版1969年)。
- 大淵 寛・森岡 仁, 『経済人口学』, 新評論, 1981年6月。
- 岡崎 文規, 「日本における優生政策とその結果について」, 『人口問題研究』, 第61号, 1955年8月。
- 小田島助吉, 「国民優生法の解説」, 青木編前掲書1943。
- 木下 正中, 「優生法と妊娠人工中絶」, 『日本医事新報』, 第983号, 1941年7月5日, p.2698。
- 黒田 俊夫, 『日本人の転換構造 [増補版]』, 古今書院, 1979年, (旧版1976年)。
- 小林 和正, 「日本の人口政策」『現代日本の家族政策』(講座家族一政策と法2), 東大出版会, 1976年。
- 白木 正博, 「人工妊娠中絶に関連しての所感」, 『日本医事新報』, 第983号, 1941年7月5日, p.2698。
- 瀬木 三雄, 「母性保護からみた産児制限」, 安藤晝一編, 『産児制限の研究』, 日本臨牀社, 1947年2月。
- 高橋勝好・牛丸義留, 『人工妊娠中絶の諸問題——改正優生保護法詳解』, 日本医事新報出版部, 1950年。
- 館 稔, 「人口問題からみた産児制限」, 安藤編前掲書1947。
- 寺尾 琢磨, 「断種法の理念とその人口政策的意義」, 『三田学会雑誌』, 33巻12号, 1939年12月,  
———, 『日本人論』, 慶応出版社, 1940年7月。
- 中川米造・丸山博責任編集, 『日本科学技術史大系・第25巻, 医学2』(日本科学史学会編), 第一法規出版, 1967年。
- 中村桂子・米本昌平, 「現代社会と遺伝学——第二段階に入る遺伝操作論争——」, 『世界』, 1980年3月, pp.225-238。
- 野原 誠, 「わが国戦前, 戦後の出生率低下の比較分析」, 『人口問題研究所年報』, 1977年, pp.26-29。
- 廣嶋 清志, 「現代日本人口政策史小論——人口資質概念をめぐる(1916~1930年)——」, 『人口問題研究』, 第154号, 1980年4月, pp.46-61。
- 堀 辰郎, 『人工妊娠中絶と避妊』, 診断と治療社出版部, 1938年5月(初版1929年)。
- 本多 竜雄, 「昭和32年第3次出産力調査結果の概要」, 『人口問題研究』, 第77号, 1959年。
- 村松 稔・黒田俊夫, "Japan", Bernard Berelson ed. *Population Policy in Developed Countries*, 1974。
- Mosk, C., "The Evolution of the Pre-modern Demographic Regime in Japan", *Population Studies* 35-1, March 1981, pp.28-52。
- 山崎 佐, 「法制上からみた産児制限」, 安藤編前掲書1947。
- 吉田 忠雄, 「日本の人口政策の展開」, 南亮三郎・上田正夫編『世界の人口政策と国際社会』(人口学研究シリーズII), 千倉書房, 1976年12月。

Essay on the History of Population Policy in Modern Japan (2) —  
Population Policy on Quality and Quantity in National Eugenic Law

Kiyosi HIROSIMA

After the outbreak of the Chino-Japanese war in 1937, the Japanese government established the Ministry of Health and Welfare and adopted in 1938 the policy of population increase. The government at once began to formulate the National Eugenic Law which was promulgated in 1940 and was put in force in 1941.

The original form of the law was first prepared by the members of the Imperial Diet since 1934. It did not include any prohibition of sterilization and abortion in general. But before the government submitted the bill to the Diet and even after its enforcement, the restriction on birth control had gradually been strengthened. The law not only admitted sterilization to prevent the increase of the inferior descendants from the eugenic point of view, but prohibited generally the sterilization, and strictly limited induced abortion. At the same time it was used as the strong support for the suppression of contraception without any articles referring to contraception, but only from the thought expressed in the law.

The eugenic movement advocated the inhibition of contraception as means of eugenics because it feared the counter-selection through the diffusion of contraception only among the intelligent or superior. In 1920's the eugenic movement in Japan advocated the contraceptives as eugenic means, but then it transformed itself to adapt to the policy of population increase and assisted to suppress the birth control including abortion. Thus eugenic measures were realized as a law when they were combined with the policy of population increase and reversely saying, a policy of population increase were realized as a eugenic law.

Many criticisms and objections were posed by the members of the Imperial Diet. Their opinions were almost all originated from the population increasing intention though the government also set it the bill. Some opposed the thought of eugenics from the thought of Shintoism. When this thought became prevailing in the final years of the World War II, the eugenic function of the law was ceased.

This law created the tension between the obstetricians and the government concerning induced abortion. The Japan Association of Obstetrics made the standard for medical application of induced abortion in 1943 and the government altered the judging authority from police administration to that of hygiene in 1942. The Eugenic Protection Law which was published in 1948 after the War had to release that tension in the field of maternal health in accordance with the general acceptance to slowdown population growth. But the law incorporated the same cautiousness to the contraception. These traits of the law, which were derived from National Eugenic Law, strongly affected the mode of the rapid fertility decline in Japan after the War.

## わが国の世帯統計(2)

— 世帯主概念をめぐって —

山本千鶴子

### 1 はじめに

世帯の人口学的な分析や推計を行なうにあたって、世帯主の年齢別の世帯統計が多く用いられる。しかし、世帯主の定義は調査によって違いがある。したがって、いくつかの調査結果を用いて分析するには、そのような定義上の差異が、世帯の人口学的分析にどのような影響をもたらすのかを検討しておく必要がある。そのために、まずはじめに各種の調査で、世帯主に関してどのような定義が用いられているかを整理し、次にそれぞれの定義による世帯数がどうなっているか、世帯主の年齢構成がどうなっているかを調べてみることにする。

本稿で比較検討の対象にする世帯統計としては、前回<sup>1)</sup>分析に用いた「国勢調査」、「住民基本台帳にもとづく全国人口・世帯数表」、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」、の5つの調査の外に「全国消費実態調査」をとり上げた。

### 2 世帯主とは何か

#### (1) 調査票の記入段階における世帯主の定義

それぞれの調査において、世帯員の中から世帯主を特定するために、どのような指示・説明がなされているのであろうか、これを調査対象者(又は届出者、以下略す)が調査票(あるいは住民票、以下略す)を記入する段階と、調査票の集計段階との2つに分けてみてみた。

調査対象者が調査票を記入する段階については、調査票に世帯主の定義や指示があるものは、どの調査にもみあたらなかった<sup>2)</sup>。したがって、調査票を記入する段階では世帯主は調査対象世帯の申告にまかされているものといえよう。

#### (2) 調査票集計段階における世帯主の定義

次に、世帯に関する集計結果表をみると、世帯主の定義は次の2つに分けられる。第1は、申告にもとづく世帯主による集計表であり、第2は、「世帯の主たる生計維持者」による集計表である。この

1) 山本千鶴子、「わが国の世帯統計」、『人口問題研究』、第151号、1979年7月。

2) ただし、各調査の政令や通達の段階においては次のような記述がみられる。「国勢調査」においては「『世帯主』とは、世帯(第4項第3号の規定〔寄宿舍等に住んでいる単身者で住居を共にしているものの集まり。筆者注〕による世帯を除く。)を主宰する世帯員をいう。」となっている。(政令第98号国勢調査令第2条第6号。)また、「住民基本台帳」の通達の中には「世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。単身世帯にあっては、当該単身者が世帯主となる。(中略)なお、『その世帯を主宰する者』とは『主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者』と解する。」となっている。(自治省行政局振興課編集、『住民基本台帳法令・通達集付印鑑登録証明事務処理要領・実例』、昭和56年版、56ページ。)

「世帯の主たる生計維持者」は、次のように、調査によって定義が異なっている。「国勢調査」の世帯の経済構成に関する集計では、「(前略)、世帯主が就業者でなく、他の就業者に親族がいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした<sup>3)</sup>。」「住宅統計調査」においては、「世帯の主な働き手」という言葉を使っている。この「世帯の主な働き手」とは、その世帯の働き手のうち家計の主たる収入を得ている人<sup>4)</sup>である。「就業構造基本調査」では、「世帯主……世帯の生計の主な担当者をいう<sup>5)</sup>。」と定義されている。しかし、老人等名目上の世帯主が記入されている場合でも世帯主を訂正しないことにしている。「厚生行政基礎調査」では「最多収入者」という定義をしており、「最多収入者」とは、「調査日前1か年間に、世帯員中最も多く収入を得た者をいい、もし、収入を得た者が1人もいないような場合は、世帯主を最多収入者とみなしている<sup>6)</sup>。」又、「全国消費実態調査」では「世帯主とは、名目上の世帯主でなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう<sup>7)</sup>。」と定義し、世帯員中、誰も収入を得た人がいない場合は、申告された世帯主としている。

以上述べたことをまとめると、調査対象者が調査票を記入する段階では世帯主に関して、何らの指示がなく、世帯主に関する集計のほとんどは調査対象世帯の申告にまかされている。しかし、世帯の経済的屬性分布についての集計では「世帯の主たる生計維持者」を中心に集計がなされている。すなわち、申告された世帯主が就業者あるいは生計担当者であれば申告された世帯主をそのまま、そして申告された世帯主が就業者あるいは生計担当者でない場合は、その定義に該当する親族がその世帯にいれば、その人を世帯主とみなしている。

したがって、同一の調査であれば、第1の申告にもとづいて得られた世帯主総数と第2の「世帯の主たる生計維持者」である世帯主総数とでは、同じになることは明らかである。しかし、年齢別あるいは家族類型別にみると、どの世帯員が世帯主になるかによって世帯主の年齢構成が変ってくる。そこで申告にもとづく世帯主と「世帯の主たる生計維持者」の両者について集計が公表されている調査からこの点について調べてみることにする。

### 3 世帯主の定義の違いによる世帯統計への影響

#### (1) 世帯主の定義の差が年齢別世帯主数に及ぼす影響

すでにみてきたように、申告された世帯主が就業者や生計担当者でなく、その親族世帯員の中にそれらに該当する人がいる場合、その親族世帯員を「世帯の主たる生計維持者」とみなしている。したがって、定義の上からすると、「世帯の主たる生計維持者」といっても、就業者や生計担当者に該当しない世帯主まで含むことになる。そこで、次に申告された世帯主と「世帯の主たる生計維持者」において、どの世帯員が世帯主になるかによって年齢構成がどのように変ってくるかをみることにしよう。

表1は昭和50年の「国勢調査」の調査票に記入された年齢別世帯主数を、表2は「世帯の主たる生計維持者」の数を年齢別に示したものである。表3は、世帯主数を年齢階級別家族類型別に表2から表1をさし引いた数で、普通世帯総数では、それぞれ0となっている。

3) 総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第2巻全国編(全数集計結果)』, 1977年8月, VIページ。

4) 総理府統計局、『日本の住宅, 昭和53年住宅統計調査の解説』, 504ページ, 1981年3月。

5) 総理府統計局、『就業構造基本調査報告, 昭和54年全国編』, 3ページ, 1980年10月。

6) 厚生省、『厚生行政基礎調査報告, 昭和54年』, 192ページ, 1980年8月。

7) 総理府統計局、『全国消費実態調査報告, 昭和54年, 第1巻家計収支編(2人以上の普通世帯), その1全国』, 6ページ, 1981年3月。

表1 年齢別・世帯の家族類型別「申告による世帯主」数：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	31,310,945	27,003,125	20,040,800	6,962,325	68,105	4,239,715
15歳未満	1,655	460	25	435	35	1,160
15～24	1,811,565	559,420	440,970	118,450	17,965	1,234,180
25～34	6,868,500	5,812,580	5,063,945	748,630	14,115	1,041,810
35～44	7,823,385	7,425,705	5,793,555	1,632,150	6,475	391,210
45～54	6,782,155	6,304,350	4,508,200	1,796,150	9,235	468,570
55～64	4,659,955	4,136,975	2,697,485	1,439,490	9,385	513,590
65～74	2,628,750	2,208,530	1,239,955	968,575	7,100	413,120
75～84	676,450	515,220	275,265	239,960	3,240	157,985
85 ≤	58,530	39,890	21,400	18,490	560	18,081

出所：総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻（20%抽出）その1，第2部』，第1表，2～3ページ。

表2 年齢別・世帯の家族類型別「世帯の主たる生計維持者」数：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	31,310,945	27,003,125	20,040,800	6,962,325	68,105	4,239,715
15～24	2,000,740	748,590	587,105	161,490	17,965	1,234,180
25～34	7,329,890	6,273,965	5,323,420	950,545	14,115	1,041,810
35～44	8,118,220	7,720,535	5,860,405	1,860,130	6,470	391,215
45～54	6,868,985	6,391,175	4,503,265	1,887,915	9,235	468,570
55～64	4,340,720	3,817,740	2,506,785	1,310,950	9,385	513,595
65～74	2,126,820	1,706,600	1,026,400	680,200	7,100	413,120
75～84	483,990	322,760	217,175	105,585	3,245	157,985
85 ≤	39,980	21,340	16,230	5,110	560	18,080

出所：総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻（20%抽出）その1，第2部』，第25表，816～820ページ。

表3 「申告の世帯主」と「世帯の主な生計担当者」の差：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数	A 親族世帯	I 核家族世帯	II その他の親族世帯	B 非親族世帯	C 単独世帯
総数	0	0	0	0	0	0
15～24	189,175	189,170	146,135	43,040	0	0
25～34	461,390	461,385	259,475	201,915	0	0
35～44	294,835	294,830	66,850	227,980	△	5
45～54	86,830	86,825	△ 4,935	91,765	0	0
55～64	△ 319,235	△ 319,235	△ 190,700	△ 128,540	0	5
65～74	△ 501,930	△ 501,930	△ 213,555	△ 288,375	0	0
75～84	△ 192,460	△ 192,460	△ 58,090	△ 134,375	5	0
85 ≤	△ 18,550	△ 18,550	△ 5,170	△ 13,380	0	0
Σ	55	35	10	30	0	5
△だけのΣ	△ 1,032,175	△ 1,032,175	△ 472,450	△ 564,670	△ 5	0
+だけのΣ	1,032,230	1,032,210	472,460	564,700	5	5

次に、世帯主の定義の差が世帯主の年齢構成に及ぼす影響をみると、15～54歳の若い世帯主では「世帯の主たる生計維持者」の数が申告による世帯主の数を上回り、55歳以上の年齢階級では反対に、申告による世帯主数が「世帯の主たる生計維持者」数よりも多い。世帯主に関する定義の差による申告の世帯主数と「世帯の主たる生計維持者」数との差は103万人で、55歳以上ではその数だけ申告による世帯主が多く、その反対に54歳未満ではその数だけ「世帯の主たる生計維持者」が多かった。以上のことは、親族世帯員が複数同居している親族世帯のみについて言えるのであって、親族世帯員が1人の非親族世帯、単独世帯については問題とならない。

要するに、昭和50年「国勢調査」結果によると、普通世帯総数のレベルにおいては世帯主の定義による差はなかった。そして、世帯主の定義の差による世帯主の年齢構成における影響は103万人であり、それは普通世帯全体の3.3%の割合であった。

(2) 非就業者世帯主数および非就業者世帯主数の中で他の親族員が就業者の世帯数

前節では申告の世帯主と「世帯の主たる生計維持者」の年齢構成の差をみてきた。その結果、15～54歳の年齢階級における「世帯の主たる生計維持者」と申告世帯主数との差と、55歳以上の年齢階級におけるその差とでは相殺された形となっている。そこで、次に申告された世帯主の中に非就業者（「就業構造基本調査」は無業者、以下略）がどの程度存在するか、また世帯主が非就業者であるが、他の親族世帯員が就業者（「就業構造基本調査」は有業者、以下略）である世帯は何世帯あるかを「国勢調査」と「就業構造基本調査」によってみてみよう。

まず最初に、非就業者の世帯主がどの位いるかをみてみよう。昭和50年の「国勢調査」ではそれは表4の(2)欄と(8)欄の合計で、それによれば378万である。これは普通世帯全体の12.1%、世帯員が2人以上の普通世帯全体の14%にあたっている。また、昭和54年の「就業構造基本調査」では世帯主が無業者の世帯は307万世帯であり、一般世帯（世帯人員が2人以上の世帯）に対する割合は10.8%で、昭和50年の「国勢調査」よりも3.2%多い。

次に、世帯主が非就業者の世帯で、他の親族世帯員が就業者の世帯は何世帯あるだろうか。そのために、まず就業者世帯数を求めよう。「世帯の主たる生計維持者」数から、世帯主が非就業者の世帯

表4 非就業者世帯数及び世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯：昭和50年 男女計

年齢階級	普通世帯総数 (1)	非就業者世帯 (2)	分類不能の世帯 (8)	就業者世帯 (4)=(1)- {(2)+(3)}	世帯主が就業者の普通世帯数 (5)	世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯 (6)=(4)-(5)
総数	31,310,945	2,293,150	53,865	28,963,930	27,473,280	1,490,650
15～24	2,000,740	521,639	2,685	1,476,416	1,278,980	197,436
25～34	7,329,890	192,340	13,685	7,123,865	6,642,740	481,125
35～44	8,118,220	188,310	14,470	7,915,440	7,571,515	343,925
45～54	6,868,985	179,085	11,835	6,678,065	6,413,735	264,330
55～64	4,340,720	354,220	7,790	3,978,510	3,819,640	158,870
65～74	2,126,820	554,220	2,850	1,569,750	1,527,765	41,985
75～84	483,990	270,985	345	212,660	209,760	2,900
85≦	39,980	30,745	10	9,225	9,145	80

出所：(1) 総理府統計局、『昭和50年国勢調査報告第5巻、第1部 その2』、第25表、816～820ページ。

- (2) 同上
- (3) 同上
- (5) 同上

表26、822ページ。

数と分類不能の世帯数をひいた残りの世帯数（表4の(4)欄）は、就業者世帯数を示している。この就業者世帯数の中には、世帯主が就業者の世帯数と、世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯数との両方が含まれている。そこで、世帯主が非就業者で、他の親族世帯員が就業者の世帯数がどれ位あるのかをみるために、就業者世帯数から世帯主が就業者の世帯数をさしひいた。その数は、昭和50年「国勢調査」では150万世帯（表4の(6)欄）で、普通世帯数全体の4.8%、2人以上の普通世帯数の5.5%にあたる。昭和54年の「就業構造基本調査」においては、世帯主が無業者で親族世帯員が有業者の世帯は、約301万世帯で、世帯人員が2人以上の一般世帯全体の10.5%である。

以上みてきたように、世帯主の定義の差が年齢別世帯主数に及ぼす影響は、昭和50年の「国勢調査」では103万世帯で、普通世帯全体の3.3%であった。又、世帯主が非就業者の世帯は、昭和50年の「国勢調査」では378万世帯、昭和54年「就業構造基本調査」では307万世帯で、世帯人員が2人以上の世帯に対して、「国勢調査」は14%、「就業構造基本調査」は11%で、両者の差は余りなかった。そして又、世帯主が非就業者で、親族世帯員が就業者の世帯は昭和50年の「国勢調査」では約150万世帯で、昭和54年の「就業構造基本調査」では「国勢調査」の2倍の300万世帯であった。世帯人員が2人以上の普通世帯に対しての割合は「国勢調査」は約6%で、「就業構造基本調査」は約11%であった。

#### 4 まとめと課題

本稿ではいろいろな世帯統計において用いられている世帯主の定義について、調査票を記入する段階と世帯票集計段階とに分けて検討してきた。世帯票を記入する段階においては、とり上げた6つの調査統計はすべて世帯主の定義の指示はなく、調査対象世帯の申告によるものであった。世帯票が集計される段階においては、「世帯の主たる生計維持者」を世帯員の中から特定するために申告された世帯主が就業者、あるいは生計担当者であれば申告された世帯主をそのままとり、申告された世帯主が非就業者、あるいは生計担当者でなければ親族世帯員の中からそれに該当する人を選んで世帯主に代わるものとしている。このようなとり扱いは「国勢調査」、「住宅統計調査」、「就業構造基本調査」、「厚生行政基礎調査」、「全国消費実態調査」に共通していた。「国勢調査」における、申告世帯主数と「世帯の主たる家計担当者」数と比較すると、世帯主の定義の差による年齢構成への影響は約100万人で、普通世帯全体の3%で、余り大きい影響はなかった。世帯主が非就業者の世帯は「国勢調査」、「就業構造基本調査」ともに300万台で、それは世帯人員が2人以上の世帯に対して約10%の割合であった。世帯主が非就業者で他の親族世帯員が就業者の世帯数は「国勢調査」では約150万世帯で、「就業構造基本調査」は「国勢調査」の2倍となっている。これは世帯人員が2人以上の世帯に対して、それぞれ、6%、11%であった。

# 資 料

## ふたごの出産率と死産率, 1975年~1978年

今泉 洋子・三田 房美

### I はじめに

わが国の人口動態に複産の記録が記載され始めたのは、1923年（大正12年）からで、それ以降1942年まで、1951年（昭和26年）から1968年までの間、および1974年である。しかしながら、戦前における複産の届出は完全なものではなく、戦後におけるふたごの出産率の50~60%にしか相当しない<sup>1)</sup>。

今泉ら<sup>2-3)</sup>は1951年—1968年の人口動態統計および1975年に統計情報部が実施した「人口動態社会経済面調査—複産<sup>4)</sup>」の個票を用いて、ふたごの出産率におよぼす母年齢、出産順位、受胎の季節、職業などの影響について報告した。また、今泉ら<sup>5)</sup>は同じ資料を用いて、ふたごの死産率におよぼす母年齢、出産順位、妊娠期間、出産の季節、職業などの影響について報告した。

本報告の目的は、1975年以降人口動態統計に、ふたご統計の記載がないので、この欠陥を埋めるために概略的なふたご出産の資料を資するものである。

本来、ふたご統計は一对のふたごを単位としているが、本報告ではふたごである個人を単位とした。本報告で用いた資料は、日本全国における1975年から1978年の人口動態統計の出生票および死産票テープから、ふたごを抽出して作成した統計表に基づくものである。これらの資料を用いて、ふたごの出産率におよぼす母年齢の影響およびふたご出産率の地域比較を行った。さらに、ふたごの死産率におよぼす母年齢および職業の影響、ふたごの死産率の地域比較も行った。

### II ふたごの出産率

表1はふたごの出産率の年次推移を示している。ふたごの出産率は、ふたご出産数を2で除した後に全出産数で除すことにより推定した。ふたごの出産率は1,000出産当り6前後である。

表2は母年齢別ふたごの出産数と出産率を示している。ふたごの出産率(1,000出産当り)は母年齢が20歳未満で4.8から徐々に増加し、35—39歳

表1 ふたご出産率の年次推移

年次	ふたご出産数	全 出 産 数	ふたご出産率* (千出産当り)
1975	23,610	2,003,302	5.89
1976	22,537	1,934,547	5.82
1977	22,953	1,850,347	6.20
1978	22,188	1,796,106	6.18

\* ふたご出産率の計算は、ふたご出産数を2で除した後に全出産数で除した。

- 1) 今泉洋子, 「わが国の複産の動態」, 『厚生指標』, 第27巻4号, 1980年, p.12—17.
- 2) Y. Imaizumi, et al., "Analysis of multiple birth rates in Japan. I. Secular trend, maternal age effect, and geographical variation in twinning rates", *Acta Genet. Med. Gemellol.*, Vol. 28, 1979, pp. 107-124.
- 3) Y. Imaizumi, et al., "Analysis of multiple birth rates in Japan. V. Seasonal and social class variations in twin births", *Jpn. J. Human Genet.*, Vol. 25, 1980, pp. 299-307.
- 4) 厚生省大臣官房統計情報部, 『昭和50年度・人口動態社会経済面調査報告—複産』, 1977, 108 p.
- 5) Y. Imaizumi, et. al., "Analysis of multiple birth rates in Japan. II. Secular trend and effect of birth order, maternal age, and gestational age in stillbirth rate of twins", *Acta Genet. Med. Gemellol.*, Vol. 29, 1980, pp. 223-231.

で最高値 6.8 に達し、その後減少に転じている。

表 3 は年次別、都道府県別、性別ふたごの出生児数と死産胎児数を示している。この表の数字を用いて、9 地方区別にみたふたごの出産率の推定を行った(表 4)。一番高いふたごの出産率(1,000 出産当り)は東北地方(6.4)、一方、一番低い値は近畿地方(5.8)で得られた。全般的にみると、東日本で高く西日本で低い東高西低を示している。

表 2 母年齢別ふたごの出産率, 1975年—1978年

母年齢(歳)	ふたご出産数	全 出 産 数	ふたご出産率* (千出産当り)
—19	786	81,933	4.80
20—24	18,815	1,719,902	5.47
25—29	50,070	4,128,647	6.06
30—34	17,285	1,325,371	6.52
35—39	3,780	279,040	6.77
40—	550	49,205	5.59
不詳	2	204	—
計	91,288	7,584,302	6.02

### III ふたごの死産率

表 5 は年次別にみた男女別ふたごの死産率を示している。男女共に、ふたごの死産率は年次と共に減少している。男子および女子のふたご死産率の平均値は、それぞれ 12.8% と 9.4% である。いずれの年次においても、男子は女子の死産率より有意に高い値を示した。

\* ふたご出産率の計算は、ふたご出産数を 2 で除した後に全出産数で除した。

表 6 は市郡別にみたふたご死産率を示している。いずれの年次においても郡部の方が市部より高い死産率が得られた。市郡別死産率の平均値は、それぞれ 11.9% と 12.5% で両者間で統計的有意差が得られた。

表 7 と図 1 は母年齢別ふたごの死産率を示している。死産率は母年齢が 20 歳未満(33.3%) と 40 歳以上(35.8%) で高い値を示し、25—29 歳(10.5%) で最低値を示す。すなわち、ふたごの死産率と母年齢との関係は U 字型を示している。図 1 はふたごと一般集団における死産率と母の出産時年齢との関係を示している。両集団共に母年齢が 25—29 歳で一番低い死産率を示し、ふたごの死産率は一般集団の値より 3 倍も高い。一方、母年齢が 20 歳未満と 40 歳以上においては、ふたごおよび一般集団の死産率は共に高いが、前者は後者の 1.1 倍高い程度である。

表 8 と図 2 は職業別ふたごの死産率を示している。世帯の職業分類は、6 つに分類されている。すなわち、I は専業農家世帯、II は兼業農家世帯、III は自営業者世帯、IV は常用勤労者世帯 I (ホワイトカラー)、V は常用勤労者世帯 II (ブルーカラー) および VI はその他の世帯を示している。表 8 から、一番高い死産率はその他の世帯で 19.7%、次いで専業農家世帯で 15.2% である。一方、一番低い死産率はホワイトカラー世帯で 10.5%、兼業農家世帯で 10.8% である。6 種類の職業についてふたご死産胎数の観測値と期待値の比較をしたところ、ふたご死産率は職業間で有意差が得られた ( $\chi^2_6 = 426.28$ )。

表 9 は妊娠期間別ふたごの死産率を示している。ふたごの死産率は妊娠期間第 4 ケ月、第 5 ケ月では 100%、第 6 ケ月で 98.3%、第 7 ケ月で 75.7%、第 8 ケ月で 27.1%、第 9 ケ月で 6.3%、第 10 ケ月以上で 2.6% と減少している。

次に、表 3 の数字を用いて、9 地方区別のふたごの死産率を計算した(表 10, 図 3)。一番高いふたごの死産率は四国地方(13.3%)で、次に九州地方(12.7%)である。一方、一番低い死産率は沖縄地方(9.4%)で、次に中部地方(11.4%)、中国地方(11.7%)である。ふたごの死産率は 9 地方区間で有意差が得られた ( $\chi^2_8 = 20.2$ )。ところが、沖縄地方を除くと、ふたごの死産率は 8 地方区間では有意差が得られなかった。なお、図 3 から明らかなように、一般集団でも、沖縄地方の死産率は特に低いことがわかる。

#### IV 考 察

1 卵性ふたごの出産率は人種差や地域差がみられず、どの人種でもほぼ  $4 \times 10^{-3}$  である。一方、2 卵性ふたごの出産率は人種差が大きく、これまでに報告されている中で一番高い値は、西ナイジェリア黒人で1,000出産あたり42<sup>6)</sup>、カリフォルニアにおける白人は6.7<sup>7)</sup>、中国人は2.2<sup>7)</sup>、日本人は2.3<sup>2)</sup>と非常に異なっている。このように2 卵性ふたごの出産率が人種により異なる理由として、Milham<sup>8)</sup>は性腺刺激ホルモン (gonadotropin) 分泌量と2 卵性ふたごの出産率の間の正相関関係を指摘した。Nylander<sup>9)</sup>はナイジェリア婦人とイギリス婦人の血清中 gonadotropin 量を測定し、前者の方が後者より高い値であることを報告した。また、相馬ら<sup>10)</sup>は日本人女性の gonadotropin 量はナイジェリア婦人よりかなり低い分泌量であることを報告した。Bulmer<sup>11)</sup>は gonadotropin の分泌量が2 卵性ふたごの出産率に影響をおよぼす重要な要因であろうと述べている。

1 卵性ふたごの出産率の年次変化は、ほとんどの国においてみられない。一方、2 卵性ふたごの出産率は年次と共に低下している。わが国<sup>2)</sup>における2 卵性ふたごの出産率は1955年以降低下している。米国<sup>12-13)</sup>、カナダ<sup>14)</sup>およびオーストラリア<sup>15)</sup>では1920年代の後半から1960年代にかけて、スコットランド<sup>16)</sup>では1950年代の後半から1960年代にかけて低下がみられた。同じく、ハンガリー<sup>17)</sup>、ベルギー<sup>16)</sup>、デンマーク<sup>16)</sup>、オランダ<sup>16)</sup>、イタリア<sup>16)</sup>、ニュージーランド<sup>16)</sup>、ノルウェー<sup>16)</sup>、スウェーデン<sup>16)</sup>およびスイス<sup>16)</sup>でも1960年代に2 卵性ふたごの出産率は低下している。ふたごの出産率の減少は、高年齢母の出産が減少したことによるものと思われる。

今泉ら<sup>2-3)</sup>は1974年に出生した12,392組のふたごの資料を用いて、卵性別ふたごの出産率と母の出産時年齢、出産順位、受胎の季節および世帯主の職業との関係を報告した。その結果、2 卵性ふたごの出産率は母の出産時年齢、出産順位および受胎の季節に依存するが、世帯主の職業とは無関係であった。一方、1 卵性ふたごの出産率は、これらの要因に対して、僅かではあるが2 卵性ふたごの出産率と同じ傾向を示した。

井上ら<sup>18)</sup>は母の出産時年齢と出産順位のどちらの方が1 卵性および2 卵性ふたごの出産率に影響を

- 6) P. P. S. Nylander, "The frequency of twinning in a rural community in Western Nigeria", *Ann. Hum. Genet.*, Vol. 33, 1969, pp. 41-44.
- 7) P. W. Shipley, et al., "Frequency of twinning in California: Its relationship to maternal age, parity and race", *Amer. J. Epid.*, Vol. 85, 1967, pp. 147-156.
- 8) S. Milham, Jr., "Pituitary gonadotropin and dizygotic twinning", *Lancet*, Vol. 2, 1964, p. 556.
- 9) P. P. S. Nylander, "Serum levels of gonadotrophins in relation to multiple pregnancy in Nigeria", *J. Obst. Gynaecol. Br. Commonw.*, Vol. 80, 1973, pp. 651-653.
- 10) H. Soma, et al., "Serum gonadotropin levels in Japanese women", *Obst. and Gynecol.*, Vol. 46, 1975, pp. 311-312.
- 11) M. G. Bulmer, *The Biology of Twinning in Man*, Clarendon press, Oxford, 1970, 205 p.
- 12) O. Jeanneret, et al., "Secular changes in rates of multiple births in the United States", *Am. J. Hum.*, Vol. 14, 1962, pp. 410-425.
- 13) G. Wyshak, "Some observations on the decline in the United States dizygotic twinning rate", *Soc. Biol.*, Vol. 22, 1975, pp. 167-172.
- 14) J. M. Elwood, "Changes in the twinning rate in Canada 1926-70", *Br. J. Prev. Soc. Med.*, Vol. 27, 1973, pp. 236-241.
- 15) C. J. Brackenridge, "The secular variation of Australian twin births over fifty years", *Ann. Human Biol.*, Vol. 4, 1977, pp. 559-564.
- 16) W. H. James, "Secular changes in dizygotic twinning rates", *J. Biosoc. Sci.*, Vol. 4, 1972, pp. 427-434.
- 17) A. Czeizel, et al., "Demographic characteristics of multiple births in Hungary", *Acta Genet. Med. Gemellol.*, Vol. 20, 1971, pp. 301-313.
- 18) E. Inouye, et al., "Analysis of twinning rates in Japan", L. Gedda, et al. (eds) *Twin Research 3 Part A. Twin Biology and Multiple Pregnancy* New York: Alan R. Liss INC, 1981, pp. 21-33.

表 3 ふたごの都道府県別，性別出生児数と死産児数，1975年—1978年

都道府県	1975 年					1976 年				
	出生児数		死産児数			出生児数		死産児数		
	男	女	男	女	不詳	男	女	男	女	不詳
全 国	10,342	10,273	1,590	1,162	243	9,863	9,929	1,538	987	220
北海道	517	532	85	52	2	469	497	83	47	15
青森	122	114	20	12	6	150	142	14	10	0
岩手	126	167	26	12	6	132	127	23	15	1
宮城	180	171	36	27	2	195	164	27	21	0
秋田	98	108	22	15	5	107	107	16	10	5
山形	99	91	5	10	2	101	112	18	4	0
福島	199	199	17	26	4	153	187	25	22	6
茨城	203	191	86	13	4	217	200	39	26	5
栃木	186	147	46	13	2	145	148	35	21	3
群馬	165	182	14	22	6	182	195	36	12	3
埼玉県	501	512	76	43	14	469	492	65	41	11
千葉県	399	358	62	61	14	406	389	46	37	13
東京都	1,042	1,000	166	108	17	971	946	189	104	16
神奈川県	686	640	92	63	15	587	639	109	47	17
新潟	180	227	37	20	1	190	222	22	16	2
富山	126	100	5	10	0	106	101	23	3	1
石川	119	99	19	15	4	141	82	14	12	5
福井	64	75	4	7	2	70	69	14	15	0
山梨	42	56	10	6	0	47	64	9	13	0
長野	141	169	32	18	2	180	201	20	28	5
岐阜	157	175	26	22	3	154	154	22	15	1
静岡県	314	329	40	38	11	305	308	45	32	13
愛知県	638	628	78	54	20	582	559	85	55	9
三重	136	137	19	22	5	156	128	12	17	2
滋賀	76	92	6	10	4	84	89	9	5	0
京都	214	208	46	27	5	234	226	30	16	2
大阪府	719	743	125	94	18	615	719	133	67	36
兵庫県	483	475	92	45	14	467	438	53	44	10
奈良	83	93	12	13	2	85	67	5	4	4
和歌山	87	76	9	9	7	98	76	13	13	2
鳥取	57	57	5	1	0	45	59	4	0	2
島根	63	45	17	6	4	50	64	5	0	1
岡山	180	155	15	22	3	173	151	18	16	6
広島	224	267	28	28	0	221	254	31	17	2
山口	111	137	16	11	3	107	131	17	15	2
徳島	66	70	9	12	1	72	67	5	6	0
香川県	78	69	12	11	0	112	98	12	9	2
愛媛	131	112	22	14	7	90	104	25	17	0
高松	69	58	13	10	0	64	67	14	8	0
福岡	398	359	53	60	9	341	369	59	41	13
佐賀	108	88	14	7	2	81	70	18	9	0
長崎	159	166	27	25	10	140	126	11	18	0
熊本	134	145	15	7	1	129	129	29	8	1
大分	104	94	19	13	2	108	80	10	14	2
宮崎	99	102	20	15	2	103	91	19	10	0
鹿児島	154	135	28	26	2	120	122	13	17	2
沖縄	105	120	14	7	0	109	99	14	15	0

1977 年					1978 年				
出生児数		死産児数			出生児数		死産児数		
男	女	男	女	不詳	男	女	男	女	不詳
10,026	10,189	1,449	1,057	232	9,977	9,696	1,309	954	252
506	503	66	58	15	483	476	71	45	8
107	107	23	13	4	137	149	22	15	2
142	171	21	10	4	165	137	13	13	9
203	195	25	8	0	194	177	43	24	3
85	83	8	5	0	94	88	9	9	0
110	112	28	18	2	105	114	12	8	2
198	176	27	14	6	204	159	34	23	1
213	226	49	17	5	214	206	39	17	8
164	171	29	18	2	147	165	16	10	0
168	175	22	36	3	155	169	16	11	2
510	500	75	75	25	498	506	49	33	12
414	405	46	33	4	375	377	73	37	8
921	912	140	82	16	918	799	122	100	30
658	563	57	50	19	651	597	69	62	10
228	226	21	15	6	229	200	26	19	9
101	119	23	9	2	97	77	6	11	7
123	97	18	16	1	117	109	10	5	0
69	66	8	6	2	68	61	10	10	4
53	58	15	4	2	54	65	8	4	0
180	192	24	23	1	176	169	24	17	0
147	155	24	16	3	149	192	7	6	6
303	295	51	24	3	295	302	40	16	12
534	571	87	55	13	554	525	73	49	12
157	124	22	11	2	145	121	8	4	5
83	83	11	5	3	106	94	6	15	4
182	206	17	21	6	205	191	26	25	9
686	773	121	86	23	666	672	114	63	31
459	458	65	35	7	467	467	39	30	16
104	86	11	8	0	90	78	10	4	3
68	69	7	7	4	81	86	17	12	1
51	49	9	16	3	61	55	7	7	0
72	63	7	7	2	59	62	10	8	2
134	173	22	12	2	131	134	24	20	5
238	228	28	31	7	202	233	36	30	0
124	111	16	17	2	86	128	12	14	1
42	76	16	8	0	63	42	13	9	0
71	72	11	7	2	71	64	11	5	1
133	132	10	14	0	115	121	15	16	1
79	82	13	14	4	65	74	6	13	4
388	394	69	41	11	408	408	56	57	9
84	80	7	16	1	73	60	15	9	6
121	163	22	16	3	143	134	16	10	4
140	165	26	14	2	181	135	14	15	1
142	90	12	18	3	105	117	10	16	0
96	116	19	13	2	103	133	17	18	0
117	159	10	17	5	144	145	17	8	3
118	159	11	18	0	128	123	18	2	1

表4 地域別にみたふたご出産率, 1975年—1978年

地 区	ふたご出産数	全 出 産 数	ふたご出産率* (千出産あたり)	地 区	ふたご出産数	全 出 産 数	ふたご出産率* (千出産あたり)
北 海 道	4,530	368,762	6.14	中 国	5,597	477,216	5.86
東 北	7,691	605,565	6.35	四 国	3,031	251,283	6.03
関 東	27,264	2,267,496	6.01	九 州	10,077	821,880	6.13
中 部	15,951	1,309,194	6.09	沖 縄	1,061	88,529	5.99
近 畿	16,086	1,394,151	5.77	計	91,288	7,584,076	6.02

表5 男女別ふたご死産率の年次推移

年 次	男 子				女 子				x <sup>2</sup>
	出生数	死産数	計	死産率	出生数	死産数	計	死産率	
1975	10,342	1,590	11,932	0.1333	10,273	1,162	11,435	0.1016	55.95
1976	9,863	1,538	11,401	0.1349	9,929	987	10,916	0.0904	109.53
1977	10,026	1,449	11,475	0.1263	10,189	1,057	11,246	0.0940	60.00
1978	9,977	1,309	11,286	0.1160	9,696	954	10,650	0.0896	41.01
計	40,208	5,886	46,094	0.1277	40,087	4,160	44,247	0.0940	258.73

表6 市郡別ふたご死産率の年次推移

年 次	市 部				郡 部				x <sup>2</sup>
	出生数	死産数	計	死産率	出生数	死産数	計	死産率	
1975	16,089	2,323	18,412	0.1262	4,526	672	5,198	0.1293	0.33
1976	15,317	2,104	17,421	0.1208	4,475	641	5,116	0.1253	0.71
1977	15,762	2,081	17,843	0.1166	4,453	657	5,110	0.1286	5.28
1978	15,298	1,930	17,228	0.1120	4,375	585	4,960	0.1179	1.28
計	62,466	8,438	70,904	0.1190	17,829	2,555	20,384	0.1253	5.94

表7 母年齢別ふたごの死産率, 1975年—1978年

母年齢 (歳)	死産率	年 次					母年齢 (歳)	死産率	年 次				
		1975年	1976年	1977年	1978年	計			1975年	1976年	1977年	1978年	計
—19	出生数	144	141	109	130	524	35—39	出生数	725	698	869	774	3,066
	死産数	78	66	59	59	262		死産数	191	156	194	173	714
	計	222	207	168	189	786		計	916	854	1,063	947	3,780
	死産率	0.3514	0.3188	0.3512	0.3122	0.3333		死産率	0.2085	0.1827	0.1825	0.1827	0.1889
20—24	出生数	4,848	3,980	3,867	3,532	16,227	40—	出生数	88	81	83	101	353
	死産数	762	645	657	524	2,588		死産数	55	64	35	43	197
	計	5,610	4,625	4,524	4,056	18,815		計	143	145	118	144	550
	死産率	0.1358	0.1395	0.1452	0.1292	0.1375		死産率	0.3846	0.4414	0.2966	0.2986	0.3582
25—29	出生数	11,069	11,370	11,600	10,791	44,830	不 詳	死産数	0	0	0	2	2
	死産数	1,377	1,349	1,325	1,189	5,240							
	計	12,446	12,719	12,925	11,980	50,070							
	死産率	0.1106	0.1061	0.1025	0.0992	0.1047							
30—34	出生数	3,741	3,522	3,687	4,345	15,295	計	出生数	20,615	19,792	20,215	19,673	80,295
	死産数	532	465	468	525	1,990		死産数	2,995	2,745	2,738	2,515	10,993
	計	4,273	3,987	4,155	4,870	17,285		計	23,610	22,537	22,953	22,188	91,288
	死産率	0.1245	0.1166	0.1126	0.1078	0.1151		死産率	0.1269	0.1218	0.1193	0.1133	0.1204

図1 ふたごおよび一般集団の死産率と母の出産時年齢との関係：1975年—1978年

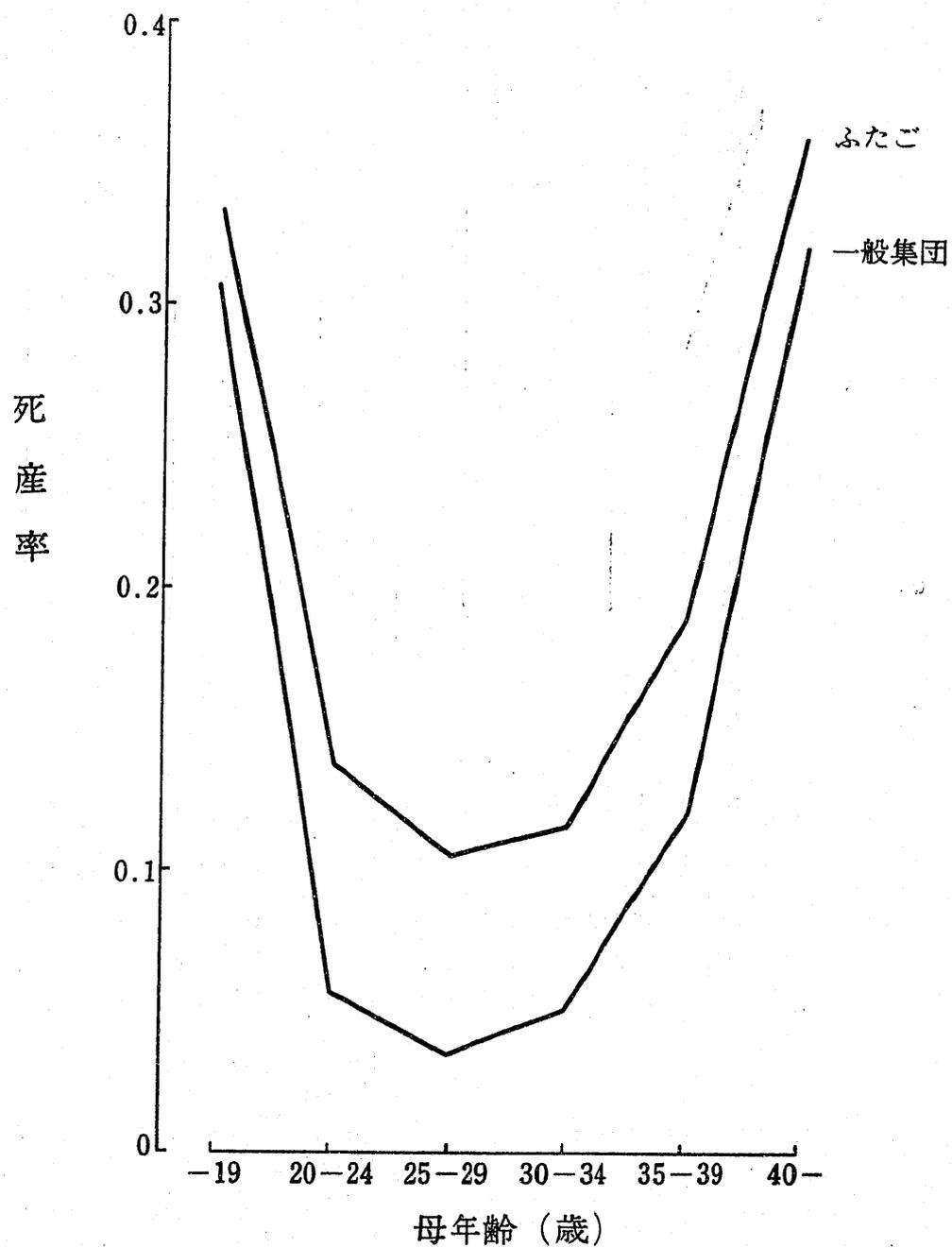


表8 職業別ふたごの死産率，1975年—1978年

職 業	死 産 率	年 次				
		1975 年	1976 年	1977 年	1978 年	計
I 専 農	出生数	664	686	583	594	2,527
	死産数	112	127	97	116	452
	計	776	813	680	710	2,979
II 兼 農	死産率	0.1443	0.1562	0.1426	0.1634	0.1517
	出生数	1,496	1,545	1,587	1,601	6,229
	死産数	211	178	204	163	756
III 自 営	計	1,707	1,723	1,791	1,764	6,985
	死産率	0.1236	0.1033	0.1139	0.0924	0.1082
	出生数	2,509	2,418	2,494	2,302	9,723
IV 勤I(ホワイトカラー)	死産数	451	311	337	320	1,419
	計	2,960	2,729	2,831	2,622	11,142
	死産率	0.1524	0.1140	0.1190	0.1220	0.1274
V 勤II(ブルーカラー)	出生数	7,663	7,621	7,831	7,706	30,821
	死産数	944	915	919	842	3,620
	計	8,607	8,536	8,750	8,548	34,441
VI そ の 他	死産率	0.1097	0.1072	0.1050	0.0985	0.1051
	出生数	6,920	6,247	6,332	6,207	25,706
	死産数	954	855	856	761	3,426
不 詳	計	7,874	7,102	7,188	6,968	29,132
	死産率	0.1212	0.1204	0.1191	0.1092	0.1176
	出生数	1,341	1,263	1,374	1,230	5,208
計	死産数	316	346	318	300	1,280
	計	1,657	1,609	1,692	1,530	6,488
	死産率	0.1907	0.2150	0.1879	0.1961	0.1973
計	出生数	22	12	14	33	81
	死産数	7	13	7	13	40
	計	29	25	21	46	121
計	死産率	0.2414	0.5200	0.3333	0.2826	0.3306
	出生数	20,615	19,792	20,215	19,673	80,295
	死産数	2,995	2,745	2,738	2,515	10,993
計	計	23,610	22,537	22,953	22,188	91,288
	死産率	0.1269	0.1218	0.1193	0.1133	0.1204

表9 妊娠期間別ふたごの死産率，1975年—1978年

妊 娠 月 数	死産率	年 次					妊 娠 月 数	死産率	年 次				
		1975	1976	1977	1978	計			1975	1976	1977	1978	計
4	出生数	0	0	0	0	0	9	出生数	3,198	3,041	2,952	2,918	12,109
	死産数	151	169	170	169	659		死産数	226	205	198	191	820
	計	151	169	170	169	659		計	3,424	3,246	3,150	3,109	12,929
	死産率	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000		死産率	0.0660	0.0632	0.0629	0.0614	0.0634
5	出生数	0	0	0	0	0	10	出生数	16,358	15,777	16,224	15,627	63,986
	死産数	498	547	517	478	2,040		死産数	480	430	400	417	1,727
	計	498	547	517	478	2,040		計	16,838	16,207	16,624	16,044	65,713
	死産率	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000		死産率	0.0285	0.0265	0.0241	0.0260	0.0263
6	出生数	8	13	13	15	49	11	出生数	166	152	170	223	711
	死産数	747	707	690	633	2,777		死産数	10	3	4	0	17
	計	755	720	703	648	2,826		計	176	155	174	223	728
	死産率	0.9894	0.9819	0.9815	0.9769	0.9827		死産率	0.0568	0.0194	0.0230	0	0.0234
7	出生数	142	146	164	160	612	不 詳	出生数	3	2	0	0	5
	死産数	557	445	506	397	1,905		死産数	0	1	0	0	1
	計	699	591	670	557	2,517		計	3	3	0	0	6
	死産率	0.7969	0.7530	0.7552	0.7127	0.7569		死産率	—	—	—	—	—
8	出生数	740	661	692	730	2,823	計	出生数	20,615	19,792	20,215	19,673	80,295
	死産数	326	238	253	230	1,047		死産数	2,995	2,745	2,738	2,515	10,993
	計	1,066	899	945	960	3,870		計	23,610	22,537	22,953	22,188	91,288
	死産率	0.3058	0.2647	0.2677	0.2396	0.2705		死産率	0.1269	0.1218	0.1193	0.1133	0.1204

図2 ふたごおよび一般集団の死産率と世帯の職業との関係：1975年—1978年

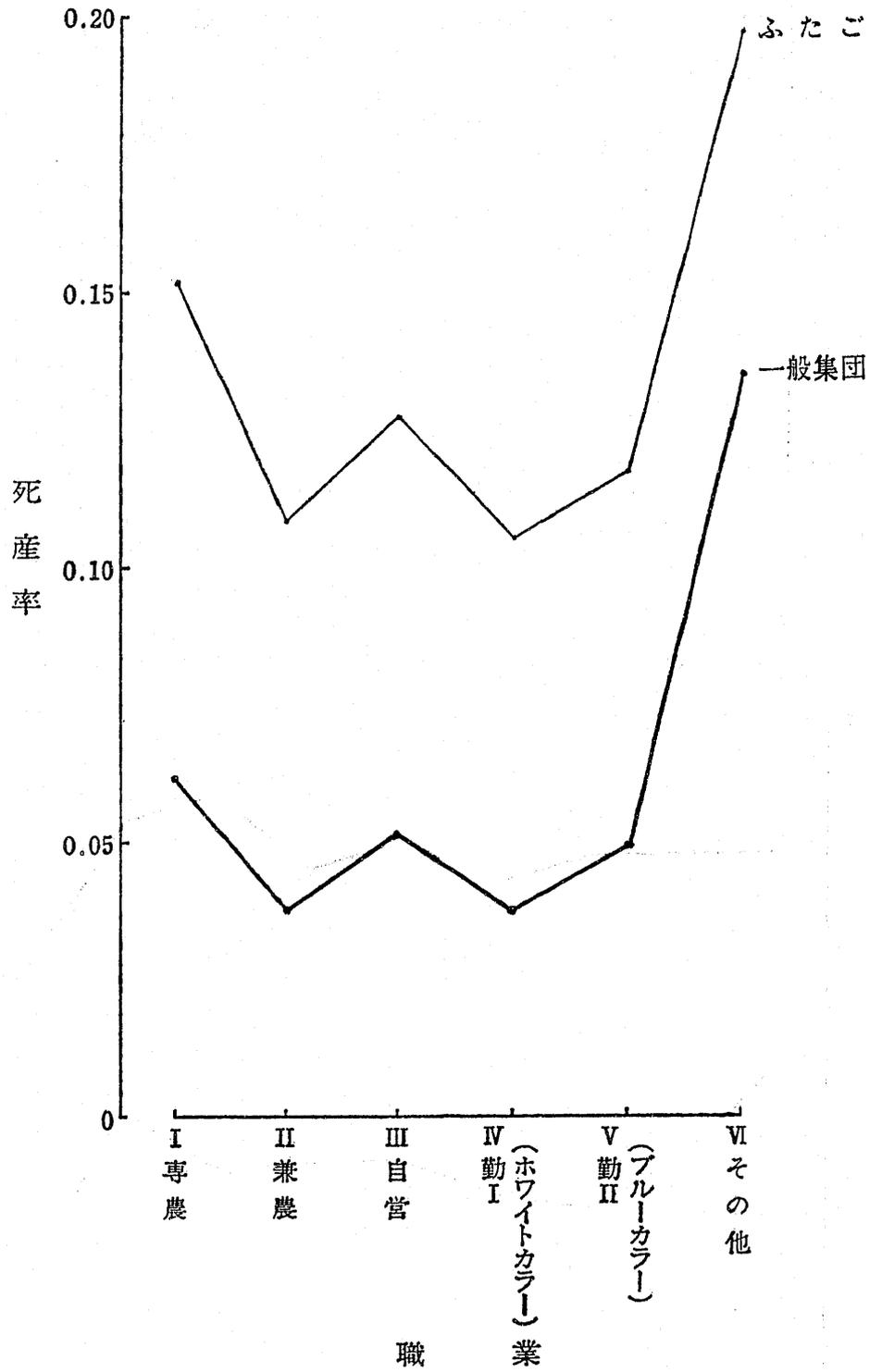
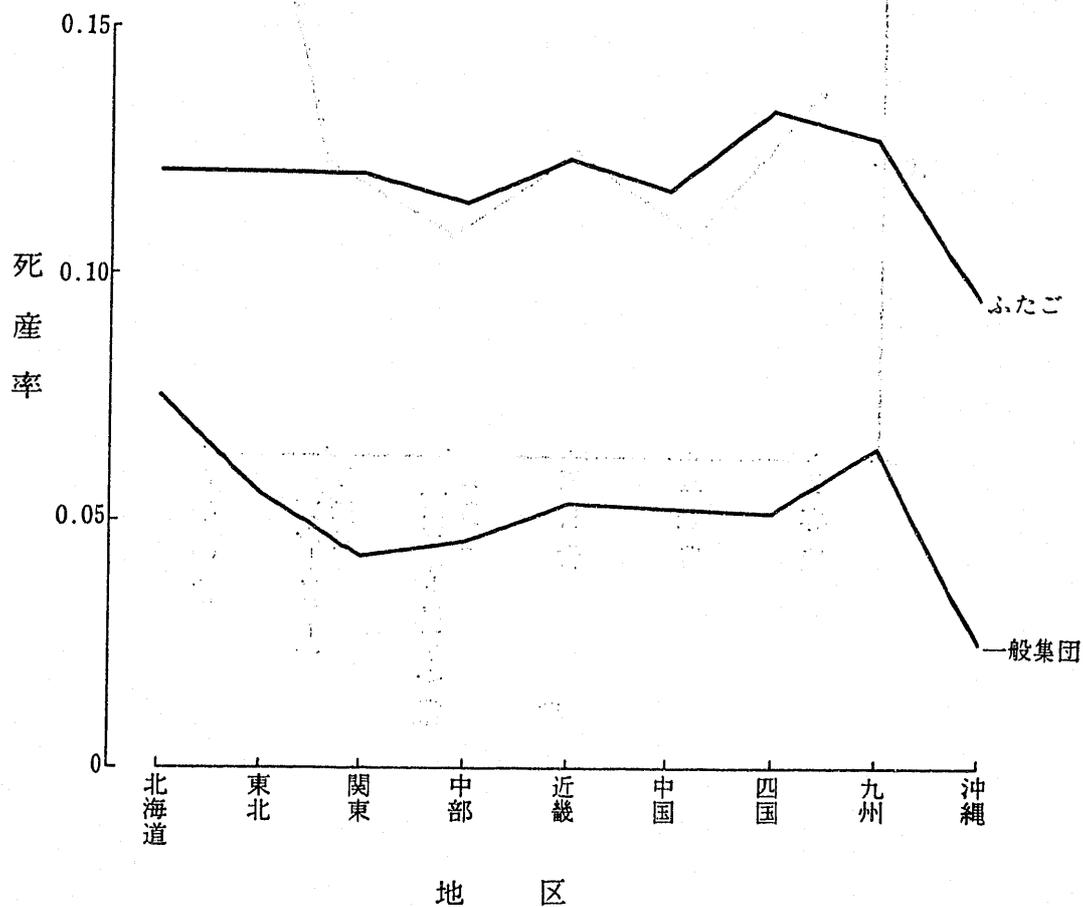


表10 地区別にみたふたご死産率, 1975年—1978年

地区	出生数	死産数	計	死産率
北海道	3,983	547	4,530	0.1208
東北	6,763	928	7,691	0.1207
関東	23,975	3,289	27,264	0.1206
中部	14,130	1,821	15,951	0.1142
近畿	14,111	1,975	16,086	0.1228
中国	4,945	652	5,597	0.1165
四国	2,629	402	3,031	0.1326
九州	8,798	1,279	10,077	0.1269
沖縄	961	100	1,061	0.0943
計	80,295	10,993	91,288	0.1204

図3 地区別にみたふたごと一般集団の死産率：1975年—1978年



およぼすかを多変量解析により分析した。その結果、母の出産時年齢の方が出産順位よりも、2卵性ふたごの出産率により影響をおよぼしていることが明らかになった。

本報告では、ふたごの各個人を単位として分析しているため、卵性別ふたごの出産率は得られないが、全ふたご出産率は得られる。今泉ら<sup>21)</sup>によれば、全ふたご出産率(1,000分娩当り)は1951年に6.47, 1968年に6.17, 1974年に5.83と僅かに減少した。一方、本報告の表1から、これらの率(1,000出産当り)は、1975年に5.89, 1976年に5.82, 1977年に6.20, 1978年に6.18となり、1977年以降の値は1968年の水準に戻っている。なお、ふたごの出産率を計算する場合、母分として分娩数と出産数を使う場合があるが、後者の方がやや低い推定値が得られる。

表4から、ふたごの出産率は東北地方で高く、近畿、中国地方で低い値が得られた。次に「人口動態社会経済面調査—複産」の個票を用いて、各県別、卵性別ふたごの出産率の推定を行いたい。表11は1974年の各県別、生産・死産別、ふたごの性別組み合わせ(男男, 女女, 男女)の組数を示している。これらの資料に基づいて、ワインベルグの分差法<sup>19)</sup>を用い各県別の1卵性と2卵性ふたごの組数の推定を行った。すなわち、1卵性ふたごの組数は同性ふたごの組数から異性ふたごの組数を差引けば得られる。一方、2卵性ふたごの組数は異性ふたごの組数を2倍すれば得られる。次に、1卵性および2卵性ふたごの出産率は、それぞれ1卵性および2卵性ふたごの組数を分娩数で割れば得られる。このようにして得られた卵性別ふたごの出産率も表11に示してある。この表から、1卵性ふたごの出産率は全国的に同程度の値であるが、2卵性ふたごの出産率は北で高く、南で低いことがわかる。

今泉ら<sup>21)</sup>によれば、ふたごの死産率は1951年(23.8%)から僅かながら上昇し、1958年に最高(26.4%)に達し、その後やや横ばいを続け1964年(21.8%)から減少を始め1968年には16.9%, 1974年には12.3%にまで低下した。本報告によれば、1975年のふたごの死産率は12.7%から1978年には11.3%と、ごく僅か減少した。

今泉ら<sup>21)</sup>は1卵性と2卵性ふたごの死産率は共に母の出産時年齢が20歳未満と40歳以上で高く、中間の年齢層で低いことを報告した。本報告においても同様な傾向、すなわち、ふたごの死産率と母年齢との関係はU字型を示した。

ふたごの死産率は出産時体重、妊娠期間、母の出産時年齢および出産順位と関係している<sup>3,5,20)</sup>。そこで、今泉ら<sup>21)</sup>は上記の4要因を判別変数として判別関数を計算したところ、標準化された判別関数の係数は、-0.80(ふたごの出産時体重の和)、-0.24(妊娠期間)、-0.15(母年齢)および0.32(出産順位)であった。したがって、ふたごの死産率に一番関係のある要因は出産時体重であることを明らかにした。

## V 結 論

わが国においては、昭和50年以降人口動態統計に複産に関する統計の記載がない。したがって、本報告では概略的なふたごに関する統計表を作成するため、人口動態統計の出生票および死産票テープを用いて、昭和50年から昭和53年の間に出生したふたごに関する統計表を作成した。

これらの統計資料に基づいて、ふたごの出産率と死産率に影響をおよぼす要因について分析を行っ

19) W. Weinberg, "Beiträge zur Physiologie und Pathologie der Mehrlingsgeburten beim Menschen", *Arch. Ges. Physiol.*, Vol. 88, 1901, pp. 346-430.

20) A. Asaka, et al., "Analysis of multiple births in Japan. I. Weight at birth among 12,392 pairs of twins", *Jpn. J. Human Genet.*, Vol. 25, 1980, pp. 65-71.

21) 今泉洋子 等, 未発表, 1981.

表11 都道府県別、生産・死産別ふたごの性別組み合わせと卵性別ふたごの出産率、1974年

都道府県	出生—出生			出生—死産				死産—死産				計	ふたご出産率	
	男男	女女	男女	男男	女女	男女	不詳	男男	女女	男女	不詳		1卵性	2卵性
全	4,339	4,348	1,731	300	252	93	18	580	458	149	124	12,392	3.90	1.86
北海道	230	206	84	5	9	1	0	18	19	8	5	585	3.88	1.83
青森	50	74	29	3	6	3	0	6	4	2	1	178	4.11	2.57
岩手	67	51	24	7	1	3	1	8	3	1	0	166	4.58	2.36
宮城	53	72	33	6	4	1	0	16	9	2	3	199	3.49	2.03
秋田	49	26	18	8	3	1	0	8	7	3	3	126	4.20	2.34
山形	44	41	17	5	3	0	1	10	1	0	0	122	4.54	1.77
福島	65	81	36	4	4	1	0	12	7	3	3	216	3.85	2.32
茨城	99	100	38	10	4	3	1	13	7	10	1	286	4.12	2.31
栃木	52	70	28	4	6	1	0	9	6	4	3	183	3.51	2.03
群馬	92	77	28	6	3	1	0	5	8	2	3	225	4.82	1.87
埼玉県	231	243	88	17	14	6	0	19	22	3	8	651	4.24	1.83
千葉県	165	156	67	13	10	2	0	12	15	5	1	446	3.49	1.74
東京都	411	463	164	28	27	6	1	81	40	12	8	1,241	3.98	1.67
神奈川県	258	237	134	15	13	11	7	40	21	6	11	753	3.25	2.27
新潟県	88	100	31	4	5	1	1	9	6	5	0	250	4.32	1.83
富山県	36	45	14	1	0	0	0	7	6	2	0	111	4.08	1.65
石川県	43	44	14	6	2	0	0	8	7	0	2	126	4.66	1.36
福井県	25	21	17	2	3	0	0	0	5	1	0	74	2.83	2.68
山梨県	21	24	11	3	1	1	0	4	1	0	0	66	3.31	1.89
長野県	84	66	38	8	7	2	0	5	9	2	1	222	3.86	2.36
岐阜県	71	71	21	5	6	3	0	11	9	3	1	201	4.17	1.54
静岡県	138	154	52	13	7	3	0	22	19	3	3	414	4.64	1.82
愛知県	256	252	103	18	20	10	0	33	32	9	13	746	3.88	1.94
三重県	52	56	14	2	2	3	1	8	10	6	4	158	3.72	1.60
滋賀県	34	49	19	0	0	1	0	6	2	1	2	114	3.68	2.21
京都府	99	103	28	7	5	2	0	12	8	5	4	273	4.37	1.54
大阪府	338	301	123	16	16	4	1	52	41	10	12	914	3.59	1.57
兵庫県	215	174	79	13	5	2	0	17	21	7	4	537	3.65	1.80
奈良県	51	44	12	3	0	3	0	4	2	1	1	121	4.34	1.58
和歌山県	42	46	15	1	0	0	0	6	3	2	0	115	4.31	1.81
鳥取県	21	22	10	1	2	1	0	3	3	1	0	64	4.18	2.51
島根県	23	20	12	0	6	0	1	2	3	0	2	69	3.49	2.00
岡山県	63	60	24	5	4	1	0	13	5	2	2	179	3.74	1.64
広島県	110	117	34	9	7	3	0	10	9	1	3	303	4.24	1.44
山口県	61	62	24	2	3	1	0	13	9	3	0	178	4.58	2.10
徳島県	27	30	9	3	3	1	0	6	6	2	0	87	4.88	1.86
香川県	35	36	10	4	2	0	0	3	3	0	3	96	4.33	1.19
愛媛県	37	51	17	8	3	1	0	5	5	2	0	129	3.44	1.55
高知県	26	31	14	3	3	0	0	6	4	0	0	87	4.53	2.15
福岡県	175	159	67	12	11	2	2	21	21	6	5	481	4.11	1.90
佐賀県	35	29	6	3	1	0	0	3	3	3	1	84	4.51	1.25
長門県	45	51	33	6	4	1	0	4	9	2	2	157	2.93	2.54
熊本市	50	47	22	2	3	1	0	6	9	3	2	145	3.28	1.87
大宮市	39	44	12	5	3	1	1	6	5	1	3	120	4.38	1.40
鹿島市	34	50	17	0	2	2	0	4	5	1	4	119	3.73	1.99
鹿島市	54	51	15	3	6	3	0	10	5	2	0	149	4.09	1.50
鹿島市	45	41	26	1	3	0	0	4	4	2	0	126	2.91	2.32

た。本報告から得られた結果によると、昭和52年、53年のふたごの出産率は昭和43年の値とほぼ同じ水準となり、昭和49年の値より上昇している。

わが国および外国で、これまでに発表されたふたご分析の結果について述べた。

## 書評・紹介

大淵 寛・森岡 仁、『経済人口学』

新評論, 1981

人口学は学際的な学問だと言われている。しかし、わが国では、いまのところ人口学が学際的な学問として成立しているわけではなく、それぞれの研究者が自分の学んだ既成の学問分野にしっかりと足場を確保しながら、その姿勢で人口を研究しているというのが本当である。実際、いまのところ、いたずらに学際的という表現にとらわれて自由勝手に人口の研究らしいことをやるよりは、既成の学問体系をバックにして人口の研究を積み重ねていく方が安全かつ効率的であるように思われる。人口学が学際的な学問として完成するのは、まだもっと先のことだと考えるべきである。

経済人口学 (economic demography) は経済学の見方からする人口の研究を本務とするものであるが、昔からの人口と経済のかかわり合い、また経済学における人口要因の取り扱いからみて、比較的完成への目的をつけ易い分野である。その意味で、私達のように経済学から人口研究の途に入った者にとって、経済人口学の完成に貢献することは、登山家達が前人未踏の名峰をみざすようにきわめて魅力ある目標でもある。

大淵寛・森岡仁氏の近著は、こうした努力の貴重な成果である。大淵氏はすでに『人口過程の経済分析』を公にされたし、森岡氏は『人口経済論』において大淵氏と共著され、両氏ともその他多くの業績をこの分野であげておられるが、この度の新著はこれらの業績を改めて体系化されたものとして評価される。とくに、新著では歴史・理論・政策の3部門にわたり、経済人口学の体系を具体的な形で示すことが目標にされており、その意味で経済人口学の出発点となるべき業績を世に問われたものである。

本書の構成は、第1章人口と経済の発展過程、第2章経済人口学への歩み、第3章経済人口学の現状、第4章日本の人口と経済発展、第5章現代世界の人口問題と人口政策となっている。いわば、第1章は人口経済史であり、人類発生以来現代にいたる超長期の人口と経済のからみ合いが叙述されている。第2章は経済人口学説史であり、マルサスの先駆者から最近の学説までを跡づけている。第3章は経済人口学の理論であり、出生力の経済学、人口と経済成長の理論、および適度人口理論が論じられている。第4章は歴史、理論、政策の各方面から日本の人口と経済発展を述べた一つの独立の業績である。そして第5章で現代世界が当面している人口問題と人口政策を先進工業国、社会主義国、低開発国別に、また人口、資源、環境といった問題別に論じている。

以上の簡単な紹介からも推察されるように、本書が経済人口学の基本的文献として専門家の間で長い寿命を保つであろうことは疑う余地がない。またひろく人口学に関心を抱くあらゆる研究者にとって必読の重要な書物となることも言うまでもない。

ただしこの機会に、経済人口学の今後の発展方向について、私が日頃考えていることを披露して著書の御批判と御教示をたまわりたいと思う。

それは、経済人口学のバックボーンとして設定されるべき基本概念は何かという問題である。周知のとおり、経済人口学の本家にあたる経済学では、ケネーの「経済表」に由来する経済循環論が常に背骨として意識されており、アダム・スミス、マルクス、マルサス、ケインズなどの経済学をそれぞれ一つの体系としてまとめ上げる役割を果している。経済人口学において経済循環論のような役割を演じる基本概念は何でなければならないのだろうか。この問題は近頃、私の念頭を離れない課題であるが、徐々に人口再生産論がそれではないか、そして経済循環と人口再生産との相互関係の分析が経済人口学の基本課題でなければならないという思いが強まりつつある。この点、大淵・森岡両氏はどのようにお考えであろうか。御教示を得る機会があれば幸いである。

(岡崎 陽一)

German Rodoriguez and John N. Hobcraft, *Illustrative Analysis: Life Table Analysis of Birth Intervals in Colombia*, WFS Scientific Reports No. 16, International Statistical Institute, May 1980, 72 p.

本書は、世界出産力調査(WFS)の分析報告シリーズの一つであり、いわゆる life table analysis の出産力調査への適用例である。出生に関する life table analysis の特徴は、出生過程を生命表形式の諸関数(出生力表)を用いて精密に表現することにある。この方法は、たんに出生の到達水準の計測だけではなく、パリティ拡大率や出生速度(出生間隔)といった出生過程の計測に、非常に有力な分析技術である。

本書では、コロンビアのWFSデータを用いて、出生力水準 quantum と出生速度 tempo の分析を試みる。そのために、生命表形式の関数にさらにQ (quintum), T (Tukey's trimean), S (spread) といった要約指標を導入する。すなわち、出生力水準をあらゆる指標Qは、完結時のパリティ拡大率を近似的にあらゆるものであり、前の出生からの経過期間5年時(第1子については結婚から経過5年時)の水準である。出生速度をあらゆるものとしては、Qの水準を1としたときの3つの4分位水準における経過期間、各々 $q^1$ ,  $q^2$ ,  $q^3$  (月数表示)の一種の加重平均期間 $T (T = (q^1 + 2q^2 + q^3)/4)$ と、第三4分位と第一4分位における期間の差 $S (S = q^3 - q^1)$ を定義する。そして、様々な属性別に出生力表を作り、Q, T, Sを計算する。例えば、人口学的属性である結婚・出生時の妻年齢がパリティ拡大率の水準と出生速度におよぼす影響をみるためには、第1子については結婚時の妻年齢別に、第2子以降については前の出生順位の出生時年齢別に、生命表形式の出生力表を作り、Q, T, Sという要約指標を用いて比較する。実際に考察の対象となったのは、人口学的属性として結婚・出生時の妻年齢 age のほかに世代 cohort, 年次 period であり、社会経済的属性としては幼少時の居住地、教育水準、就業状態といったもの、さらに人口生物学的属性としては乳幼児死亡、授乳期間、避妊の有無といったものである。

こうした life table analysis の出産力調査への適用として、我が国では、小林和正などによって試みられた方法(『人口問題研究』第104号, 1967年10月)がある。

小林の方法と本書の方法の主な違いの第一は、table 作成上の問題である。補正やデータ処理上の違いは別にして、各出生順位の出生の計測にあたって、小林の方法ではすべての順位の出生が結婚からの経過期間で計測されるのに対して、本書の方法では各順位の出生はその前の出生からの経過期間(第1子については結婚からの経過期間)によって計測される。小林の方法ではすべての出生順位の経過は1個の生命表の中で表現される(各出生順位とも始点と母集団すなわち $l_0$ を共通とする)のに対し、本書の方法では出生順位ごとに段階の異なる別の生命表として表わされる(生命表の始点が出生順位ごとに異なり、第2子以降の母集団 $l_0$ は前の出生順位の $l_0$ の部分集団である)。したがって、本書の方法は、出生順位間における属性の分析、例えば、避妊実行、授乳期間、乳幼児死亡といった属性と出生力水準、出生速度との関連の分析に、より優れている。また、第2子以降の分析の場合、その出生は結婚からの経過期間よりむしろ直前の出生からの経過期間の影響を強く受けるので、本書の方法の方が、より適している。

第二の相違点は、tableの利用の仕方であって、出生過程の観察の際、小林の分析では過程に伴うパリティ拡大率の経年変化あるいは各出生順位別累積出生割合の経年変化としてとらえるのに対し、本書の分析ではそうした経年変化だけでなく各出生順位の完結水準Qの4分位時点を要約指標とすることによって出生速度をとらえる。こうした要約指標は出生過程を克明に示すという訳にはいかないが、本書におけるように多くの属性についてその出生力水準と出生速度におよぼす影響の比較を行なう場合には、便利である。

したがって、我が国においても、小林の方法による分析に加えて、本書のような方法に基づいて、第2子以降の出生についての緻密な分析、または出生順位間における属性について、あるいは要約指標を用いてより多くの属性と出生力水準、出生速度の関連についての分析が行なわれることが期待される。(渡邊 吉利)

# 雑 報

## 人 事 の 異 動

(昭和56年7月～9月)

<発令年月日> 昭56. 7. 1	<異 動 事 項> 新 規 採 用	<所屬・官職・氏名> 人口移動部移動科 厚生技官 小 島 宏
----------------------	----------------------	--------------------------------------

## 定 例 研 究 報 告 会 の 開 催

(昭和56年7月～9月)

<回>	<年月日>	<報 告 題 名>	<報 告 者>
12	昭56. 7. 1	人口移動と定住に関する調査について……………	岡崎 陽一 技官 内野 澄子 技官 清水 浩昭 技官
”	”	主要国近年の出生頻度と出生力指標……………	山口 喜一 技官 白石 紀子 技官 笠原里江子 技官
13	昭56. 7. 8	主食パターンの多様化と社会経済的特徴——昭和54年度 度実地調査結果から——……………	内野 澄子 技官
14	昭56. 7. 22	昭和55年度実地調査の概要……………	中野 英子 技官 池ノ上正子 技官 石川 晃 技官
15	昭56. 9. 9	日本家族論ノート(4)——中根理論を中心として——……………	清水 浩昭 技官
”	”	昭和55年度人口移動報告年報より……………	内野 澄子 技官
16	昭56. 9. 16	多胎児における死産率……………	今泉 洋子 技官 三田 房美 技官
17	昭56. 9. 21	機関誌編集方針ならびに研究報告会運営方針に関する 部長会報告……………	岡崎 陽一 技官 山口 喜一 技官
18	昭56. 9. 30	出生力モデルについて……………	河野 稔果 技官

## 人口問題審議会の委員の異動と第39回総会

人口問題審議会（厚生省の附属機関で、「人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じ、及び関係各大臣に対し意見を述べることを目的として設置されている）委員は、このほど任期（2年）満了に伴う異動が行なわれた。昭和56年7月20日現在における新しい委員、それから専門委員および幹事の氏名・現職を掲げると次のとおりである。

なお、新しいメンバーによる初の総会（昭和56年8月6日開催）において、委員互選の結果、会長に山田雄三氏、会長代理に福武直氏がそれぞれ選出された。また、部会の委員も決定され、第一部会（人口収容力に関する部会）の部会長には黒田俊夫氏、第二部会（人口調整に関する部会）の部会長には福武直氏がそれぞれ選出された。

○人口問題審議会委員

(任期：昭56.7.20～58.7.19, 五十音順, 敬称略)

<氏 名>			<現 職>
浅 野	繪 一 郎		全日本労働総同盟副会長
石 橋	幹 一 郎		経済団体連合会常任理事
伊 部	英 男**		年金開発基金理事長
岩 間	英 太 郎		国立競技場理事長
及 川	一 夫		日本労働組合総評議会副議長
尾 本	信 平		日本経営者団体連盟社会保障特別委員会委員長
加 藤	寛		慶応義塾大学経済学部教授
木 下	剛		毎日新聞社人口問題調査会常任理事
国 井	長 次 郎		家族計画国際協力財団常任理事
久 保	秀 史		全国母子健康センター連合会常任理事
黒 田	俊 夫		日本大学経済学部嘱託教授
小 泉	明		東京大学医学部教授
小 林	和 正		京都大学東南アジア研究センター教授
坂 元	貞 一 郎		中外製薬(株)副社長
篠 崎	信 男*		厚生省人口問題研究所長
柴 田	鉄 治		朝日新聞社論説委員
武 見	太 郎**		日本医師会会長
塚 本	哲 也		毎日新聞社論説委員
中 根	千 枝 子		東京大学東洋文化研究所教授
縫 田	曄 子		国立婦人教育会館長
橋 本	道 夫		筑波大学教授
菱 沼	従 尹 直		日本アクチュアリー会顧問
福 武	直		社会保障研究所長
逸 見	謙 三		東京大学農学部教授
堀 川	淳 弘		読売新聞社社友
本 城	和 彦		国連地域開発センター所長
松 永	英 吉		国立遺伝学研究所人類遺伝部長
松 山	榮 吉		東京厚生年金病院産婦人科部長
安 川	正 彬		慶応義塾大学経済学部教授
山 田	雄 三		一橋大学名誉教授
渡 辺	和 美		東京商工会議所常議員

(注) \* 任期：昭55. 5. 25 ~ 57. 5. 24

\*\* 任期：昭55. 6. 25 ~ 57. 6. 24

○人口問題審議会専門委員

(任期：昭56.7.20～58.7.19, 官制順, 敬称略)

<氏名>		<現職>
岡崎陽一		厚生省人口問題研究所人口政策部長
河邊宏		人口移動部長
河野稠果		人口資質部長
山口喜一		人口情報部長
村松稔晋		国立公衆衛生院衛生人口学部長
吉沢晋		建築衛生学部長

○人口問題審議会幹事

(官制順, 敬称略)

<氏名>		<現職>
雷金原俊二		経済企画庁総合計画局計画課長
松井隆		科学技術庁計画局計画課長
伊吹文明		環境庁企画調整局企画調整課長
長沢哲夫		国土庁計画調整局計画課長
大島弘輔		外務省大臣官房領事移住部移住課長
大山綱明		大蔵省大臣官房調査企画課長
久保庭信一		文部省大臣官房企画室長
長門保明		厚生省大臣官房企画室長
古澤松之丞		農林水産省構造改善局農政部就業改善課長
村岡茂生		通商産業省大臣官房総務課長
甘粕啓介		労働省大臣官房政策課長
原隆之		建設省計画局総括計画官
吉住俊彦		自治省大臣官房企画室長

上記の異動・改選後初の総会になる第39回人口問題審議会総会は、昭和56年8月6日(木)午後2時から、厚生省特別会議室において開催された。会議は、上記のような審議会の新しい構成についての決定、村山達雄厚生大臣の挨拶の後、次の4題の報告がなされた。

1. 最近における人口の動向について(山口喜一専門委員)
2. 人口に関する国際会議の概況について
  - (1) 第21回国連人口委員会(篠崎信男委員)
  - (2) 第3回アジア太平洋人口会議準備委員会(長門保明幹事)
3. 出生力動向に関する社会・経済的分析について(岡崎陽一専門委員)
4. 将来人口推計の基本的考え方について(河野稠果専門委員)

今回の総会の中心議題であるこれらの報告(とくに第4報告)をめぐる、各委員から質問や意見が多く出され、活発な議論の後、予定された4時を大幅に超過して閉会した。次回の総会期日は未定。

## 日本統計学会第49回大会

昭和56年度(第49回)の日本統計学会総会および研究報告会は、7月13日(月)から15日(水)までの3日間にわたり、関西大学(吹田市)において開催された。

本年は、日本統計学会の創立50周年に当たることとて、その記念特別講演会および討論会をはじめ、盛り沢山のプログラムが組まれた。研究報告会における本年度の共通テーマも6題の多きに上ったが、そのうちの「人口統計の発展と問題点」(座長:亜細亜大学・森田優三)に関する報告は次の4題であった。

人口静態統計の発展と課題.....北山直樹(総理府統計局)

日本における人口移動統計の発展と問題点.....大友篤(宇都宮大)

人口動態統計の問題点.....前田正久(I C U)

出生統計について.....河野稠果(人口問題研)

このほかにも二つの「人口」に関する部会が設けられた。他部会の研究報告のなかのものをも含めて、人口に関連のある報告を列挙してみると次のとおりであり、近来にない多きを数える。

### 〔人口(I)〕

地域間人口移動と将来地域人口推計.....黒田俊夫(日大人口研)

岡崎陽一(人口問題研)

南条善治(福島県医大)

鈴木啓祐(流通経済大)

ほか

夫婦出生力の将来推計方法の試み.....伊藤達也(人口問題研)

山本千鶴子( )

### 〔人口(II)〕

ジップの順位規模法則の「可分解性」の実証的研究.....黒田俊夫(日大人口研)

鈴木啓祐(流通経済大)

ほか

障害者統計について.....大橋隆憲(日本福祉大)

出生数の季節変化.....鈴木義一郎(統計数理研)

我国100年間の出生の性比.....臼井竹次郎(元公衆衛生院)

方波見重兵衛(公衆衛生院)

福富和夫( )

金子功( )

### 〔その他〕

国勢調査と統計環境.....大屋祐雪(九州大)

坂元慶行(統計数理研)

森博美(法政大)

浜砂敬郎(九州大)

わが国の衛生統計資料にもとづく死因別死亡構造の変遷に関する研究.....根岸龍雄(東京大医)

内藤雅子( )

その1 腎炎・ネフローゼおよび消化性潰瘍

その2 胃腸炎, 肺炎, 気管支炎

商圏の推計をめぐる.....新家健精(福島大経済)

星野洪二( )

なお、50周年記念討論会は「日本の統計・回顧と展望」と題し(座長:東京大学・竹内啓), 各分野から6名の討論者が出席し、フロアーからの発言も交えて活発な討論が行なわれたが、人口の分野からは本研究所の岡崎陽一部長が討論者として参加した。(山口喜一記)

THE JOURNAL OF POPULATION PROBLEMS  
(JINKO MONDAI KENKYU)

*Organ of the Institute of Population Problems of Japan*

---

*Editor:* Nobuo SHINOZAKI      *Managing Editor:* Kiichi YAMAGUCHI  
*Associate Editors:* Yoko IMAIZUMI    Takeharu KANEKO    Hiroaki SHIMIZU  
                                 Makoto ATOH      Keiko WAKABAYASHI

---

**CONTENTS**

**Articles**

- Social Differentials in Staple Food Taking Drawing on  
Field Survey Results Conducted in 1979 (2, continued)..... Sumiko UCHINO... 1~22
- Review and Appraisal of Population Policies  
in the Developed Countries ..... Makoto NOHARA ATOH...23~43
- Recent Trends of Marriage Cohort Fertility  
by Age of Wife at Marriage ..... Tatsuya ITOH...44~60
- Essay on the History of Population Policy in Modern  
Japan (2) —Population Policy on Quality and Quantity  
in National Eugenic Law ..... Kiyosi HIROSIMA...61~77

**Note**

- Household Statistics of Japan (2) —On the Concept  
of Household-head— ..... Chizuko YAMAMOTO...78~82

**Material**

- Twinning Rate and Stillbirth Rate of Twins  
in Japan, 1975-1978 ..... Yoko IMAIZUMI and Fusami MITA...83~94

**Book Reviews**

- Hiroshi Obuchi and Hitoshi Morioka, *Keizai Jinko Gaku*  
(*Economic Demography*) (Y. OKAZAKI) .....95
- German Roderiguez and John N. Hobcraft, *Illustrative*  
*Analysis: Life Table Analysis of Birth Intervals in*  
*Colombia* (Y. WATANABE) .....96

- Miscellaneous News..... 97~100

---

Published by the  
Institute of Population Problems, Ministry of Health and Welfare,  
Tokyo, Japan